

45-95  
2

文學士藤岡作太郎

平出鏗二郎著

日本風俗史

中編

東京

東陽堂發行





日本風俗史中篇目錄

第七期 鎌倉時代

第一章 歴史上の概見

鎌倉幕府の創立……皇室の衰微……貞永式目の制定  
……元寇……徳政發布……將士の奢侈……幕府の滅亡

第二章 社會の情態

第一節 社會の組織

皇室……五攝家……將軍……幕府の職制……僧徒神人……  
出家入道……工匠商賈……娼妓……大名……奴婢……戶籍  
法……浮浪盜賊

第二節 民法

貞永式目……式目追加……繼嗣……婚姻……遺產處分……  
賣買……貸借……質入

第三節 産業

農業……工藝……劍工、製陶、漆……彫刻、繪畫……商業……  
商座……借上、替錢、賭博の産物……物價、沽價法……通貨



第三章 教育宗教及び人心

第一節 教育と宗教

教育…金澤文庫…宗教…幕府の敬神崇佛…當時の佛法…浄土宗…浄土真宗…台徒と専修念佛…日蓮宗…大念佛宗…時宗…禪宗…曹洞宗

第二節 人情道徳及び武士道

人心…武士道

第四章 鎌倉の繁榮及び諸國の交通

鎌倉…鶴が岡八幡…鎌倉の市政…諸國の交通…海道驛路の法…旅装

第五章 衣食住

第一節 住居

公家の屋制…武士の屋制…禪法と屋制…書院作…園藝…盆栽

第二節 容儀服飾

冠…月代…京人服飾の華美…武人の素樸…武人の服装…笠

第三節 飲食

麥飯…三食…武人の鹿食…宴饗及び其獻立…宴飲…鎌倉酒壺の數…麩と鮭…僧侶の肉食…喫茶の再興…氷

第六章 冠婚葬祭

第一節 婚姻

嫁娶の式…貴族の淫靡…姻縁による政略…有夫姦

第二節 生誕元服

鏡帯…飯と腰氣…産時の舞…暖粥の祝…五十日…百日の祝…眞菜の祝…鎧着初…元服…烏帽子と烏帽子親…命名

第三節 喪葬追祭

吉事…屍體の處置…棺…葬式…藤原秀衡の棺…七七日の佛事…一週忌の供養…石板の卒都婆…魂喚…親女

第七章 年中行事及び典禮

第三章 教育宗教及び人心

第一節 教育と宗教

教育…金澤文庫…宗教…幕府の敬神崇佛…當時の佛法…浄土宗…浄土真宗…台徒と専修念佛…日蓮宗…大念佛宗…時宗…禪宗…曹洞宗

第二節 人情道徳及び武士道

人心…武士道

第四章 鎌倉の繁榮及び諸國の交通

鎌倉…鶴が岡八幡…鎌倉の市政…諸國の交通…海道驛路の法…旅装

第五章 衣食住

第一節 住居

公家の屋制…武士の屋制…禪法と屋制…書院作…園藝…盆栽

第二節 容儀服飾

冠…月代…京人服飾の華美…武人の素樸…武人の服装…笠

第三節 飲食

麥飯…三食…武人の鹿食…宴饗及び其獻立…宴飲…鎌倉酒壺の數…麩と鮭…僧侶の肉食…喫茶の再興…氷

第六章 冠婚葬祭

第一節 婚姻

嫁娶の式…貴族の淫靡…姻縁による政略…有夫姦

第二節 生誕元服

鏡帯…飯と腰氣…産時の舞…暖粥の祝…五十日…百日の祝…眞菜の祝…鎧着初…元服…烏帽子と烏帽子親…命名

第三節 喪葬追祭

吉事…屍體の處置…棺…葬式…藤原秀衡の棺…七七日の佛事…一週忌の供養…石板の卒都婆…魂喚…親女

第七章 年中行事及び典禮



禁裡年中行事……幕府年中行事……境飯……御行始……  
 二所參詣……心經會……弓場始……鶴岡八幡臨時祭……  
 同放生會……親王將軍の函傳……將軍宣下の式……吉  
 書始……判始……京都俗間年中行事……嘉祥祭……七月  
 十五夜洛外の山火……門松……歳首の忌詞  
 第八章 歌舞遊戯……………四九

平家節……先帝御入水(平曲)……田樂……今様……曲舞……  
 延年舞……猿樂の能……落首落書……童謡……四季の遊  
 観……貴族の遊戯……博奕……兒戯

## 第八期 室町時代

第一章 歴史上の概見……………五五

建武中興……南北朝の分争……室町幕府……南北合和  
 ……足利義満の奢侈……關東管領……應仁の亂……京都  
 の衰廢……群雄割據

第二章 社會の情態……………五八

第一節 社會の組織……………五八

皇室の式微……公家の窮乏……幕府の職制……公方御  
 所の稱……大小名の勢力……群雄蜂起……僧徒……南都  
 北嶺……大一揆、小一揆、法華一揆

第二節 民法……………六二

繼嗣……賣買貸借……質入

第三節 徳政及び民情……………六四

幕府財政の窮乏……凶荒……徳政……下民の窮厄……辻  
 斬……女取……勾引……人身賣買

第四節 産業……………六八

農業……草綿の舶來……商業……商座……物價……通貨……  
 海外貿易……工業……製陶……漆器……彫刻……劍工……鞍  
 鐙工……繪畫……工匠……買僧……乞子

第三章 教育宗教及び人心……………七二

第一節 教育宗教……………七二

教育……足利學校……山口の學運……五山僧徒の學問  
 ……儒書の朱註……寺子屋……宗教……五山十刹……眞宗  
 ……日蓮宗……宗論……當時に於ける佛法の効力……神



道……唯一神道……伊勢大神宮の荒廢……或信……鈴御前

第二節 人情道德……………七五

武士道……細川頼之の訓誡……士童坊……武士道と禪法……武人の婦妻……公家的武人……倫道の衰憊……男色

第四章 京都の衰廢及び諸國の割據……………七九

京都……建武の京都……二條河原の落書……武人の強梁……京都の兵燹……南北合和後の京都……相國寺と六條八幡……花御所と金閣……應仁の兵燹……京都盛衰の變……應仁亂後京都の荒廢……銀閣……大内の荒廢……天子宸筆を賣る……諸國……鎌倉の衰廢……小田原の繁榮……山口の繁盛……公卿の流寓……四國九州……道路壅塞……堺津

第五章 衣食住……………九〇

第一節 住居……………九〇

京都貴族の第宅……武人の第宅……將軍の第宅……將軍起臥の尊大……高師直が第宅……武人第宅の奢靡……書院と玄關……武人第宅の寢殿作……書院作行はる……廣間……茶亭……舞臺……金閣と銀閣……禪法と室内裝飾……書院作と障子……格子の衰廢……疊……商廊……校倉……土倉……燭火……燭器……行燈……挑燈……蠟燭……火籠……蚊帳……園藝……僧疎石と相阿彌……當時作庭の式樣……金閣及び銀閣の庭……盆山

第二節 船舶車輿……………九八

船舶……枯野……猪名部の工人……韓風の船……飛舟……舟棚……棚無小舟……あけのそぼ舟……高瀬舟……龍頭鷓首の船……唐屋形船……造船術の盛衰……行船法……倭寇の船……征韓の軍艦……船の叙位……丸の稱……車輿……車の種類……輿の種類……座取……駕籠……輿舁……將軍の雨蓑

第三節 容儀服飾……………一〇〇

容儀……貴族の頭髮……茶筌髪……醫師の僧形……さかいき……げつしき……鬘髷……氏康疵……男子の退會……



あそは者……兒童の頭髮……兒輪、賜食、唐輪……婦女の  
 頭髮……びんぶく……つものぐる……服飾……上下の奢美  
 ……婆娑羅風……素襖……上下……直垂……革緒の直垂……  
 大紋……小袖……染小袖……のけ衣紋……將軍の小袖……  
 衣料……上下、手なし肩衣……十徳羽織……八徳……脚絆  
 ……婦女の服制……袷衣……帯……名古屋帯……時侯と服  
 制

第四節

飲食

一〇五

飲食の料……獸肉……魚介……野菜……果實……調味類……  
 製品……武人の二食……一人一日の飯米量……飯……雜  
 炊……點心……厨器……割烹の法……四條大章兩家の料  
 理……精進物料理……越川汁、松笠いり、鵜の壺焼いと  
 臈山吹脂……盛り様……切り様……組合……擗敷……式三  
 獻、七五三……飯のくひ様……酒の飲み様……酌の仕様  
 ……食品の女房言葉

第六章 冠婚葬祭

一一〇

第一節 婚姻

一一〇

よめむかへ……よめいり……妻の夫家に迎へらるる  
 事……貴族の婚禮……應仁以後婚禮の簡素……後妻打

第二節 出産

一一二

妊婦の鎖帯……妊婦の禁忌……産屋……臨産……臍帯の  
 處置……湯始の祝……産時の墓目……産衣の祝……初夜、  
 三夜の祝……五夜、七夜の祝……色直しの祝……喰初……  
 産神詣

第三節 元服

一一四

髮置の祝……かかそぎの祝……帯直しの祝……袴着……  
 素襖の着始……女兒の袴着……元服……齒黒の祝……髮  
 そぎの祝

第四節 喪葬追祭

一一五

大葬……陵墓……泉涌寺……等持院……貴族の葬儀……火  
 葬……佛事……中陰

第七章 年中行事

一一七

建武年中行事……幕府年中行事……三職相伴衆等の  
 年賀……碗飯獻上……御強供御……乗馬始……臨始……風



呂始…御行始…評定始…祈始…普請始…作事始  
 ……和歌會始…爆竹…弓場始…圖的始…連歌始…  
 ……齒固の祝…二月初卯の連歌會…上巳鷄合…更衣  
 ……灌佛會…端午の節…將軍祇園會を觀る…七夕  
 ……祭…生御魂の祝…盂蘭盆會…御頼の儀…月見の  
 ……祝…菊の祝…明月の祝…玄猪の祝…煤の拂始…  
 ……歳暮の禮…朝廷に馬を獻す…泰山府君祭…月次  
 ……の祈禱…將軍身固  
 ……俗間年中行事…歳首…若水…七日の粥…爆竹…  
 ……千秋萬歳…蘇民將來…初午稻荷詣…釋迦涅槃會  
 ………上巳…灌佛會…加茂祭…端午…印地打…今宮  
 ……祭…祇園會…七夕祭…精靈祭…大文字山の火…  
 ……たのみ…八幡放生會…重陽の宴…太秦の牛祭…  
 ……玄猪…御火燒…節分  
 第八章 武技雅遊……………一三三  
 第一節 武技……………一三三  
 武技射藝の種類…射藝の式法…小笠原氏…騎射

と步射…流鏑馬…笠懸…牛追物…犬追物…八つ  
 ……的等…圓物遊…草鹿…作物馬上の作物…小串の  
 ……會…射藝の故實…馬藝…大坪道禪…劍術仕合…  
 ……武者修行…相撲…種々の力技…狩獵…犬山…鷹  
 ……野…養鷹…禁野…鷹の使  
 第二節 雅遊……………一三六  
 喫茶…茶の湯會…四種十服の茶…裏攻…一服一  
 ……錢…名茶…同仁齋…將軍義政の喫茶…珠光…一  
 ……閑齋紹鷗…千宗易…茶人傳統譜…上流と下流…  
 ……茶式…茶器…茶會…武人の喫茶…北野大茶湯…  
 ……樂燒…蘆屋天猫  
 ……聞香…香道の種類…香木…蘭奢待…合劑の蒸物  
 ………香器…香道の名人及び流派…十炷香…組香…  
 ……系圖香…源氏香…右重左半…香道と茶道…香の  
 ……茶事…插花…池の坊等の流派  
 ……蹴鞠…兩道…記録所を蹴鞠場となす…飛鳥井難  
 ……波の兩家…かゝり



連歌……連歌の権輿……柿の本、栗の本……宗祇……花の下……聯句……漢和連句

第九章 歌舞遊戯……………一三六

第一節 歌舞音楽……………一三六

田樂の衰廢……勸進狹樂……狹樂の座……能の大夫……觀阿彌世阿彌……狹樂の能……謠曲……武家の式樂……四座の狹樂……上掛下掛……代の能……喜多流……狂言……狹樂の役者……舞臺の式樣……高砂の一節(謠曲)……酢罌(狂言)……幸若舞……曲舞……松拍子、多武峯權、女狹樂……踊……和田酒盛の一節(幸若舞)……平曲……淨瑠璃……三絃……小歌……陸達節……諷刺嘲罵の歌……落書落首……七月の踊

第二節 雜戯……………一五〇

局戯……博奕……兒戯……祖父祖母の昔嚮

### 第九期 織田豊臣時代

第一章 歴史上の概見……………一五三

織田信長……京都漸く興る……豊臣秀吉……征韓の役

第二章 社會の情態……………一五五

公家復興……高下の紛亂……織田氏の施政……豊臣氏の施政……豊臣氏の檢地……通貨……物價……織豊二氏の軍賦……兵農別る

第三章 宗教及び戒信……………一五七

佛教……佛徒の勢力……耶穌教渡來……信長と耶穌教……秀吉と耶穌教……耶穌教の禁止……武士の耶穌教信仰……戒信……千人斬

第四章 京都大坂及び諸國の交通……………一六一

京都復興……禁裡と二條城……信長上京を焚く……聚樂城……聚樂行幸……四方の土堤……方廣寺の大佛……加茂河原の芝居……柳町……島原傾城町の起原……大坂の繁榮……大坂城……諸國の交通

第五章 人情風俗……………一六五

尾張武士……風俗に關はる法度……大小名の法度、壁書……加藤清正の條々……耶穌教師の國俗に關する



批評……貴族の住居……容儀裝飾……飲食……邦人の氣質……徳性……婚姻……教育

第六章 兵事

武器の變遷……鐵砲の傳來……大砲の傳來……駈引と甲冑との關係……甲冑の變遷……具足……陣笠……諸將士の冑……實用的武器……陣羽織……弓箭の衰微……刀劍……金打……大小兩刀……燧袋……鎧……一番鎧二番鎧鎧先の功名……母衣……楯……竹束……のぼり……馬標……指物……冑の立物……家の定紋……菊桐の紋章……諸家の紋章……采幣采幣御免……軍配團扇……大將の六具……軍法……軍師……陣法……攻戰の法……築城術……多聞造……安土城の天守閣……天守閣の名稱……名古屋城

日本風俗史中篇目錄終

歷朝一覽(中)

天皇	紀元	年號	將軍
後鳥羽	一八四四	元曆二 文治五	源賴朝
土御門	一八五九	建久九 正治二 建仁三 元久二	源賴家
順徳	一八七一	建永一 承元四 承久三 建保六	源實朝
仲恭	一八八一		
後堀河	一八八二	貞應二 元仁一 嘉祿二 安貞三 貞壽四 貞永一	藤原賴經
四條	一八九三	天福一 文曆二 嘉禎三 曆仁二 延應一 仁治三	
後嵯峨	一九〇三	寬元四	
後深草	一九〇七	寶治二 建長七 正嘉三 正元一 康元二	藤原賴嗣
龜山	一九二〇	文應二 弘長三 文永二	宗尊親王
後宇多	一九三五	建治三 弘安〇	惟康親王
伏見	一九四八	正應五 永仁六	
後伏見	一九五九	正安三	
後二條	一九六二	乾元一 嘉元三 徳治二	久明親王

歷朝一覽



歷朝一覽

守邦親王

花園 一九六八...一九七八 延慶<sub>三</sub> 應長<sub>一</sub>  
後醍醐 一九七九...一九九八 正和<sub>五</sub> 文保<sub>二</sub>  
元應<sub>二</sub> 元亨<sub>三</sub> 正中<sub>二</sub> 嘉曆<sub>三</sub>  
元德<sub>二</sub> 元弘<sub>三</sub> 建武<sub>二</sub> 延元<sub>三</sub>

光嚴 一九九二...一九九三 正慶<sub>二</sub>

光明 一九九六...二〇〇八 建武<sub>三</sub> 曆應<sub>四</sub>  
康永<sub>三</sub> 貞和<sub>四</sub>

後村上 一九九九...二〇二八 延元<sub>一</sub> 興國<sub>六</sub>  
正平<sub>三</sub>

崇光 二〇〇九...二〇一一 貞和<sub>一</sub>  
觀應<sub>二</sub>

後光嚴 二〇一二...二〇三一 文和<sub>四</sub> 延文<sub>五</sub> 康安<sub>一</sub>  
貞治<sub>六</sub> 應安<sub>四</sub>

長慶 二〇二九 正平<sub>一</sub>

後龜山 二〇三〇...二〇五二 建德<sub>二</sub> 文中<sub>三</sub> 天授<sub>六</sub>  
弘和<sub>三</sub> 元中<sub>九</sub>

後圓融 二〇三二...二〇四二 應安<sub>三</sub> 永和<sub>四</sub>  
康曆<sub>二</sub> 永德<sub>二</sub>

後小松 二〇四三...二〇七二 永德<sub>一</sub> 至德<sub>三</sub> 嘉慶<sub>二</sub>  
康應<sub>四</sub> 明德<sub>四</sub> 應永<sub>九</sub>

稱光 二〇七三...二〇八八 應永<sub>五</sub>  
正長<sub>一</sub>

後花園 二〇八九...二一二四 永享<sub>二</sub> 嘉吉<sub>三</sub> 文安<sub>五</sub> 寶德<sub>三</sub>  
享德<sub>三</sub> 康正<sub>三</sub> 長祿<sub>三</sub> 寬正<sub>五</sub>

後土御門 二一二五...二一六〇 寬正<sub>一</sub> 文正<sub>一</sub> 應仁<sub>二</sub> 文明<sub>二</sub>  
長享<sub>二</sub> 延德<sub>三</sub> 明德<sub>九</sub> 文應<sub>八</sub>

御柏原 二一六一...二一八六 文應<sub>三</sub> 永正<sub>七</sub>  
大永<sub>六</sub>

足利義持  
足利義量  
足利義勝  
足利義政  
足利義尚  
足利義植  
足利義隆  
足利義晴

足利義滿

足利義詮

足利尊氏

織田豐臣時代

後奈良 二一八七...二二一七 大永<sub>一</sub> 享祿<sub>四</sub>  
天文<sub>三</sub> 弘治<sub>三</sub>

正親町 二二一八...二二四六 永祿<sub>二</sub> 元龜<sub>三</sub>  
天正<sub>四</sub>

後陽成 二二四七...二二七一 天正<sub>五</sub> 文祿<sub>四</sub>  
慶長<sub>六</sub>

後水尾 二二七二...二二八九 慶長<sub>三</sub> 元和<sub>九</sub>  
寬永<sub>六</sub>

足利義輝  
足利義昭  
織田信長  
豐臣秀吉  
德川家康  
德川秀忠



日本風俗史中篇

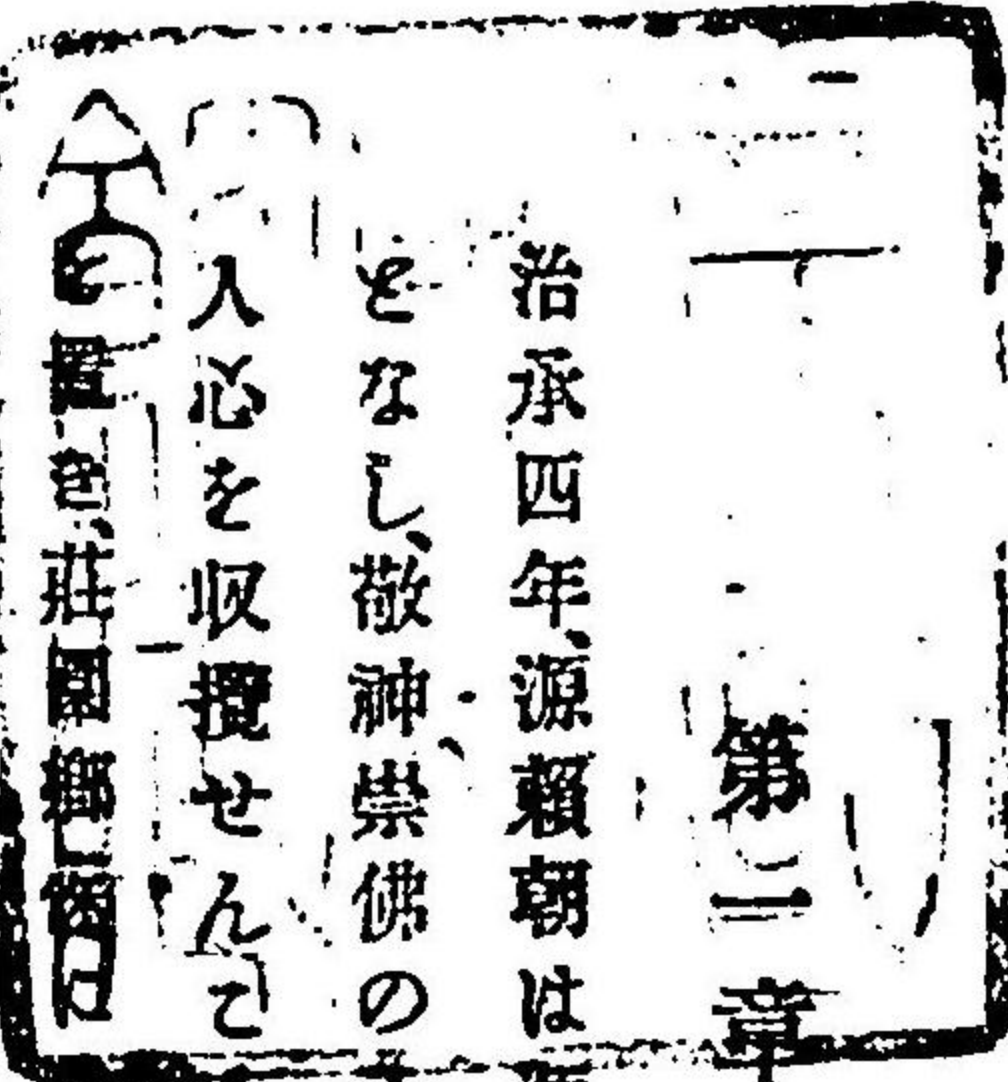
平出鏗二郎 著  
藤岡作太郎

第七期 鎌倉時代

紀元一千八百四十六年(後鳥羽天皇の文治二年)より、  
一千九百九十三年(後醍醐天皇の元弘三年)に至る。

第二章

歴史上の概見



治承四年、源頼朝は源氏舊縁の地に起り、居を鎌倉に爰め、關八州の豪族を統撫して家人  
となし、敬神崇佛の主義を取りて皇室を尊奉し、ひたすら平氏が敗亡の迹に鑑みて、以て  
人心を収攬せんことを力めたり。遂に平氏を西海に滅ぼして幕府を創立し、諸國に守護  
置き、莊園郷領に地頭を置き、悉く幕府の家人を以てこれに任じ、頼朝自ら六十六國總  
地頭となり、日本惣追捕使とならんことを請ひて許されぬ。尋で奥羽を征し、鎮西を撫し、  
天下こゝに統一の緒に就きて征夷大將軍の職に任せられぬ。この職は爾來親王及び源  
氏を除くほかにこれに任せらるゝものなし。斯くて政權は鎌倉に移りて、京師は自ら輕ん  
せられぬ。朝陽犯さずとも殘星光を奪はるゝ習ひ、未だ武家より公家を蔑ろにし奉ると  
しもはなければとも、郷には地頭強くして領家は弱く、國には守護重くして國司は輕し、朝

鎌倉時代



延は年々に衰へ幕府は日々に盛にして、我邦の政體こゝに未曾有の變動をなしたり。頼朝薨せし後、子頼家、實朝相承け傳ふ、頼家は暗弱にして武將の器なく、實朝は歌を詠み鞠を蹴りて視政に怠り、弱權漸く退轉せんとす。この間に北條氏外戚の威を藉り狼戾の志を逞うして、源氏の門葉を蔑り、その掣肘し難き豪族を殲し、遂に實朝をも斃し、唯放捨自由なる家人を剩して幕府を組成し、今は己れ代つて將軍ともなり得べきを、時勢門閥を尙ふ弊あるを知り、京都の貴族九條家に源氏の血統あるを迎へて鎌倉の主となし、自らは執權となりて其職を子孫に傳へたり。かくて北條氏恣まに政柄を握りて借上の沙汰多く、皇命をも奉せざる事あり、後鳥羽上皇英邁にして大權を恢復したまはんとおぼしけるより承久の役起り、官軍端なく敗れて徒らに皇室の尊嚴を潰し、幕府の威愈々重くなりて、陪臣の身を以て恣まに天子を放流するが如き千古未聞の例を開きたり。これより南北兩六波羅探題を置き、京師の警固を名として禁中の動作を窺ひ、兼ねては畿内四國の政務を統べしむ。こゝに於て檢非使廳の權また幕府に移りたり。是より京都公家優柔の俗は變じて關東武人剛健の風に化し、人々詩歌管絃の遊樂に荒むことを止め、狩獵射御の武技を習ふ、加ふるに禪宗盛になりてより、自力の鍛鍊を重んじて外形の裝飾を蔑ろにし、七情を制して心腑を練り、こゝに風俗の一大變遷を成せり。鎌倉の職業は日に盛にして、執權北條泰時殊に民政に注意し、式目五十一條を定め、専ら儉素を旨として將士を帥む、常に及ばざるが如くして施設せしかば、善政甚だ多く、幕府

の紀綱大いに張りたり。其子時頼職を襲ぎて父の遺規に遵ひ、勤儉廉平、威惠並び行はる。退居の後も行脚の僧となりて間行し、風俗を觀、冤枉を察したりき。幕府の極盛この間にあり、當時の俚言に關東八國を以て日本國に對し、鎌倉を以て關東八國に對すといひあり。時頼の代より將軍を九條家より迎ふることを罷め、皇子親王を申し下すこととし、猶ほ廢立を恣まにせり。この時より營中に早晝番を置き、和歌管絃騎射等の藝に通ずる壯士を選びて其員に充てしかば、是れより關東將士も漸く文藝を弄する者多くなりたり。

時頼の子時宗襲職の初め、蒙古との交渉起り、遂に元寇の役となりしも、公武一致の力を以てこれを殲せり。國難焦眉の夕には朝臣家人、僧侶神人皆身命を忘れて力を盡くし、も賊艦覆没して四海浪靜かなる曉には、利慾の安心曲して各々功賞を争へり。此役の爲めに費やせる社寺の降伏鎮靖の料と築壘繕甲の資とを合せば、國用の大なること擧げて數ふべからず。幕府はこれを支辨するに苦み、神佛の靈驗を陳べて報賽を求め、戰勝の偉功を申して恩賜を願へども、これに應ずる能はず。下には家人將士沿海の防戍に疲れて、上下こゝに窘窮し、濫訴その間に糺出せしかば、こゝを救ふに由なく、一時を彌縫せんがために永仁五年徳政の令を布き、賣買貸借の平均を命じたり。武人これに憑りて利を占めたるも、庶民貧富の地を轉じ、怨讟の聲年を逐うて滋し。

時に北條氏の一族權を争うて相構へ相陥れ、政權また家宰に移らんとし、幕府の權力分



離す前には憂ふるに足らずとして取り殘されし源氏の餘胤も昌平の歳月を経て其力を養ひ來れば、北條氏の配下に甘んじて何時までも雌服すべからず、守護地頭も永く其地に就きて勢を得るに至れば、幕府の掣肘を厭ふに至り、承久の役に宮方となりて采邑を削られたる武人の子孫は怨を呑んで機を窺ひ露に乗せんとせり。是より先き北條氏が幕府を京師の王公槐門より迎へし後は、將士何時しか京都貴族の優柔の風に化せらるゝ所あり、貞時襲職の頃よりは屢々宴遊を催して奢侈を極め、はては家計窮困して所領を賣り田園を失ふもの少からず。高時職を襲げども暗昏にして權臣權を専らにし、賄賂公行し、訴訟の裁決に偏斷多し。是に於て怨望の聲愈々熾にして幕府遂に衆心を失へり。

承久の役ありし後は皇威陵夷し、殊に後醍醐帝は北條氏の擁立せしところなりしかば、敢て自ら専らにしたまはず、大事は皆幕府の爲すに任せてその成を仰ぎたまふことなれば、廷臣も空位空職にあるのみにして朝威愈々下れり。後醍醐の皇胤分れて持明院、大覺寺の兩統となりて、皇位及び領邑の争あり、北條氏その間に立ちて調停せんとせしも、彼此の意を全うする能はずして、徒らに兩派の憤怒を買ひしに過ぎず。後醍醐帝、大覺寺派に出で、英邁剛毅、後鳥羽帝の遺志を承けて大權恢復の御志あり、幕府の衰弊して疊あるに乗じ、討幕の舉ありしかども、事破れて笠置の變となりしが、大勢は制し難し、四方に機を伺ひし徒己がさまくの非望を懷きながらも、皆勤王の名を以て起り、官軍に應

せしかば、元弘三年、六波羅先づ陥り、尋で幕府は北條氏と共に滅びたりき。頼朝府を開きしよりこゝに百四十一年なり。

## 第二章 社會の情態

### 第一節 社會の組織

頼朝平氏の後を受けて政略の上よりも常に皇室を尊奉し、敬神崇佛の主義を取りて人心を収一せり。故に政權は幕府に移れども、皇室の重きは古へに變らず。北條氏陪臣の身を以て縱まに天子を遠流に處し奉りたれども、紀元以來人心の定まる所を知りて、傍らまた皇室を尊奉することを獎勵せり。故に皇室の神聖なることは國民の觀念を離れざりき。

幕府は天子を上置き、置きて曰れ政を攝す。藤原氏は攝政、關白、大臣に任せらるゝこと猶ほ古への如しと雖も、其實權は在來の十が一をも有する能はず。初め頼朝攝家の力を割がんと欲し、九條兼實を内覽となして攝政、近衛基通の職を分ち、九條、近衛の兩家をして代るゝ攝關とならしめたり。その後、九條家分れて一條、二條となり、近衛家より鷹司を岐てり。執權北條貞時、持明院、大覺寺の兩流迭立の議を立て、皇室の力を分ちしと共に、更に近衛、九條、二條、一條、鷹司の五家をして攝關の家と奏し定めたり。これを五攝家といへり。蓋しまた藤原氏の實權を殺がんとの心なるべし。



幕府は將軍を以て主とす、北條氏實權を握るに至りても形式上に猶ほ將軍を迎へ立てたり、天下の武人豪族皆これに隸屬し、家人となりて仕ふ、抑々幕府の官制は政所、問注所、侍所を以て軍國の事を管す、政所は幕府の政務を行ふ所にして、長官を別當といふ、令、按主、知家事あり、また評定衆、寄合衆、引付衆あり、問注所は訴訟を裁決する所にして、長官を執事といふ、侍所は家人を進止し、非違を檢察し、罪人を決罰し、宿衛扈從の兵員を選擧するなどのことを專務とす、軍旅の時には參謀として機務に預るなり、その長官を別當といふ、京畿西國には六波羅探題あり、筑紫に鎮西奉行あり、後に長門探題を置きてこれを援く、奥羽蝦夷には奥羽奉行、蝦夷管領あり、諸國には守護ありて専ら檢斷を掌り、莊園郷保には地頭ありて租稻糧米を徵す、この時諸國の有様は、國領とて朝廷直轄の地もあり、國司郡司其政をなし、莊園とて權門社寺の私領地も少からずして、代官莊司これを支配す、幕府は六十六國の土地を制御する權を有すれども、右の兩種の土地には憚る所あり、故に天下の政令は朝廷、幕府、及び領家(莊園の所有主)より出づる姿なり、承久の亂ありし後、幕府は勤王の廷臣將士の領邑三千餘所を沒收して、取功ありし將士に傾ち與へ、以て其地頭となせり、これは從來の地頭と職權を異にし、納税の事は素よりその他の政務を悉く管掌す、故に土地の所有權と支配權とを併有したるものにして、これを新補といひ、更に承久の亂以前に補したる地頭を本補とはいふなり、この新補の多くなるは幕府の支配地増加し統治權の擴張することなれば、その最も冀望する所なりき。

僧徒神人は幕府の敬神崇佛主義によりて愈々勢を得たり、特に頼朝は社領寺領を侵掠するを嚴禁し、これを守護地頭の支配以外に置きしかば、守護地頭も濫りに其境内に入つて逮捕することを得ず、これを守護入部の禁といへり、また更に揭示して、武士甲乙人の濫妨を禁じ、兵糧米を免じて守護不入の地となし、しかも大和一國は社寺の領地多ければとて守護をだに置かざりき、かくて僧徒神人の暴威を遏うし、殺伐を主として相争闘し、時に神輿を振つて宮闕に迫ることは、前期に變らず、北條泰時興福寺の僧徒が朝命を輕んずるを怒り、その莊園を收め、大和に守護地頭を置き、また畿内近國の家人等を遣はして南都の道を塞ぎ、僧徒若し捍禦せば速かに殲滅すべしと令す、僧徒大いに窘窮して罪を謝しければ、則ち守護地頭を廢して莊園を復したり、これより南都の僧徒稍々鎮まれり、されども延曆寺の僧徒の如きは猖狂猶ほ甚だしく、弘安六年に神輿を奉じて禁中に闖入し、御簾を切り、年中行事の障子を破るに至れり、僧侶の内行は修まらずして破戒の徒滋々多し、暇あれば、武技を闘はし、葷肉を啖ひ、少童を狎れ、婦女を犯す、資財盡くれば名を堂塔の修營、佛事の執行に托して、尊卑細俗を勸進し、淨財を得ればこれを遊蕩の資に供せり、されば僧徒の勸進といふ事もたゞ己が懷を暖かにするための業となり、更にさまざま、卑劣なる技を賣りて米錢を乞ふ者あるに至りぬ、たとへば、阿彌陀の聖といふことをして歩くもあり、杖を擲りてあるくもあり、「ぼろく」とて尺八を吹き鳴らして門に立つもあり、あまつさへ賣子と稱へて行商を業とする者さへありき。



下には僧俗の區界斯くの如く紊亂せるのみならず、下流社會の紛雜も亦甚だし、前期以來、剃髮染衣甚だ容易となり來りて、失意厭世の已むを得ざるのみならず、或は輕病に罹り、或は死期に近しとて、忽ち圓頂法師となりて、自ら素懷を遂げたりと稱し、實名の一字に阿彌陀佛といふ言を加へて、某阿彌陀佛と稱し、または道の一字を冠らせて、道某、或は妙の字を冠らせて、妙某と稱す、また男は禪門といひ、女は禪尼などとも稱したり、平清盛薙髮して猶ほ政務に參せし後は、朝臣にも入道して朝觀する者少からず、鎌倉には問注所の執事三善康信また入道して政を輔けたり、武人これに倣うて圓頂の姿を以て事を執る者多く、御成敗式目に起請の連署十餘名の中沙彌と稱する者三名の多きに及べり、時頼卒して將士の追悼のため剃髮する者甚だ多かりしかば、遂に諸國守護に令して私に剃髮することを禁ずるに至れり。

醫師は課試の制廢れて後は、専ら和氣、丹波兩家の專有となりぬ、この頃齒取とて、拔齒を以て專業とするものありき、卜者には陰陽師、縣神子等あり、工匠商賈の類には巧匠、番匠、木道、葺主、壁塗、鍛冶、鑄物師、金銀鐵細工、繪師、佛師、弓矢細工、紺掻、染殿、絞織、摺縫物師、枡物師、輻輳師、漆工、蒔繪師、紙漉、唐紙師、笠張、蓑賣、烏帽子商人、櫛挽、朱砂、白粉、燒深草、土器造、酒賣、酢造等あり、耕民漁夫の輩には鬻養、伯樂、牧士、炭燒、樵夫、獵師、狩人、廻船人、水夫、梶取、漁客、海人等あり、伎人には田樂、獅子舞、傀儡師、琵琶法師等あり、その他武藝相撲の術を以て口を糊する者あり、行商は商品を笈の如き箱に納れて背に負ひ、傘を手にしてあけるり、また販





繪物師

經師

念佛者

醫師

商人

陰陽師

博奕打

巫女

巫女

舟人

筭道

鎌倉時代の士民





伶優の代時倉録



女遊の代時倉録



婦とて商品を頭の上に載せて賣りありく女もありき。近畿には淀、大渡、江口、神崎、鎌倉の近邊には化粧坂、大磯、關の下なんど、その他の津々浦々にも、遊女夜發多く住まひて行人を停む。これに馴れ染めてしげく通ふ客を子夫こづまといひ、馴染みたる遊女を子君こぎみといへり。京都には平安時代の末より白拍子ありて貴族宴遊の席にも招かれ、歌ひつ舞ひつして客を慰めぬ。貴紳は多くの引出物を賜ひ、また枕席に侍せしめて妻妾にまでも上すとあれば、ろの中には富裕にして莊園數多を領するものもありき。桂女とは京桂の里より出づる女にして、もとは桂川の香魚を捕りて鬻ぎたるものなりしを、後には遊女白拍子の業をもなしたるものゝ如し。室町時代にも盛に世にもてはやされたりき。

大名に守護大名と一族大名とあり、家人とは幕府に勤仕する大名小名を總じていふなり。武人の家には郎黨若黨仲間、下部等を養へり。奴婢を賣買する風は尙ほ存じ、私に人商と稱してこれを專業とする者さへありき。幕府は堅くこれを制禁したりしが、寛喜二年飢饉の際にはこれを公許し、また飢ゑたる者を助けて給養すれば、其功によりて永く其者を奴婢とすることを許したりき。仁治元年には奴婢を賣買せし者は關東に召し下し、賣られし者は見付け次第に身こゝろを放免すべき由、路次關々に揭示せられぬ。されども其弊猶ほ止まざりしかば、その後正應三年幕府は更にこれを嚴禁して、違犯する者は其面に火印を捺すべしと令したりしかども、猶ほ屢々これを犯すものありき。

幕府の施設せる戸籍法は今日これを考ふるに由なし。當時浮浪のもの多かりしかば、幕



府は其輩の交名を注進せしめ、田舎に送りて農耕に従事せしめたることあり。前期以來盜賊夥だしく、頼朝の總追捕使(守護)を諸國に置きし頃よりは、稍々屏息の姿なりしが、その衰せし後は、竊盜強賊復た山海に充ち満ちて、侵掠を事とせり。或は群盜三四十人も結び連れ、車松明を耀かして、民家官舎の嫌なく闖入し、人を殺し財物を奪ひ、或は神社佛寺の什物を盗み、山陵を發掘して重寶を掠め取り、後堀河帝の朝には内裏に入りて晝の御座の劍を盗むものあるに至れり。この群盜の中には公卿の子弟の加はるもあり、無頼の法師輩の黨するもありて、上下の困難一方ならず。されば暦仁元年、北條泰時は京師の街衢に籐屋を設け、毎夜篝火を燃して武士をして警備せしめ、後鎌倉にもこれを設けたり。諸國殊に奥羽には盜賊蜂起して旅人を侵掠せしかば、康元元年に奥大道の地頭に令して、驛毎に番衆を置きて其路次を警備せしめられき。

## 第二節 民法

貞永元年、幕府の執權北條泰時、式目五十一箇條を編纂してこれを發布す、所謂御成敗式目にして、幕府創立以來施設せる慣例を本とし、條理を參酌してなせり。其大要は神佛を崇敬し社寺を修繕すべしといひて、皇室を尊奉する意を明かにし、守護地頭の職務及び權限を示し、其施設の非曲を誡め、家人の家督相續、財産分配等の法規を制し、裁判訴訟の順序を示すにあり。その後時世の便宜によりて箇條を改補すること多かり、これを式目追加といふ。この法典は素より幕府の統治の及ぶ所を範圍として施行することなれば、

公家及び國衙には其力を及ぼさず、今この式目及び其追加とその他の幕府が施設せる處置とを參照して、覈査せば、當時の民法の要旨とする所を認むることを得べし。

繼嗣 繼嗣は此時代に至りて家督相續と稱し、幕府家人の家督相續は幕府の承認を経るを要せり。正嫡繼承の法はこの時代に至りて愈々規定せられ、嫡子は即ち嗣子となりて父の名籍を繼ぎ遺跡を領す、故にこれを家督といひ、或は惣領といふ。當時惣領といふは一族の長にして同族を統御し、これを率ゐて獎勵慰撫し、租賦の未進緩怠を催促し、祖宗の墳墓ある寺には檀那となりて該寺を興隆するなどの權務を有す。一家の嫡子はこれに同じく家族を統理する權務を有するものなれば、これを惣領といひしなるべし。正嫡なれば庶子を以て嗣子とす。養子も許されたれど、醫者、陰陽師等の世業の輩、領地を知行せんがために、其世業を棄て、武家武人の養子となることを得ず、また技藝のために勤仕する者は無藝の養子を入れて所領を讓ることを得ず、これ其世業の衰廢を預防せんが爲めなり。

婚姻 婚姻には一定の法規なし。妻の賣らしたる財産は夫の所有に混せずして別に所有することを得、従うてまた夫罪ありて財産を沒収せらるゝも、妻の所有に及ぼさず、されども、謀叛、殺害、強盜等の重罪はまた其妻に緣坐す。離婚は夫の隨意なり。離婚せし後生れたる子は、男子なれば父に附し、女子なれば母に附す。若し重科ありて離別せらるれば、縱使ひ往日の契狀を有するも、前夫の所領を知行するを許さず。夫に於ても功ありて遇



なき妻を離別して、さきに譲り置ける所領を悔還するを許さず。また妻妾離別せられし後、更に改嫁すれば其所領を没収す。

遺産處分 財産の分配は財主の権内にありて、嫡男はもとより庶男、女子、その他親縁の者に預つ。財主存生の日未だ處分せざりしものは、幕府これを斟酌して處分す。配分するものなきときは、別御計とてこれを神社佛寺に寄附す。財産の讓與は讓狀ありて證とし、土地の讓與には必ず官の公認を受くることとす。父祖より讓與せるは悔還することを得れども、兄弟叔姪よりするは能はず。夫の所領を譲り受けたる寡婦の改嫁せるは、所領を没収して前夫の子息に給し、子息なければ別御計を以て處分す。また家人の輩にあらざる女子、並びに傀儡、白拍子、及び牢女等の夫の所領を誘取して知行する者、但し後家となりて貞節ある者を除くは、またこれを没収す。

賣買 土地の賣買は財主の任意なれども、武士は相傳の私領地を除き、御恩地を賣買するを許さず。後には私領地と雖も下輩に沽却することとを禁じたり。土地の賣買には地頭の公認を受けしめ、且つ證文を立つるを要す。これを沽券或は沽却狀といふ。券面には華押を用ひ、口入、請人などの連署を加へたり。

貸借 貸借には利子を附するものと、附せざるものとあり。利子を俗に「あし」といひ、これを附するを年紀本錢返といひて、相互の好意より出でたるものなり。附せざるものを負物出舉といへり。其利子に制限ありて、出舉錢は一年を限り半倍の利に過ぐるを得ず。出

舉給は四百八十日に餘るとも一倍の利に過ぐることを得ず。共に利子を廻して本とするを得ず。契券に制外の利子を書きたるは無効としてこれを用ひず。利錢負物の延滞は訴訟を経ずして十箇年を過ぐる時は、訴訟を受理せず。建長年間、鎌倉にて無盡錢と號して買物を入れざる者には一切金錢を貸さざるやうになりしかば、人々已むを得ず衣裳器物を買に入れて借るに至れり。買物あれば何人も貸借することを得しかば、盜賊の輩喜んで贓物を以て金錢を借り去ること多くて、買物の本主と買取人との間に屢々訴訟を起ししがゆゑに、後には買取人をして買入人の姓名族籍等を糺明して後に貸借せしむることと定めたり。土地の買入は二十箇年を期限として、その後は錢主の所有に歸せしむ。武人の所領地は一切買券を以て流すことを禁ず。また奴婢を買物に入ることありしが、其期限は十箇年にして、これを過ぐれば主人の進退に任じたり。

### 第三節 産業

農業はこの時代の初めには戦亂の爲めに大いに衰へたるべしと雖も、幕府確立するに及び、朝廷に請ひて天下の逋負を免じて其疲弊を救ひ、荒蕪の地を開墾せしめ、水利を通せしこと少からざりき。

源平戦亂の世を承けて貴賤ともに帯劍の銳利を競ひしかば、工藝のうち最も發達せしは刀劍を製する術にして、長船粟田口、來波平鍛冶、博多鍛冶等名工の譽海内に鳴りたり。製陶の業は後堀河帝の時、尾張の人加藤景正支那に行きて陶法を學び、歸りて瀬戸村に



寫を開き精巧を極む、其子孫相襲いで名工多し、されば遂に陶器を總稱して瀬戸物といふに至れり、後宇多帝の朝に近江の人信樂焼を出だし、備前に備前焼を製りたり、秘漆の術は京師の指紳が零落して貴品を弄すること大いに減せしかば、前期に比して其技頗る衰へぬ、鎌倉の武人は質樸にして驕逸を喜ばざれば、金碧燦爛たる平文蒔繪の振はざるも素よりのことなり、されど猶ほ鎌倉彫の創作ありて粗笨のうちに雅趣あり、木蘭塗はその變態にして、越前彫、小田原彫も同類の品なり、伏見帝の正應元年、紀伊根來寺の僧徒等、膳碗、豆子、搦子、椿盤の類を朱漆若くは黒漆に塗りて製す、これを根來塗といひ、後京師にてこれを摸したるを京都來塗といふ、また元弘の頃に金輪寺塗始めて製せられたり、建築術は幕府儉素を旨とし、土木を興すこと少かりしかば、別に著しき進歩を見されども、火災盜賊の多かりし爲めに土倉を創意して商人が買物を藏むることありき、彫刻はこの時代の初め、佛寺の造立修繕盛なりしかば、佛像の彫刻も従うて多く、この技に譽ある者成朝、康慶、運慶、定覺、快慶等あり、就中運慶、快慶の二人最も技術超絶と稱せらる、その後佛寺の建立なきにあらずと雖も、禪宗、念佛宗の如き共に外形の裝飾を重んぜざりしが爲めに、佛像彫刻の技は遂に衰へて今日まで興復せず、唯微細なる鐫、目貫などの彫刻のみ行はるゝことゝなりき、繪畫は前期の末に藤原基光、同隆、能島羽僧、正覺、猷等あり、此時代に至りて土佐光長、住吉慶恩、藤原信實等あり、何れも社會萬般の事實をとつて線素に上せ、意至る所筆また至りて毫も撿束せらるゝ所なし、加ふるに此時代の初めに

あつては筆力活氣を帯び剛健にして絶わて平安末期の軟弱病婦の如きものに似ず、土佐家は基光に起り、隆能に立ち、光長に至つて大いに顯はれ、その後子孫永く家聲を保てり、佛畫師としては宅磨家世々これを能くす、此時代の季に宅磨榮賀あり、始めて古來の倭畫に漢土の風を交へたり、これ等は室町時代唐畫の魁をなすものにして、禪宗の流行は既に畫風の變革を豫言したるものか。

商業は幕府の民政に意を用ひしに従つて大いに發達せり、當時市場には絹座、炭座、米座、千朶積座、相物座、馬商座の七座ありて、分業賣買す、中には手賣振賣とて座を有せざる商人もありき、商業熾なる津々浦々には、借上と稱して錢を貸して貸金をとることあり、替錢と稱して田舎より爲替を組み、約束の津にて錢を受け取り得ることあり、又問丸と稱して國々より輸出せる貨物を取りて賣り捌くことありて、さまざまなる商業上の便法起れり、當時諸國の産物と覺しきは、京後には大舍人綾、六條染物、猪熊紺、宇治布、大宮絹、丸島帽子、手島筵、嵯峨土器、奈良刀、大原薪、小野炭、小柴城、城殿扇子、仁和寺眉作、姉小路針、鞍馬木芽漬、醍醐烏頭布、東山燕、西山心太、淀鯉、河内鍋、和泉酢等あり、諸國には加賀結、丹波精好、美濃上法、尾張八丈、信濃布、常陸紬、上野絹、上總鞆、武藏鍔、佐渡沓、伊勢切付、伊豫篋、讃岐圓座、同檉紙、播磨杉原、杉原紙はこの時代承久の頃より専ら流布せり、備前刀、高野剃刀、出羽轆、甲斐駒、長門牛、奥州金、備中鐵、越後鹽引、隱岐鮑、周防鯖、近江鯛、土佐材木、安藝樽、能登釜、若狹椎、宰府栗、宇賀昆布、松浦鱒、夷鮭、奥漆、筑後穀等あり、沽價は後鳥羽天皇の建久三年に



染衣壹切の價二十文、上品八丈絹一尺の價二十文、藍摺准布一反の價二十文、無紋の紺布一反の價二文、率駄一疋の價六文なりき。その翌四年、沽價を定めんが爲めに、宣旨を以て米一石の價一貫文とす。その後屢々沽價を定められしも、この時代を通じて概ね一様なり。建長五年、幕府日用雜物の價の漸く騰貴するを患ひ、賣買法を制して沽價を定め、且つ賤價を以て強ひて押買することを禁じたり。次で更に沽價を定め、押買迎買を禁せしことあり。通貨は鑄錢の舉久しく絶えたりしかば、宋錢を輸入してこれを通用せしが、建久四年に宋錢の通用を禁じ、弘長三年に切錢を用ふることを止め、嘉祿三年に准布を禁じて専ら銅錢を用ひしめ、その後更に切錢を用ふることを停止せられたり。されば銅錢の流通の多きに比して其供給甚だ乏しかりしかば、後宇多帝の建治二年、北條時宗商賈に金を齎らして宋に往き、以て銅錢と易へしめて、其乏を補ひぬ。度量衡は前期の制に異ならざれど、家々に私用するものには隨意の器を作りたりき。

### 第三章 教育、宗教及び人心

#### 第一節 教育と宗教

教育 京都の大學は衰へ、諸國の國學もいつしか減ひて教育の制殆ど廢れぬ。此時代に於て唯一の學校ともいふべきは、武藏國金澤に金澤文庫あるのみ。文庫は正和五年、金澤顯時の建てたる所にして、その子貞顯襲いでこれを掌り、一族を始め武人の子弟をこゝ

に教へたり。北條氏亡びて文庫も亦衰へたるを、その後上杉憲實これを再修したりといふ。京師には清原氏の明經、中原氏の明法など、各々家學を傳へたれど、諸生を教習するに至らずして、たゞ相承の說を墨守するに止まれり。上下一般に學を好む者少くなりて、天子も僅かに一部の群書治要を購せさせたまふに過ぎず。朝廷には某朝臣といはるゝ人も文字を解し得ざるがあれば、まして關東の武人は武技をこそ鍛へ、文字の事には聊かも意を留めず。承久の役に京師に攻め上りし鎌倉勢五千餘騎の中、院宣を讀み得るもの甚だ稀なりきといふ。されば倫理上の教育に至つては、父母の心を子に傳ふるのみにして、總じて其學ありとも思はざりしならん。従うてこの時代に所謂學問といふものゝ人心に立ち入りて影響せしことは甚だ薄かりき。

宗教 宗教に至りては學問に比して人心を變動せしこと多かりき。人民の敬神崇佛の念は古に變らず。平清盛神威を忽諸にして、使者を伊勢神宮の神領に入れて、兵糧米を充課し、また園城寺を攻め興福東大の兩寺を焚き盡し、僧俗の嫌ひなく殺傷したりしかば、時人目してこの兩三年のうちには彼禪門及び子葉孫枝必定敗北すべしといひあへりき。頼朝は其覆轍を稽へて神宮に新加の神領を奉り、神役の對捍を教す者を誅め、凡そ我朝六十餘州は立針の地と雖も伊勢大神宮の御領ならぬ所あるべからずと令したり。鎌倉幕府施政の主旨は、政略の上よりも常に敬神崇佛の主義を發表し、成敗式目の初めには顯はに其旨を獎勵したり。平氏滅びて安藝の嚴島社また昔日の如く盛ならず、源氏起り



て鶴が岡の八幡宮築え、武人これを弓矢の道の護神と崇めたりき。  
佛教は僧徒の濫行破戒によりて其威嚴を保ち得ず、輕々しくも神輿神木を振りて京の町々を昇ぎ廻ることの際暴にして、しかも見識に近きを見、また折々は神體の陣頭に捨てられ、武人の鐵にもわらせたまふを見れば、人の心に何とか感ずべき、權化の活佛とも崇むる僧侶の忍辱の衣の下に物の具着て、修羅闘争の備に跪るゝを見れば、佛の冥護といふもの何處にあるかと疑はざらんや、また一方には佛教の靈輿を攻究する者もなければ、其眞理を發揮するものもなし、梅尾の僧高辨いへらく、佛法が若し今時の僧だちが説かるゝほどの佛道なれば、佛法ほど世にあしき教はなしと、心ある者の歎聲は蓋しこれに外ならざるべし。

されど極衰の時代は極盛の時代を引き起すなり、前時代の末よりこの時代の初めに至るまでの極衰は數多の偉僧を顕起せしめて、種々の新宗義を開かしめたり、これ等の偉僧は概するにその時代の凡夫の六根散亂危動して、親法親佛に堪へず、天台の一心三觀の法門の如きは末代の根柢に適し難しとて、極めて簡易にして以て佛果を得べきやうに説きたり、高倉天皇の頃、僧源空、法然上人、淨土宗を創め、男女貴賤を問はず、自力の執情を捨て、他力易行の念佛を修め、唯南無阿彌陀佛の六字を唱ふれば、往生の妙果を得べしと説きすゝめて、専修念佛を弘めたり、其徒の歸する禮讚は、棲院にして人の心肝に徹し、尊卑僧俗のこれに歸向する者多し、抑々専修念佛の教はこの時に至りて始まれるに

はあらず、これより先き天慶の頃、僧空也が京師に道場を開き、僧俗に唱名三昧を教へしよりこのかた既に行はれたりき、その後、鳥羽崇徳兩帝の頃に至りて、僧良忍、聖應大師、阿彌陀如來の示現を感受したりとて、融通念佛の妙旨を弘む、鳥羽上皇を始め公卿百官その念佛會に入る者數を知らずといへり、これを融通念佛宗の開祖とす、斯くて源空に至りて淨土宗を開き、専修念佛の教頗る盛なりき、其徒弟、範實、親鸞上人、益々其宗旨を發揚して淨土眞宗を創め、定散の諸行を捨て、彌陀一佛を念じ、その本願に乘托して成佛を希ふべきことを勧め、剩へ僧徒に肉食妻帯を許しければ、緇徒先づ競うてこれに附き、男女老若、蟬集してこれに歸したり、この二宗の弘通せられしより、彌陀三尊、三部經などのほかの佛像經論は皆徒ら物なりとて、法華經を用ひ流すもあり、地藏の頭にて蓋摺りなとするもありき。

かゝりければ、台徒は最も憤激してこれを排斥し、政府の力を藉りて其徒を流竄したることもありしが、時勢は専修念佛の宗旨を容るゝに適せしかば、徒らに外より攻めてその内を鞏固にするに過ぎず、院宮權貴の方々までこれに歸依したまふに至れり、されば倘しこれを破毀せんと思はゞ、形式上の勢力によらずして、更に天下の衆心を惹くに足るべき教義を以てせざるべからず、後深草帝の朝、台徒の中より一人の僧を出だして、能くこれに拮抗せしめたり、僧名を日蓮といふ、日蓮も末法漂流の時機に至りては、觀念觀法は到底成就し能はざる所なれば、下根下機に向つては、唯信心肝要なりといひ、台宗の



規矩を脱して妙法蓮華經の首題の五字を以て其能詮となし、一切衆生の心中の佛性と唯一音に喚び顯はす功德は無量無邊にして、其義理を知らざる人も唯南無妙法蓮華經と唱ふれば、解義の功德を具すること、恰も小兒の乳を呑むに其味を知らざれども自然に其身を養ふが如しと説き、鎌倉に下りて新たに法華宗を稱め、他宗を誹毀して教徒の信心を固らし、題目を唱ふるに鼓を打ち鐸を抗げて氣勢を鼓舞せしかば、武人が雄壯殺伐の氣風に投じて、これに歸するもの少からず。其徒日朗はこれを關東に布き、日蓮は京畿の弘教に力を盡くせしかば、日蓮宗を信するもの年を追うて多かりき。

日蓮と世を同じうして僧道御あり、自力觀念の功を棄て、他方信心の徳を説き、専ら佛名を稱するを勧めたり、融通念佛は其忍の後、世を経て中絶の姿なりしが、こゝに復興の運に向ひ、大念佛宗これより世に行はれたり、念佛宗斯く盛にして、世人多くは他方の往生を希ふに至りしより、またこの流に時宗の一派を生じたり、時宗は日蓮と同じ頃僧知真(一遍上人)が浄土宗より出で、念佛を唱へ、空也上人の迹を追うて天下を周遊し、勸化を事とせるに起りて、世これに歸するもの多し、名けて遊行上人といへり。その宗義とするところは、念佛の一行は浄土宗の説く如く末法の時機に適すと雖も、これを以て決定往生疑なしと立つるは、尙ほ未だ自力我執を滅盡すること能はず、故に往生を得ず、唯自他の別を捨て、念佛を唱ふれば、則ち他方本願の眞意を得て往生疑なしといふにあり。この頃また京鎌倉に於て上流社會に行はれし一派の宗旨あり、禪宗是なり、始め嵯峨帝

の世、唐僧義空來朝し、東寺の西院に寓して禪旨を説く、帝屢々これを延問し、皇后爲めに嵯峨に檀林寺を建てたまひき。その後中絶せしに、後鳥羽帝の朝、僧榮西宋に往き禪法を受けてこれを我國に唱へ、臨濟宗こゝに生まれり。建仁二年、源頼家爲めに京都に建仁寺を建つ、榮西後鎌倉に來る、北條氏これを信じ、爲めに壽福寺を建て、禪宗これより大いに武人の間に行はれたり。その後榮西の弟子道元宋より歸朝し、曹洞宗を唱ふ、執權北條時頼菩薩戒をこれに受け、また宋僧道隆を聘して、爲めに建長寺を建つ、其子時宗はまた宋僧祖元を召して圓覺寺を建てたり。龜山帝も禪旨を慕ひて、禪林宮を捐て、南禪寺を建てたまひ、攝政藤原道家は入宋の僧辨圓(聖一國師)の爲めに東福寺を建てたり。禪宗これより鎌倉室町の二時代を通じて甚だ盛なりき。その宗義は他宗の如く盲教文字を以て法義を傳ふるものと異にして、工夫鍛錬の功によりて直ちに佛祖の心印を單傳するにあり、これを不立文字、教外別傳、直指人心、見性成佛などいふ。抑々念佛宗は他方易行の宗旨、禪宗は自力難行の宗旨にして、兩者の間に極端の差別あれども、加持祈禱等の形式的の儀は都て要なしとして、内心の安樂を得んとするに至つては、彼此酷だ相似たり。斯くて外面の美醜は勢ひ自らこれを論外に置き、従うて佛像の彫刻、繪畫は衰へ、寺院の裝飾、その他すべての有形的華奢のものはまた古の如く盛ならず、人情自ら質素の風に移れり。

## 第二節 人情道徳及び武士道



世の進歩と共に京人の浮華輕薄に流るゝは自然の勢なり。然るに關東の人は久しく幽僻不便の地に在りて、未だ驕逸なる都人士の風に染まず、尙ほ質樸にして虚譎少し。京人の人情道徳は既に前期に擧げたる大差なければども、藤原氏統緒の子弟も既に武家の世となり、武人跋扈の間に交はりては、幾ばくか其氣勢に倣ひて、時に堅甲を被り兵を執りて、一面の將たらんとする意氣を養成せしものなきにあらず、また武人の心を獲て、一諾甚だ重んずといふ氣性を有する者あるに至れり。そもこの武士の心とは何ぞ。

武士道 上古以來、我國民の特に發達せし所は尙武の氣風にあり。昔し物部、大伴の二氏は弓矢を執りて皇室を禁衛するを世職とし、子孫に武事を傳へ習はしめ、傍ら心志を練り氣節を磨きて、苟めにも家名を墜すことなからしめんと教へたり。大伴家持その族を諭して歌ひけらく、

ひさかたの	天の戸ひらき、	高千穂の	巖に天降し、
すめろぎの	神の御代より、	はじ弓を	た握り持たし、
眞魔矢を	た挟み添へて、	大久米の	ますら猛雄を
先きに立て、	軛とりおほせ、	山河を	石根さくみて
踏みとほり	國求しつゝ、	ちはやぶる	神をことむけ、
まつろへぬ	人をもやはし、	掃き淨め、	仕へまつりて
蜻蛉しま	大倭の國の	榎原の	畝火の宮に

宮柱	おとしり立て、	天の下	しらしめしける
すめろぎの	天の日嗣と	繼ぎて來る	君の御代く、
かくさはぬ	あかき心を	すめらべに	きはめ盡くして
仕へくる	おやのつかさと	言だて、	授けたまへる
うみの兒の	いやつぎくくに、	見る人の	語り繼ぎぞ、
聞く人の	繼にせむを、	可惜しき	淨きその名ぞ、
おほろかに	こゝろ思ひて	むな兒ども、	祖の名たつな、
大伴の	氏と名に負へる	丈夫のとも、	

また歌ひけらく、

大伴の	遠つ神祖の	ろの名をば	大來目主と
負ひもちて	仕へしつかさ、	海ゆかば	水づく屍、
山往かば	草生すかばね、	天皇の	邊にこそ死なぬ、
願みは	せしと言だて、	丈夫の	きよき其名を
いにしへよ	今のをつゝに	ながさへる	祖の兒ども、
大伴と	佐伯の氏は	人の祖の	立つることだて、
人の子は	祖の名たゝす、	天皇に	まつろふものと
言ひ繼げる	こゝのつかさぞ、	梓弓	手にとりもちて、



つるぎ太刀

腰にとり佩き、

朝まもり

夕の護りに

天皇の

御門の護り、

われをれきて

またひとはあらじと、

いや立て、

おもひしまさる

天皇の

御言のさきぞ、

きけばたふとみ、

洵に武人はこの心を以て心としたりき。然るに文明の空氣は常にこの習性を消却せしめて、平安の末期既に京畿の武人は何時しかこの氣性を失ひたりき。東國の人士は古來剛壯勇烈にして、その文明の度の低きと共に猶ほ久しくこの氣性を墨守したり。彼等常にいへらく「額には矢は立つとも、背には矢は立て」といへり。宇多帝の朝に新羅の賊の對馬に寇しける時、國守文室善友箭を額に植つるものは賞あらん、背に植つるものは必ず誅せんと令し、後三年の合戦には源義家剛膽の坐を設けて將卒を獎勵したりき。されば武人は將士も部卒も敵に背を見するを耻かしき振舞と思ひ、その家名を墜さんことを恐るゝこと甚だしきと共に、耻を思ふこと最も甚だし。主の難に死せざれば其身の耻なり、人の難を見てこれを外にするも其身の耻なり、其身の耻は親の耻、一族の耻さては家の耻、氏の耻となる。これを思うては家の子、郎黨に至るまで假にも武士といふ名のつくものは、いかにぞ死を鴻毛より輕んじて名を鼎鏖より重んせざらんや。弓矢取る身の習ひ假にも名こそ惜しく、候敵を恐れて遁れたりといはれんには、武士たるもの、耻辱なりとの意氣常に渠等の胸中に蟠れり。殊に源平の二氏武門の家となりてより、一族子

弟を屬ますに皆この意を以てしければ、武人の特性愈々發達して臣の君に對する道士の將に對する道士と士と相對する道など、東西古今に超絶したり、この道をおしなべて忠義の道と稱す、所謂武士道是なり。若しこの道を盡くさざれば、武士にして武士にあらず、不覺者と嘲られ、人類と罵らる。一たび此嘲罵を蒙れば、汚名は骨と共に朽ちず、後には金鞍銀鞍の榮あるも、いかでか面を衆の前に曝さんや、これに反して武士の道を全うすれば、敵と味方とを論せずこれを稱揚して止まず、従うて我系統の正しく、祖先に武功の誇るに足るべきものあれば、瞬時を争ふ戰場にも敵に向つて誇りかにこれを述べ盡くす、これを氏文を讀むとはいへり。また敵にこれを耻かしむべき弱點あれば、大音聲を揚げて罵り散らして、その氣勢を挫きたり。

平氏は久しく京畿にありて柔懦なる藤原氏の間之列せしより、その風を學びて、いたく武人の本性を損せしかども、猶ほ屋島壇の浦の合戦には、各々命を此時に失ひて必ず名を後の世に留めよ、東國の奴にわるびれて見ゆなとて、一門悉く難に殉じたりき。關東の武人は常に氣節を磨き、武技を練る。當時の人これを評して「弓は三人張、五人張、矢束は弓に似たる事なれば十四束、十五束、あきまを數へて矢繼ぎ早し、一矢にて二三人をも射落されば、鎧は二領三領も射貫き候、空矢射る者なし、斯様の者、大名一人の中に二十人、三十人は候ふらん、無下の荒郷一所が主にも二人三人は侍るらん、馬は牧より心に任せて撰び取り立て飼ひたれば、早走の曲進退の逸物を一人して五匹、十匹ひかせたり。彼馬に乗ら



負せて朝夕、鹿狩、狐狩して、山林を家と思つて馳せ習ひたれば、乗るとは知れども落つることなし。坂東武者の習ひにて、父が死ぬればとて子も引かず、子が討たるればとて親も退かず。死ぬるが上を乗り越え、死生知らずに戦ふと。武士の平常これにて知るべし。互に信義を守る心は金鐵の堅きに似て、また珠玉の美あり。頼朝の兵を起すや、大庭景親、澁谷重國をして佐々木定綱兄弟の妻子を囚へしめんとせしに、重國曰く、彼等とは年來の芳約あるによりて、扶持を加へたり。然るに定綱等舊義を重んじて源家に屬す。今其妻子を囚ふるは本懐にあらずと、景親もまた其理に服して止めり。石橋の敗後重國また定綱兄弟を倉庫に隠してこれを救ひたり。武士の義を重んずること概ね斯くの如し。

頼朝は斯くの如き氣性を有せる武人を麾下に置きて、平氏の柔弱に陥りし迹を鑑み、滋々この氣習を養成せんとし、武田、小笠原の徒と笠懸、流鏑馬、犬追物等の武技を練習し、時としては那須野、富士野の狩を催し、武人の風儀を矯めて、鹿、忍尾籠の舉動を戒め、卑怯未練の行爲を愧かしめ、嚴に然諾を重んせしめたり。嘗て佐々木定重、山僧と争闘し、その訴によりて流刑に處せられしかば、頼朝これを憂ひ、其父定綱に書を送りて其子弟を誠めたる詞に曰く、

當時は鎌倉殿の御支配にて國土を守護に參らする事にてあれば、雖を立つる程の所をしらんも、一二百町を持ちても、志は何れも等しく、其剛に命を君に參らする身ぞかし、私の物にはあらずと思ふべし。さるについては身を重くし心を長くして、

あだ疎かに振舞はず、小敵なれども侮る心なく、物騒がしからず計ひたばかりをするが能事にてあるぞ。ねたさばかりは左こそありけめども、はづかしかるべき武士にもあらず、何にもならぬ官任法師といふ賤き者に寄合て身を損じぬるは、心短きがいたすところなり。身を徒になさんには多くの御恩のむくひも有なんや、無下に臆病なきことなり。

と、頼朝の教導斯くの如し。而して武人の君に身命を致すを本懐と思はしめ、武勇の超絶したる者は日本無雙の弓取、または日本無雙の勇士などいふ一語を以て激賞す。武人のこの一言を得るは數萬町の所領を賜はるに越えたりといふ。

武人は直ちに其君に忠ならんとする熱情より、敢て天皇の尊きをも忘るゝに至る傾なきにあらず。大庭景能の語に、軍中には將軍の令を聞くも、天子の詔を聞かずといふことありと。されど頼朝は常に皇室を尊奉する意を表せしかば、僧重源の己を呼んで君とするを止め、君の字朝廷に恐あり、今後決して濫用すべからずと誠めたり。北條氏もまた天子を放流するなと暴逆の行あるにも拘らず、猶ほ一方には皇室を尊奉する意を示せり。武人の平常の習技には流鏑馬、笠懸、牛追物、犬追物、草鹿、圓物遊相撲等あり。幕府歳首の弓場始の儀には、射取の術に鍛錬せる者をして式を行はしむ。其撰にあたる者はこれを武人の面目としたり。此時代の中世、鎌倉の武士も漸く文藝に傾きて、武道を怠りしかば、時頼殿しくこれを誠めたり。されば此時代を終るまで武士の道廢れず、鎌倉陥りて北條

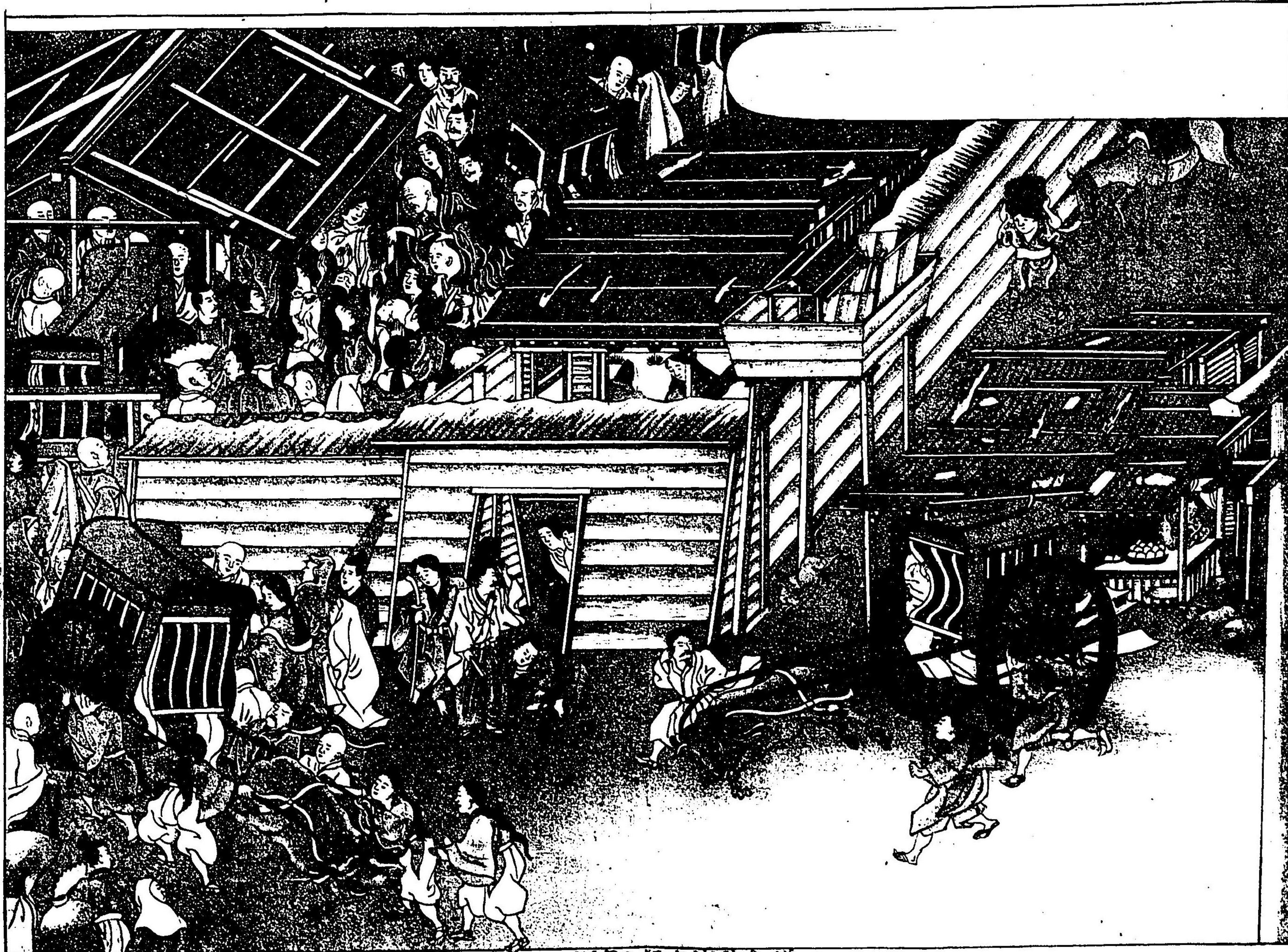


高時自殺するや、恩顧の士これに殉するもの三千餘人に及びたりといふ。

#### 第四章 鎌倉の繁榮及び諸國の交通

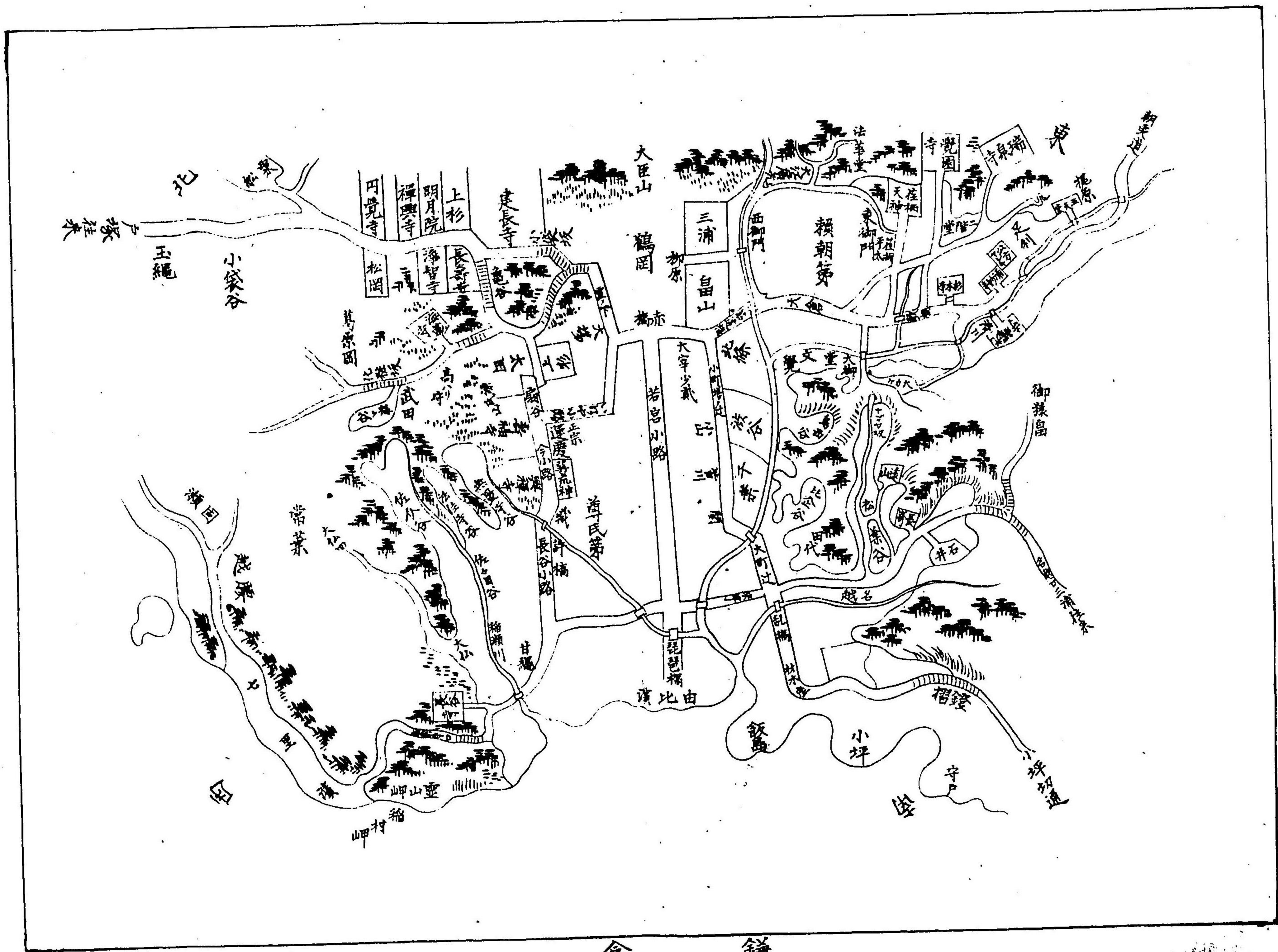
鎌倉 抑々鎌倉といふは相模國鎌倉郡にある僻邑にして、東は六浦、南は小坪、西は稻村、北は山内を境とす。その地に高山もなく、大河もなければ、南一面は海に臨み、その他の三面は小山これを連なり圍めば、さながら要害の地をなせり。その間の谷谷もいと狭くて、打晴れたる平地とてはなし。遠き古へは數十軒の漁家農舎、彼方此方の山陰に櫓を構へたるのみなりけんと思はる。康平六年、伊豫守源頼義の鎮守府將軍となりて陸奥に下るや、祈請の旨ありてこの地に石清水の八幡を勸請したりき。これ鶴が岡八幡の起りなり。その後相模守となりて下向し、平直方の女を娶りて子義家を生めり。これよりこの地は源氏相傳の地となりき。治承四年、源頼朝兵を擧げ石橋山に敗れて安房にありしに、千葉介常胤この地の源氏に舊縁ありて、しかも要害の地なればとて、こゝに移らんことを勧めければ、其年鎌倉に移り、鶴が岡八幡を由比が濱邊より大倉山の上に遷し、壽永元年に至りて、其社頭より由比が濱邊に至るまで道路の曲れるを直して參詣の道をつくり、自らは大倉に御所を營みて住めり。關東の大名小名歸服するに従ひ、皆この地に集まりて住まへば、商賈も移り來りて市を立て、店を列ね、町をたて、小路を造し、さながら京國の都會となりて。





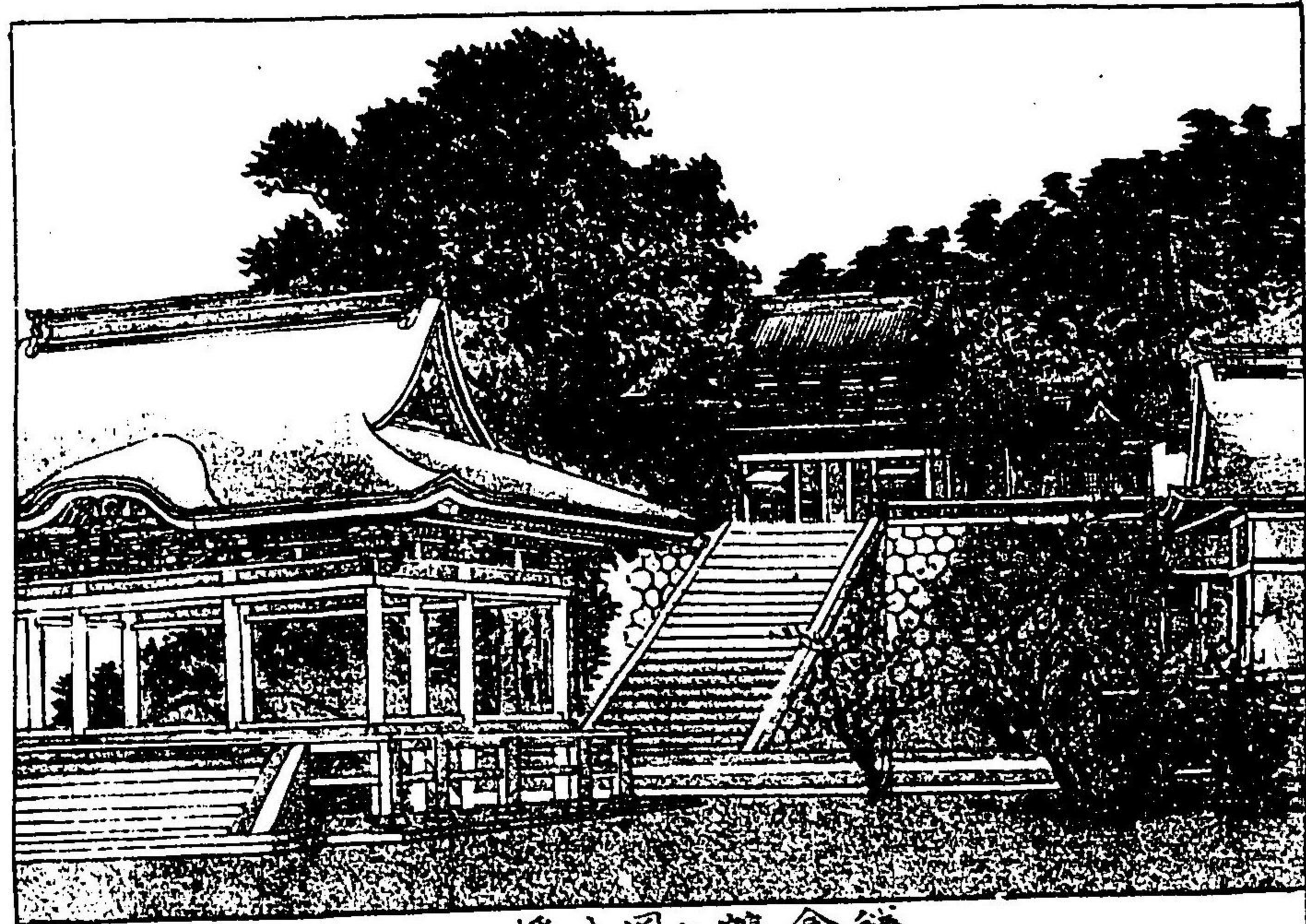
録倉時代京都の市街



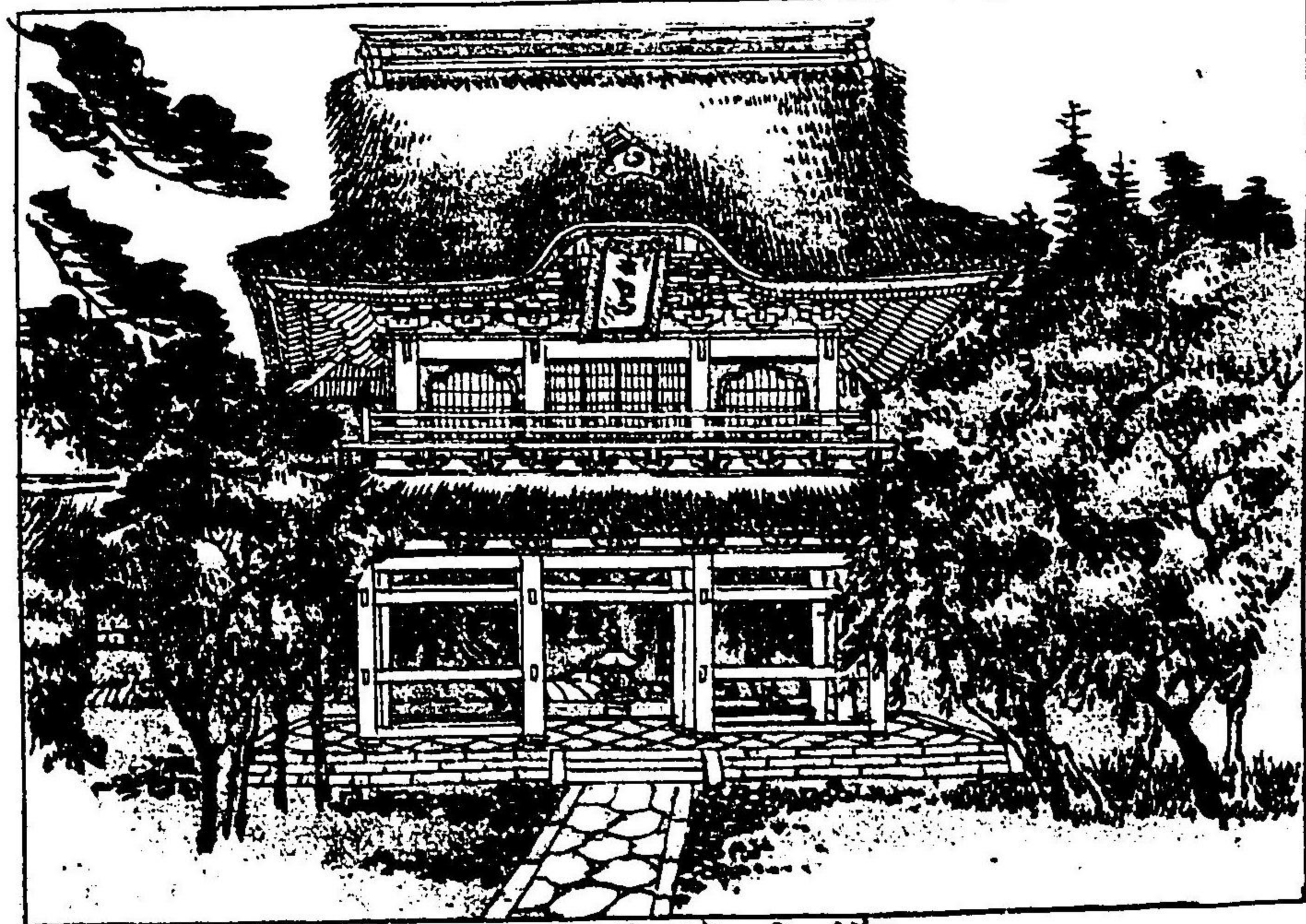


倉 鎌





鎌倉鶴ヶ岡八幡



鎌倉建長寺



東路やあまたの郡の中にかや鎌倉築初めけん

と歌はれぬ。京人來りて由比が濱を見ては、數百艘纜を鎖りて大津の浦に似たりといひ、千萬宇の宅軒を並ぶるに大流の波に異ならずと稱へき。鶴が岡の社は朱の玉垣月に映じ、白砂の錦幣風にそよめく。將軍の殿閣は質素なれども、流石に大將軍の住居なれば、華堂高く押し開きて翠簾の色喜氣を含み、朱欄砂に構へて玉砌の礎を磨く。南の山の麓には大御堂あり、石巖の殿しきを切りて道場の新たるを開きしより禪僧庵を並ぶ。東の山の裾に二階堂あり、鳳聲日に輝き、晷鐘霜に響く。由比の浦には阿彌陀の大佛あり、遠江の僧定光が延應年間に貴賤に勸進して造りたるものなり、像の高さ八丈堂もまた十二樓の構望むに高し。佛法この地に興隆せらるゝに及びて、扇が谷に壽福寺まづ建立せられ、その後巨福呂坂の建長寺、山内の圓覺寺等の巨利相次いで雙立對峙するに至りぬ。その頃京師は衰へてまた藤原氏盛世の帝都にあらず、正應二年、將軍久明親王鎌倉に迎へられ、預めその僻陋を慮りしに、至れば堂堂宏壯、帷帳華麗、却つて京師に過ぎたるに驚けりといふ。

市街は政所に保檢斷奉行、地奉行ありてこれを支配す。保檢斷奉行は諸保を巡察し、非違を檢し、曲直を斷す。保と稱するは人家の一群をいふなり。地奉行は道路、屋舎、商賈等の事を掌る。この兩奉行を合せて保々奉行といへり。建保三年、町人以下鎌倉中の諸商人の員數を定めて、武人と市人との區別を明かにす。また土地股賑を極むるに従ひて盜賊も夥



しくなりしかば、仁治元年、辻々に番兵を置き、篝火を設けて警備せしむ。寛元三年、市街の五則を布き、道路を修繕せしめ、屋根を出だして道路を妨ぐることを、肆店を開きて市街を狭むること、家を溝渠の上に架して作ることを、故なくして夜行することを禁せられ、また民戸に松明を備へて、盜賊、人殺、夜討、殺害人等の變あらば、火を點じてこれを捕へしめ、無業の輩の交名を注せしめて、これを田舎に遣はして農作を勤めしめらる。建長三年、これより先き鎌倉中在々所々の商賈に肆店を設くることを禁じたりしに、こゝに至りて市街を定め、限外に置くことを得ざらしむ。その後文永二年、府下の市街九箇處を定めて、貿易の場とし、道路を掘り穿てる家屋を構ふることを禁ず。其九箇處とは、大町、小町、魚町、穀町、武藏大路の下、須地、賀江橋、大倉辻等なり。

この地の繁盛は日々に進みたるも、地位もと海岸に瀕したれば、海上波濤躍る朝は激浪高く、逆捲き來りて、民家を洗ひ去り、浦風吹き荒む夕は、屢々火を失して、侯門を鳥有にす。巖山に連りたれば、霖雨永く降りつゞく時は、山崩れ、巖石墜ちて、人畜を壓殺することも少からず。富士火山脈の一帯に隣れば、地折々震ひて、屋舎を毀つ、殊に永仁元年の大地震には、山頽れ、人家夥しく顛倒し、死人二萬三千餘人の多きに至れり。

諸國の交通、幕府鎌倉に開けて、治政の中心となりしより、京師との往來繁く、海道これより大いに開けたり。この頃京師より鎌倉に至る飛脚は、日程大凡七日を以て定め、す。通常の旅人は、大抵十三四日を費やせり。京師を出づるには、粟田口よりし、堀道を南に折





鎌倉時代往來



れて逢坂山の關にかゝる、これ山城、近江の境なり、關を越ゆれば四宮河原なり、大津浦、打出濱、粟津原を通れば、左は湖水波遠く、右は山峯遙かに連なる、瀬田の長橋うち渡りて野路、篠原、鏡の宿、馬淵の里を過ぐれば、長光寺あり、世に無作寺といふ、笠原の彼方に老曾の杜あり、醒が井の清水爽かなれば、夏日は行人これを掬ひて暑さを忘る、柏原を過ぐれば、美濃國不破の關屋に至り、笠籠の驛を越ゆれば、やがて尾張との境なる墨股川にかゝりて、浮橋を渡りぬ、黒田、一宮、下戸、萱津、古渡の宿を過ぎて、熱田宮あり、樹立年ふりたる中に、赤の玉垣色あせ、木綿四手風に亂るゝなど、いとも神さびてたふとし、呼ば濱より鳴海瀨に續く、二村山を越ゆれば、三河に入りて、雉、鯉、鮒、八橋、矢矧の宿、矢矧川を渡り、宮路山を越え、赤坂を經れば、本野が原に出づ、山もなく岡もなく、茫々として、桑甸の一千餘里を見わたしたらん、心地して、彼方此方に踏み分けたる小徑數多あるに、迷ふ者多かりければ、北條泰時柳を植ゑて道の嚮導とせり、豊橋の宿を過ぎ、高師山を越ゆれば、遠江の國となる、橋本の宿に至れば、南に海あり、北に湖ありて、その間に洲崎遠くさし出で、松きびしく生ひつゞきて、嵐頻りにひせぶ、濱名の橋を渡り、池田の驛を過ぎ、天龍川の渡となる、川深く、流速くして、水嵩増れる時は、舟覆りて底の蘆屑となる者多かり、渡れば見附の國府に程近し、やがてかゝれる佐夜の中山の谷より嶺にうつる道、雲に分入る心地なり、山上に任事社ありて、山麓に菊川驛あり、駿河、遠江の界なる大井河、常は渡るに煩なけれども、水の出でたらん日は、旅人往來すべくもあらず、藤枝の市、岡部の里を過ぎて、宇都の山を越ゆ



れば、手越の宿に着き、葦科川を渡り、江尻浦、息津の濱に出で、清見が關にたゞすめば、右は海水廣く湛へて、眼雲の浪に迷ひ、左は長山嶺の連なりて、耳松の風に凄まじ、湯居、神原の宿を過ぎ、富士川を渡れば、浮島が原、北は富士の麓にて、西東へ遙々と長き沼あり、南は海の面遠く見渡されて、何處をろれと果もなし、これにつゞきて、千本松原あり、車返の里を過ぎ、木瀬川を渡り、やがて伊豆の國府なる三島にかゝり、三島明神をうち拜み、或は險しき箱根の坂を越えて、相摸の國に入り、湯本を過ぎ、逆川に至るもあり、或は木瀬川より竹の下の道にかゝりて、足柄山を越え、關の下宿を過ぎて、逆川に會するもあり、それより大磯小磯の浦々を傳ひ、相摸川を渡りぬれば、懐島に入り、砥上が原を出で、固瀬川を渡り、江尻の海汀を過ぎ、腰越の平山を越えて、七里が濱の邊を傳ひ、稻村が崎を過ぐれば、由比が濱に着きて、鎌倉にこそは入りにつれ。

文治年間、源頼朝驛路の法を定め、上洛の使者、雑色等をして伊豆、駿河以西、近江に至るまで、權門莊々の所を論せず、其傳馬を購用し、其糧食を使はしめたり、また雑色足立清經に命じて鎌倉、京都間の路次、驛家、渡船の事を監理せしめ、駿河以西沿道諸國の守護人に命じて夜行番衆を置き、交替して旅人を警固せしめ、又處々に新驛を増置し、其路次各驛をして鎌倉、京師往復の早馬及び將軍家荷物の送夫を管せしめたり、その後建保年中にまた諸國關津の地頭に命じて渡船を備へ、以て行旅の煩憂を除かしめ、且つ其船賃及び用途は皆料田の収稻を以てこれに充てしめたり、然るに地頭私慾を専らにし、河手津泊等

に税を課して得分とし、其弊多くして庶民の困難少からざりしかば、遂に弘安七年に至りこれを禁せられたり、旅人が自ら糶を携へて原野に宿することの多きは、前期に異ならず、されば旅人はまた野宿の料に油單、雨皮、替皮等を齎らし行けり、夏日山野を行くには日射を蔽ひ山蛭なをも避けんが爲めとて、帷子の絹を笠に縫ひつけたるを、頭より身に被ひて行くもの多し、これを蟲の垂衣といへり、概するにこの頃は、道路開けたりと雖も、猶ほ不便多く、また野登夥しくして旅人の困難一方ならざりき。

## 第五章 衣食住

### 第一節 住居

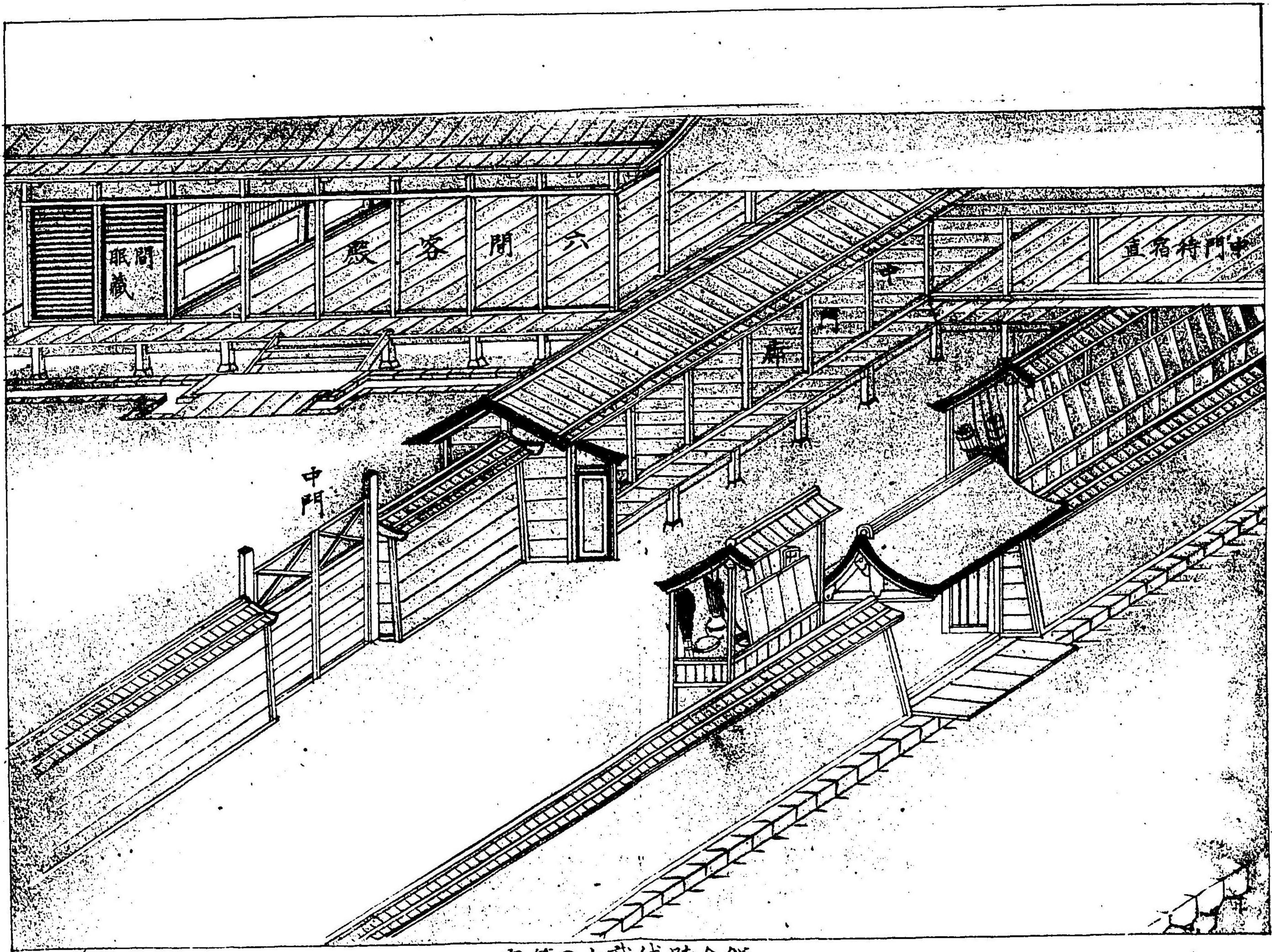
京師の院宮を始め公卿朝臣の家屋の制は、大いなる變遷を見ざりしか如し、この時代に於て特にいふべきは武人の屋制なり。

武人の家は惣構の外を簷板を以て圍み、溝を廻らす、簷板は切掛板垣の堅固なるものにして、今の板塀の如く、堅板にて、合せめは板を重ねたるものなるべし、簷板の代りに築地を用ひたるもあり、この圍のうちには大門あり、門は棟門を立てずして、平門、冠木門、若くは上土門を立つ、平門とは屋上を少しく平かに造れるものなり、冠木門は兩柱の上に一本を横たへたるまでにて、屋根の造作なきものなり、もと賤人の家居に用ふるものなりしを、武家質素の風よりこれを建つるに至れるなり、上土門はその初め屋上を平めて土を



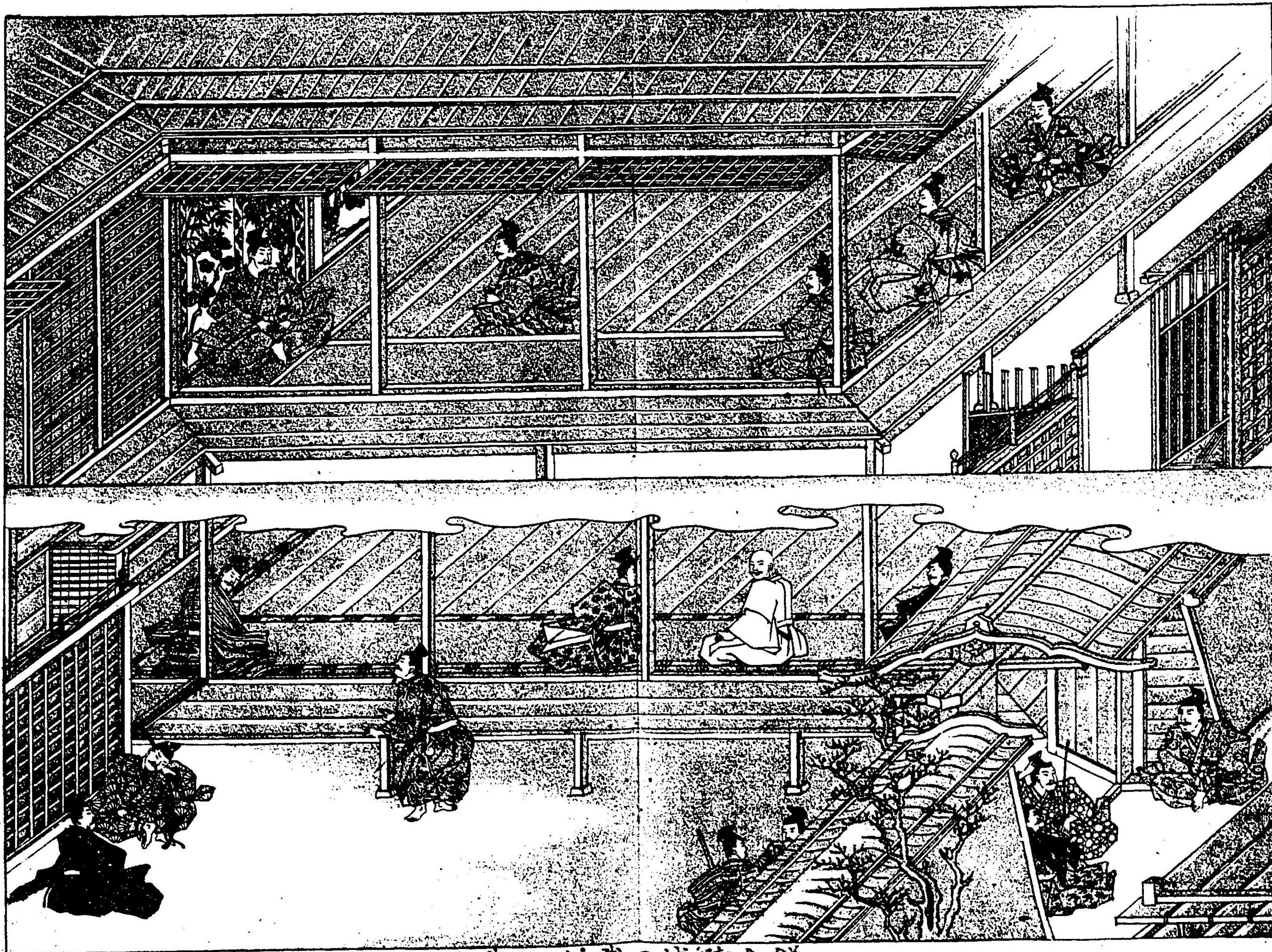
載せたるものなれば、この名ありけんを、後には土を上げずして一の造り方と嘖りたり。また櫓門を建つるもあり、櫓門とは井樓を門の上に設けたるものなり、もと城寨のものなれども、普通の武士の家にもこれを設けて警護の爲めにす、但し井樓といへども後世の如く堅固なるにはあらず、たゞ板を並べたるものにて、造營甚だ粗なり。さてこれ等の門は皆堅牢なる諸折戸を以て開閉す、また處々に小門を設く、大門を入れれば塀中門あり、塀中門を入れれば遠侍あり、遠侍は惣板敷にして、番士等の控ふる處なり、またこゝに弓箭大刀等の武器をも納め置けり、遠侍につゞきて厩を建つ、さて遠侍の前を過ぎて中門に入る。中門の傍に板敷あり、沓脱あり、これにつゞきたる廊を中門の廊といふ、これに窓を開き、櫃子をつくる、後世これを實檢の窓と稱したり、中門を通れば直ちに主殿に至る、主殿一に客殿ともいふ、客人にても使者にても、主殿の前に立ちて案内を乞へば、内より奏者出で、請じ入るゝなり、殿舎は別に異なることあるを見ず、帳臺、塗籠もあり、圍爐裏の間として火燒する所もあり、膳所として配膳の器具を并ぶる所もあり、贅殿として魚鳥を料理する所もあり、妻妾の住まふ局部屋もあり、渡殿、前裁も具はれり、賤しき武人の家には別に帳臺の設もなく、塗籠を寢處にして、これを帳臺と唱へしもあり、概ね皆板屋または葺茅葺なり、盛族の館には猶ほ騎射の馬場、蹴鞠の坪をも邸内に設くるものあり。武人は其本性としても質樸にして、浮華なることなし、殊に鎌倉幕府の施政は専ら勤儉を獎勵するにありしかば、武士の屋制皆宏大ならず、頼朝の館も上土門に膳板の圍なり





宅第の士武代時倉録





録倉時代の武人の生活



き、執權北條泰時が家の齋板は壞れて見ぐるしかりしかば、幕府の將士何かな追従せんと思ひて、今御沙汰あれ、各々申し計らひて築地つきて参らせんと勸むるを、泰時答へて、各々の御志の程は悦ばしく候へども、これを築かんに人夫多く集まりて世の煩多かるべし、家に築地つき廻すども、運拙くは泰時たすかること候ふまじ、さなくとも運ありて召しつかはれなば、何の恐れか候ふべきといひて、固く辭したりき。されども世を経るに従うて奢侈に傾き、家屋の制も宏壯華美を專とするに至りしかば、弘長元年、幕府令して關東の家人に家屋營作の過差を禁じたり。されば武人の家作は質素にして、棟を列ぬるなどいふことなく、大名の家にも主は廂に臥し、郎等は中門のうちに寝ね、下部は廂の床に横はりたる如きさまなりき。

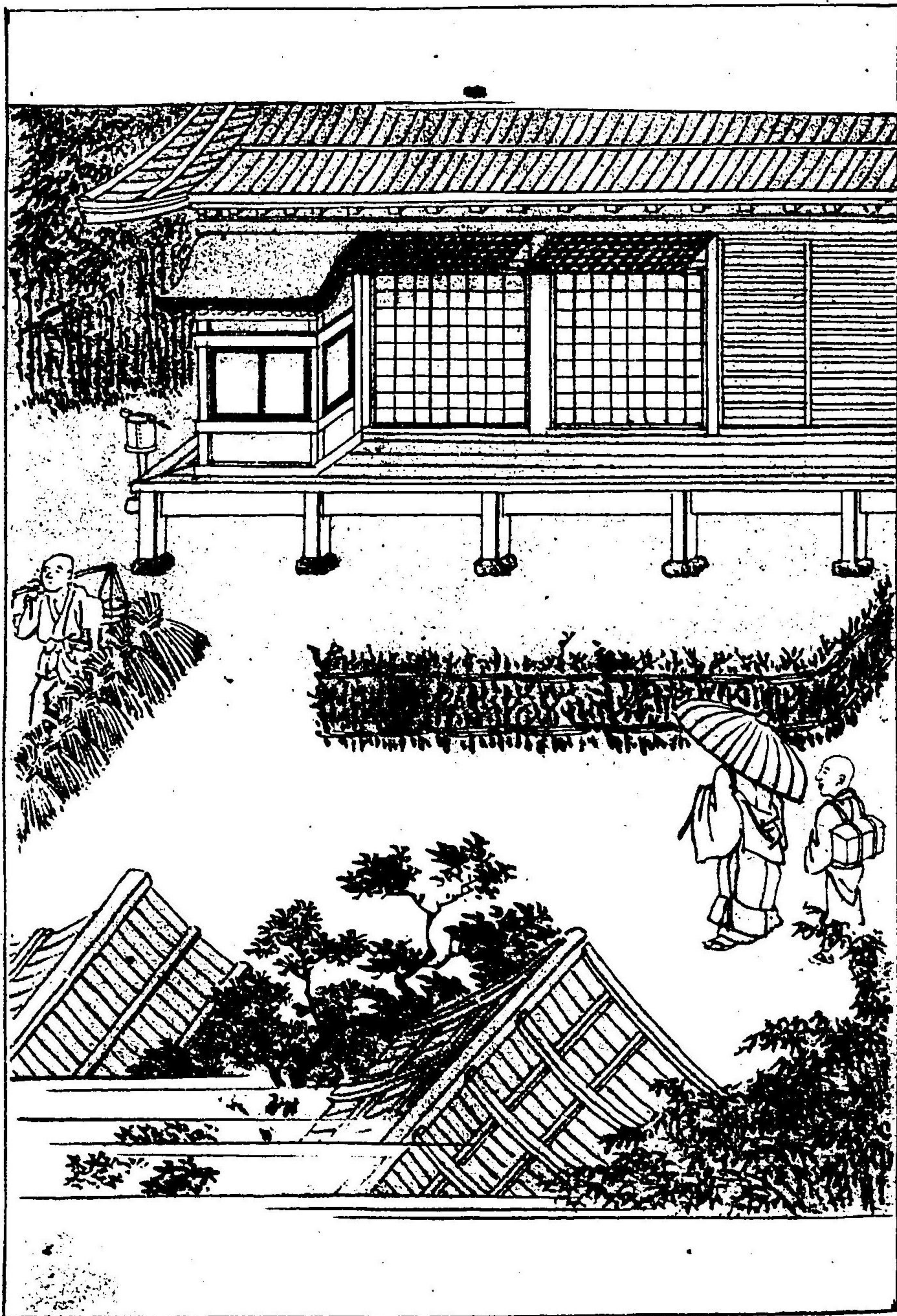
されど此時代の季になりては、大小名驕奢に流れ、浮華を競ふに至れり。また禪法漸く世に傳播し、武人はこれを信じ、家々にて坐禪を修したるより、邸宅も禪利に倣ひ、中門を玄關と稱へ、家居の似つかはしき處を書院と稱へたり。玄關は正しき居所の名にはあらず。老子に玄之又玄、衆妙之門といへる意にて、いはゞされたる異名なり。書院はもと禪家にて讀書學問する處なり。抑々古代の寢殿作は梁間の向背齊しく、母屋は廂に圍まれ、廂は簀子に圍まれ、また葎格子に日光を遮られ、暗くして不便なりしかば、僧家には梁間を長くして書院をつき出だし、葎格子を止めて、明障子を用ひ、以て明を取るに便ならしめ、また折戸に代ふるに、遣戸を以てしたるが、すなはち書院作の制にして、その便宜多かりし。



かば、次第に武家へも移れるなり。前期以來京師の貴族盛に別墅を起し、前栽を設け、山を築き、池を穿ち、石を立て、流をひきて山水の風致を摸し、園藝の術大いに進めり。初めは多く畫人に設計せしめしが後には僧徒立石の法を傳へたりき。此時代に至りて建仁年中、後京極良經作庭記を著せり。その法、寢殿式の作庭に佛家の立石の法と、陰陽家の方角禁忌とを交へたるものにして、池島瀧遣水、野筋立石、枯山水等の作法を述べたり。池に鶴形、龜形あり。島に山島、野島、杜島、磯島、雲形、霞形、洲濱形、片流、干瀆、松皮などの作法あり。瀧に向落、片落、傳落、離落、稜取、布落、絲落、重落、左右落、横落などの落しやうあり。遣水は東より南に迎へて西に流すを順流とし、西より東に流すを逆流とす。池なくして遣水のみなれば野筋をあらはし、山もなく野筋もなき平地には石を立つ。池もなく遣水もなき所に石を立つるを枯山水といへり。枯山水は山里或は野筋などをつくりいで、これに石を立つ。立石の類に大海のやう、大河のやう、山河のやう、沼池のやう、蘆手のやうなとさまざまありき。鎌倉の武人の邸宅にも前栽を設けて立石をなすものあり。また草木を磁盆に栽ゑて弄ぶこともありき。塙垣の類には唐垣、透塙、柴垣、築塙、檜塙など多かりき。

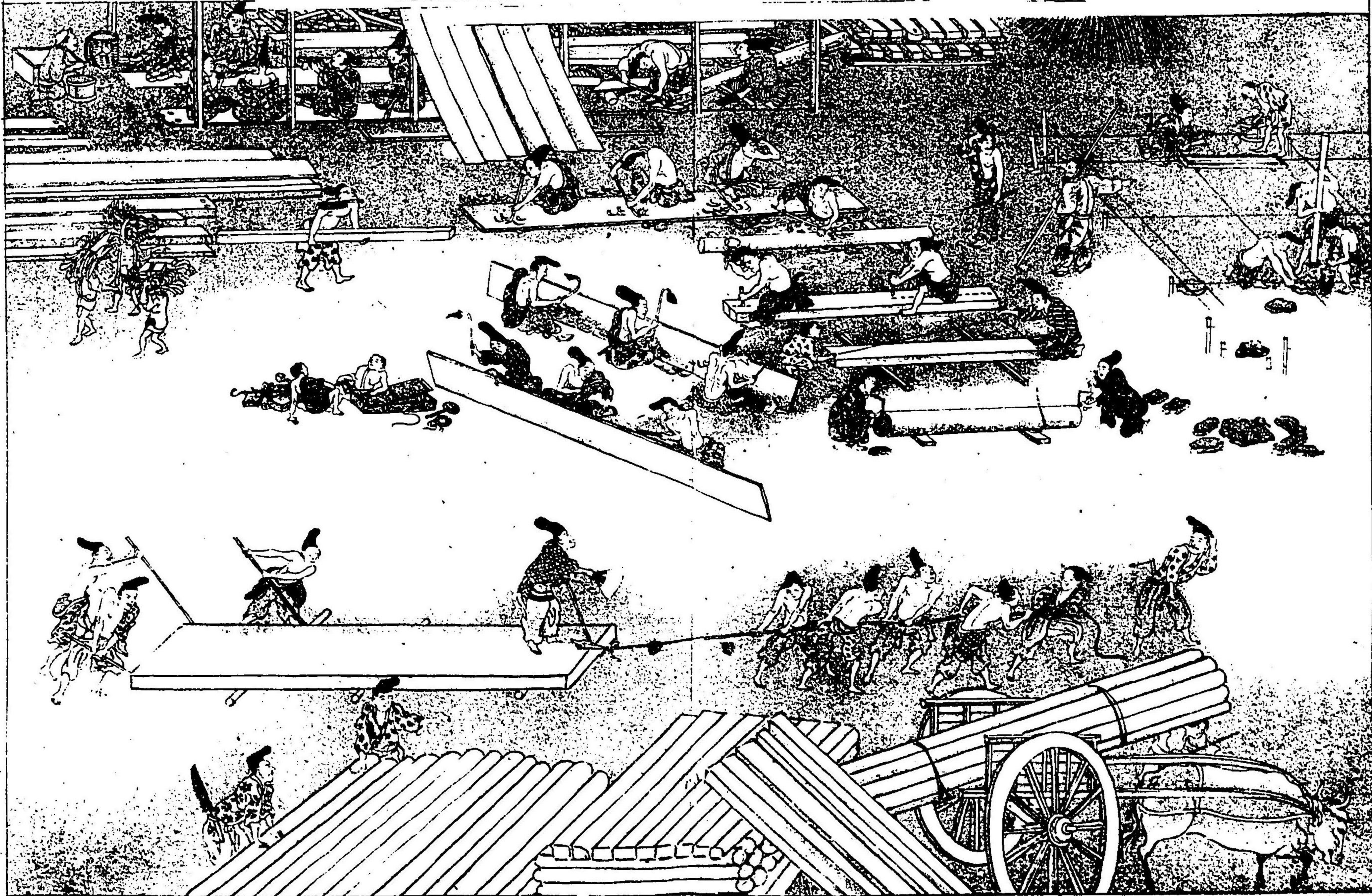
第二節 容儀服飾

京人が容儀の盛飾は衰へず、公卿の冠帽は堅くなりて頭に箱を戴く心地し、またその高れも次第に増して、この時代の季には古き冠桶をもちたる者は「はた」を附けて用ふるに



鎌倉時代僧庵の書院





録倉時代の工事



至れり。武人は戦亂屢々起りて甲を櫛に納るゝ暇なく、重き冑を頭に戴くことなれば、頭の重きに堪へ難く、せめては毛を減じて苦を逃れんとて、額の髮際をぬきすかせり。これ頭上より氣の漏れんが爲めに、これを逆息さかいきといひ、即ち月代の始なり。後には容儀となりて、烏帽子冠を着ては、額に毛髮の見えぬほごにしたり。殊に武人は髮際深くぬき、烏帽子を額の方多くあくやうに着て、力めて勇壯を装へり。

京人の裝飾は愈々驕奢に傾きしかば、朝廷よりも屢々これを誡められたり。文治四年、加茂祭に近衛使、檢非違使の車馬僕従の金銀錦繡を用ひ、風流を盡くすことを禁せらる。されども加茂祭は京人が恒例の行事中、最も晴れの儀となすことなれば、いつしか禁令も弛みて車服また美を競へり。仁治元年に及び更に祭使の車服の奢侈を禁じたまひ、弘安元年にはまた車服の僭上を禁せられたり。

關東の武人は質素を旨とす。頼朝部下を制して勤儉を専らにせり。その頃筑後権守俊兼華美を好み、殊に行装を刷ひ、小袖十餘領を着けて参勤しけるに、頼朝直ちに刀を以てその小袖づまを研りて誡めたれば、武人震悚して儉約を旨とせり。されば武人には華奢の聞お少し。弘長元年、關東伺候の詣人に令して出仕の行装の過差なるを禁じたり。

武人は平生直垂または水干を着、烏帽子を冠れり。侍郎等なほは直垂、水干の袖長くして動作に不便なるを厭ひて、これを省くもの少からざりき。これを手無てなといへり。庶人は烏帽子、袴を着けたれども、直垂、水干なほを着ることなかりき。武家の婦人が家居の服装も



男子の如く簡樸質素なりしが如し、外に出づるには壺装束をなすこと古へに變らず、常に面を露はすことを耻ぢ、被衣、市女笠、檜笠、塗笠などを著てこれを掩ひたり。建長五年、幕府新令を布きて法家女房の装束を制し、五衣に練貫以下の過差を禁じたり。

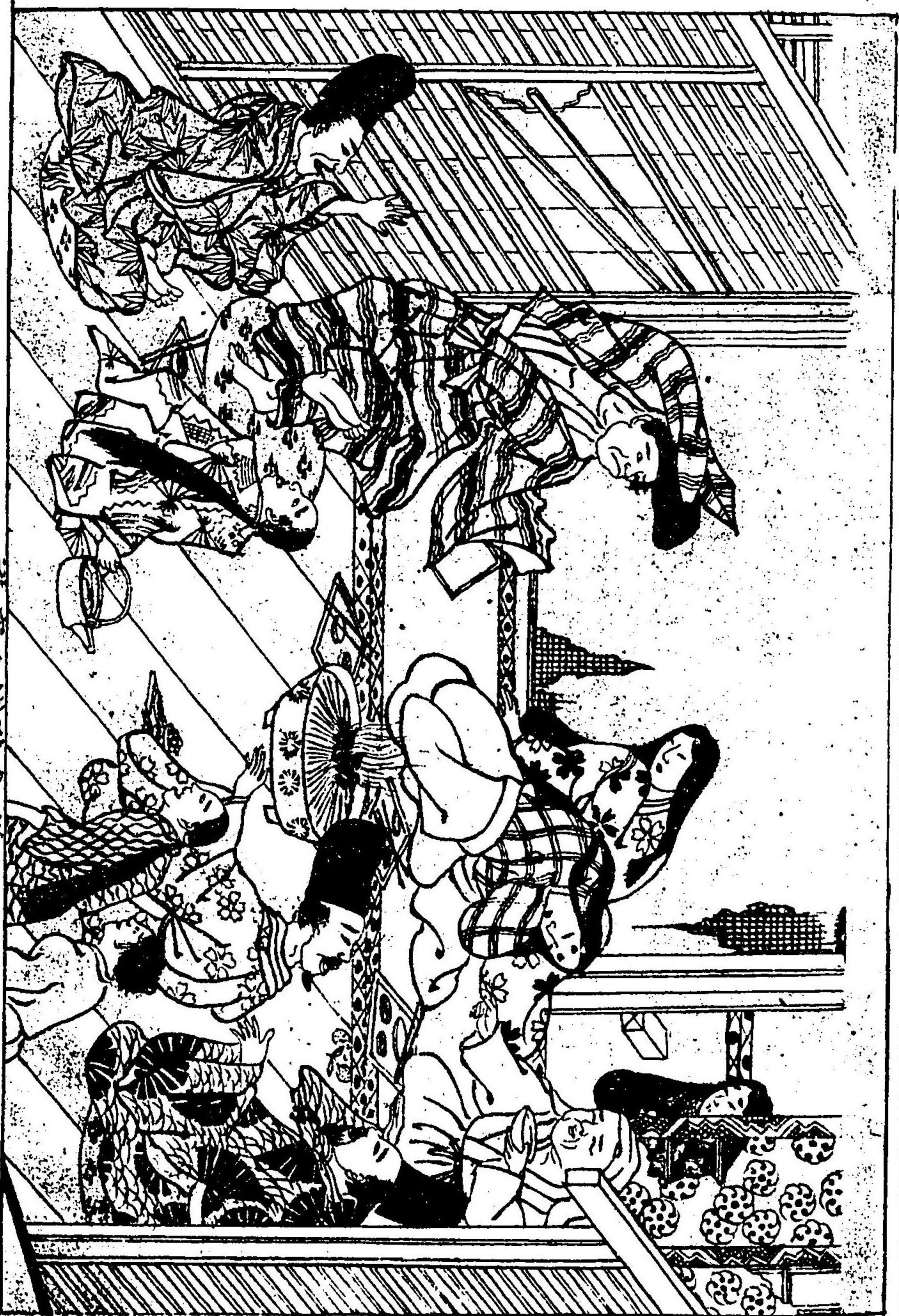
### 第二節 飲食

寧樂以降、麥を播種することを獎勵し、凶荒に支給したれど、人民これを喜ばざりしが、この時代に至りては貧民は麥飯を以て飢を凌ぐこととなりぬ、無住法師の歌に、

さらすとも愛するよしにいひなして世をわたるべき粥と麥飯。

強飯を常食とする事は猶ほ古への如くなりき、京人は既に前期の季に朝夕の二食の外に午時の中食をなすこととなりて、日に三食となり、僧侶は古は皆たゞ朝食一度なりしを漸くに器量弱くなりて非時と名づけて日中に食し、遂に山法師も奈良法師も更に三食となりぬ、夕のをば山法師は事といふ、未申の時ばかりに非時を食ひて、夕方には坂下邊に寄合ひて食ひ、世事して食すといへり、櫻尾の僧高辨は當時碩徳の聞えありしが、猶ほ我は犬侍者なりとて、非時に菓子様の物を食へり、但し律宗のみは現今に至るまで皆朝夕の二食なりとす。

東國の武人は猶ほ舊を守りて中飯を食はず、また食物の上にも質素を旨とせり、北條時頼の如きは、食二味を重ねず、一夕、族父宣時を招き、銚子土器とり添へて持ち出で、この酒を獨りたうべんがそうくしければ申しつるなり、肴こそなければ、人は静まりぬらん、と



鎌倉時代の食事



りぬべき物やあると何處までも覓めたまへと言ひければ、宜時起ちて厨に入り、紙燭を照らして尋ね索めしに、臺所の棚に小土器に味噌の少しつきたるを見出だして、これぞ求め得て候ふと申さしかば、事足りなんとて、快く終夜對飲して歡を盡くしたりき、武人の滯泊なること凡そ斯くの如し。

宴饗は旺に行はれて、京人は殊に豪華を極めたり。其獻立は初獻の料には海月、鬚斗、鮑板、干削り物には干鰹、圓鮑、干鰯魚の躬煎、海鼠、生物には鯛、鱈、鯉、鮪、王餘魚、雉、雁、鴨、雲雀、鶉、山鳥、兎等種類多し。鹽肴には鮎の白干、鮪の黒作、鯛の楚割、鮭の鹽引等あり。その他鱈、鰯、鱈の鹽漬、干鳥、干兎、干鹿、干江豚、豚の焼皮、煎の掌、狸の澤渡、猿の木取、鳥糞、蟹味噌、海鼠腸、鮎鱈鳥賊、辛螺、菜螺、蛤、螺、交の雜喉、水魚等皆獻立に用ひらる。點心には水饅、温槽、糟雞、臘羊羹、臘腸羹、猪羹、羊羹、砂糖羊羹、餛飩、饅頭、素麵、菓子類、卷餅、温餅、伏兎、曲煎餅、燒餅、黍、興米、素餅、糰子、粽等あり。點心とは長日、氣の屈するを慰めんがため、朝夕の食事の外にさまざま點心物を製り備へたるをいふ。菓子に生栗、搗栗、申柿、熟柿、干棗、花梨、枝椎、艾、慈姑、覆盆子、百合草、柚、柑、橘、子、枝柿、甘栗、熟瓜、澤茄子等あり。汁には豆腐羹、辛粹羹、雪林菜、驢積、磨華、蘿山、葵、寒汁等あり。菜には織羅、菘、莖菜の牛房、昆布、烏頭布、荒布、黒蕪の蔞、筋蕪、酢漬の茗荷、蓴子の蒸物、茄物、炒物、茄子、酢菜、胡瓜、甘漬の納豆、煎豆、菘、豆、芹、薺、差、酢和布、青苔、神馬、漢、曳干、甘苔、鹽苔、酒漬の松茸、平茸の雁蕪等あり。飲食の器具には銚子、提、茶碗、鉢、高杯、懸盤、引入合子、皿、盞等あり。武人の宴飲は甚だ質素にして、北條時頼、鶴岡社參の次で、足利義氏の許に先づ使を遣



はして訪問すべき由を告げしめ、さてその第を訪ひけるに、義氏時頼を饗するに、一獻に  
奠斗、二獻に饌、三獻に接餅にて止みぬ。義氏時に正四位下左馬頭なり、武人の質素概ね  
これを以て知るべし。この頃武人の燕飲に盃の「おもひざし」「おもひどり」「よこどり」「おもひ  
がへし」等のことありき。建長四年、幕府令して、鎌倉中の所々に酒を沽るを禁じ、また諸國  
市の酒全分停止すべしと令したり。當時鎌倉中の民家に蓄ふる所の酒壺の數は三萬七  
千二百七十四口ありき。次で更に酒を沽ることを禁じ、悉く酒壺を破却し、一屋に一壺を  
宥免す。但しこの一壺は他事に用ひしめて、新たに釀酒することを禁じたり。仁治二年、幕  
府令して、酒宴經營の間に風流菓子を用ふるなどの過差を禁じたり。これより先き既に  
諸事の過差を禁せしことあれども、經營結構の時に及びては、動もすれば違犯の輩ある  
によりて、重ねてこの禁令を下ししなり。

鎌倉近海に産する鱈は古へより其地方の土宜として有名なれども、猶ほこの時代の中  
頃に至るまでは、鯨節の外ははかくしき人の前に出だすことなく、頭は下部も喰はず  
切りて捨てたりき。さるものながらその季には天皇の供膳にも据うることをなりたり  
鮭は北越に産し、中國及び東海諸國の土民は食ふこと稀なり。文治六年、佐々木盛綱鮭の  
楚割を頼朝に獻る、頼朝喜ひて、

待ちえたる人のなさけもすはやりのわりなくみゆるこゝろさしかな

と詠じたり。またこの頃の俗に鯉の羹くひたる日は鬢ろけすといひ傳へぬ。鳥類にて  
再雉子を賞したり。鶏卵は「かひこ」と稱へて僧侶までも食へり。僧侶は陰には肉食するも  
の多かりけれども、猶ほ憚る所ありしが、僧範宴が一向宗を創め、僧徒に肉食妻帯を許さ  
しより、その宗の僧徒は憚る所なく肉食したり。

茶は寧樂平安の時代より世に行はれたりきと雖も、何時しか中絶せしに、建久二年、入宋  
の僧榮西歸朝するに際して、江南の地より茶子を齎らし來り、筑前國背振山に播種して  
茶を製したり。これを岩上茶といへり。その後、榮西、喫茶養生記を著し、茶徳を稱す。其書  
の序に「茶は生を養ふ仙藥なり、齡を延ぶる妙術なり、山谷にこれを生ずれば、其地神靈な  
り、人倫これを採れば、其人長命なり、天竺唐土には同じくこれを貴重し、我朝日本にも曾  
て嗜愛したり」といへり。春日社の祠官中臣祐春これを傳へ、春日野の雪解の澤邊に植ゑ  
て培養す。梅尾の僧高辨もまたこれを得て、梅尾の深瀬に植ゑて飲料に供し、睡を覺まし  
氣を快くする徳ありとて、衆僧にも服せしむ。これ梅尾茶の始めなり。その後地を相して  
宇治に分裁す。これ宇治茶の始めなり。これより漸く仁和寺、醍醐、葉室等に植ゑ、世人これ  
を嗜むもの多きに至れり。按ずるに寧樂平安時代に行はれたる茶は煎茶なりき。されど  
後世の如く葉茶を煎ずるにあらずして、碾礮をもつて粉碎せる茶を煮たりしものなるべ  
く、或はこれに甘葛などを加へて味を添へたりき。榮西、高辨が傳へたる茶こそ、その後盛  
んに茶湯の會に用ひられたる抹茶なるべけれ。

若は氷室に蓄へて炎暑の時供御に用ふること、この時代に至れども變らず。高貴は概ね



削氷とて氷塊を削りて用ひたり。鎌倉幕府には炎暑の節には富士山の雪を取り寄せて珍重せしが、建長三年、民庶の煩勞多ければとてこれを止めたり。

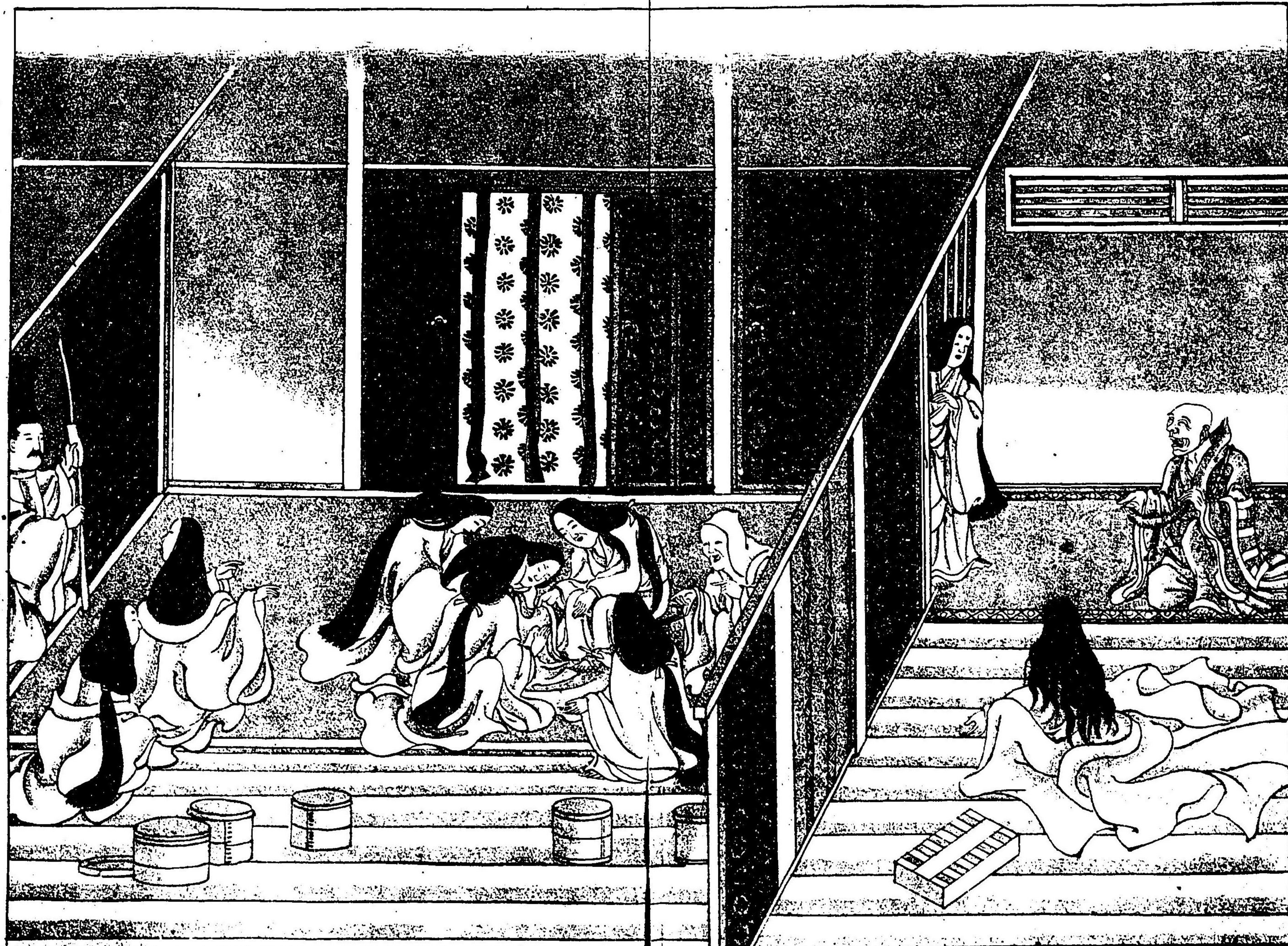
## 第六章 冠婚葬祭

## 第一節 婚姻

縁娶の式は、古のまゝに婦女を夫の家に娶ムスすして、夫の婦女の家に通ふもあり、また婦女の夫の家に迎へらるゝ風も此時代より起れり。上流社會の滿靡の風は猶ほ矯正の功なく、或は妻あるものゝ他の女を他家に托してこれに通ひ、或は父のその子の妻に通じ、或は弟の嫂に通ずることあり、甚だしきは院宮の中にも、父子妻を一にし、或は白晝宮中にて通ずる者あるに至れり。武人が政界上より近親の情を暖めんが爲めに姻縁を結ぶこともあり、また他の子女を取つて姻を通じ、人質の如くなして、その背叛を防ぐこともあり、因りて以て己の子女を嫁人に嫁して他意なきを示すこともありき。

幕府の式目によれば、家人の他の妻に通ずる者は、その強奸なると和奸なるとを論せず、所領を没し、出仕を罷め、所領なき者は遠流に處し、女子もこれに同じくす。道路に於て女を捕ふることもあれば、家人にあつては百箇日の間出仕を止め、郎従以下にあつては片髪を剃り、法師は時に臨んで斟酌せらる。正應四年この目に追加して、名主、百姓等の他人の妻に密會するもの、其風聞のみに止まる時は未だ罪を科せず、若し訴人ありてこれを尋





産出の族貴代時倉録



究し、證據明白となりて遁るゝ所なければ、名主並には通料十貫文、百姓には五貫文を課す。婦女の罪科も同前と定めたり。

### 第二節 生誕、元服

婦人妊娠したる時は、第五箇月に至りて夫自ら妻の腹に鎮帯を結ぶこと、この頃より見ゆ、こは孕見の肥大とならんことを防ぐためなりといへり。臨月には他の家に移りて産む。前期より分娩の際、胞衣の滞りたる時は、産屋の棟より甌を轉ばし墜すことあり、男子を生めば南へ落し、女子を生めば北へ落す、これ甌と腰氣と國音相似たれば、こしけを下すといふ隠語より出でたりといふも、賤しき者の間に行はれたる風俗なりしが、後には後宮にまで行はるゝことゝなれり。しかも京都にては大腹と大原と國音相同じとて大原の里より其甌を召すことありき。分娩の間に散米を打つことも前期に同じ。また産婦の枕元に練糸を以て纏る數を結び、祝詞を誦みあげたり。

出産の初夜には安産を喜びて祝をなし、三夜には嬰粥すゝかの祝をなす、これ産婦の健かにして粥を喫り得るを祝へるなり。その後は五夜、七夜、九夜、五十日めに祝ひ、また五十日、百日の祝とて百十一日めに祝ふなり。眞菜まな祝は小兒の喰初めの祝にて、通常三歳ばかりの時、これを行ふ、二歳までは哺乳して生育するものと定め、三歳に至りて此祝をなすなり。此祝には魚を供ふるゆゑまた魚味祝とも名づけたり。武人の子六七歳に至れば、健着初の式あり。



元服の年齢は定まらず、大抵六歳より十五歳までの間になせり。多くは夜間にこれを行ひしが、この頃より白晝に行ふこともあり。殊に武人は元服の儀を重んず、加冠の人は大凡は一族の長者若しくは外戚同門のうち賢にして禮ある者を以てす。主將が恩顧の臣の爲めにすることもあり。加冠の人これを烏帽子親といひ、これに對して冠者を烏帽子子と稱せり。その間假に父子の契約を結ぶほどのものなれば、後には契約親、契約子とも稱するに至れり。子に名を命ずるには父祖の片名を取りてすること、愈々世に行はれぬ。長男は太郎、二男は二郎、又は次郎、三男は三郎、四男は四郎と稱するは一般のことにて、また前期に説きたる如く恣まに官名を冒すもの多かりき。

## 第三節 喪葬追祭

この頃は葬事といふことを忌みて、これを吉事又は勝事といへり。京都貴族の間に行はれたる葬儀の大略をいはず、人眼目するや、先づ其座を直して北枕とし、衣を捲ひ、枕元に屏風几帳を立て廻し、燈火を點じ、香を焚き、薫らす。燈火は葬儀の終るまで消ゆることなきやうに守らしむるなり。夏の日はよき酢を茶碗にいれ、鼻の邊に置きて屍臭を消す。近習禪僧等番々伺候して念誦す。棺は大抵木製にして長さ六尺三寸、廣さ一尺八寸、高さ一尺六寸を制とし、覆布を以てこれを捲ふる。中には香土器の粉を遺體の下に敷きつめて、屍體の移動を防ぎ、傍ら漏液を吸はしむ。その上には曼陀羅を畫ける野草衣を捲ひ、更に土砂を撒じて護符、持經等の遺物をも納れて、葬事の日まで北枕に据ゑ置くなり。

やがて其日となれば、早且より貴所の處に荒塚を廻らし、烏居を建て、貴所屋を營む。貴所屋とは遺骸を茶毘するところにして、高さ一丈四尺、廣さ二丈四方とし、中央に鐘を設く。葬儀の時刻は夜を以てすること古に變らず。執行の人々は素服を著け、御佛供養ありて、後、牛車に棺を乗せ、遺體の頭を車の鳴尾の方に向く。導師、咒願その前に并び、松明をとり、者前行すれば、火舎を取り、名香を焚く。者棺の邊にあり、次で貴賤細索扈從の人々つゞき送る。棺出でし後留守の人は直ちに家を掃除す。其箒は穢れたりして川に流し、若しくは山野に棄つ。茶毗の後、骨を灰中に搜め、瓶子に納めて、親しかりし人これを三昧堂に藏ひべし。葬送の歸途は鬼門(艮の角)を過ぎず、凡て凶事は再びあるべからずといふ意より何事にも再びすることを忌み、棺の綱を結び付くるにもふたかへり結ぶことをせざるなり。葬儀終れば、貴所屋、荒塚、烏居等を毀ち、墓を築きて卒都婆を立て、釘貫を廻らし、松を四面に植ゑて、四邊に溝を掘る。この時代の初めに死せし陸奥の豪族藤原秀衡の棺は五重ばかり重ねて、外の棺は漆を以て塗り、内の棺一重のみは白木にてつくれりといふ。葬儀終りし後、魚鳥の類を放ちて死者の冥福を祈ることあり。七七日の佛事、一週忌の供養等は既に古より行はれしが、年忌の法會はこの頃になりて始まり、三年より十三年の追福等あり。法會は寺院に於て催し、十種の供養或は一切經の供養などを務む。僧侶には布施として太刀、金錢、牛馬等を與ふ。親縁知己、結縁の爲めに其塚に詣づ。またこの頃より室町時代を通じて、富貴の者は亡者の追福供養のために、數萬の卒都婆を建つることあり。

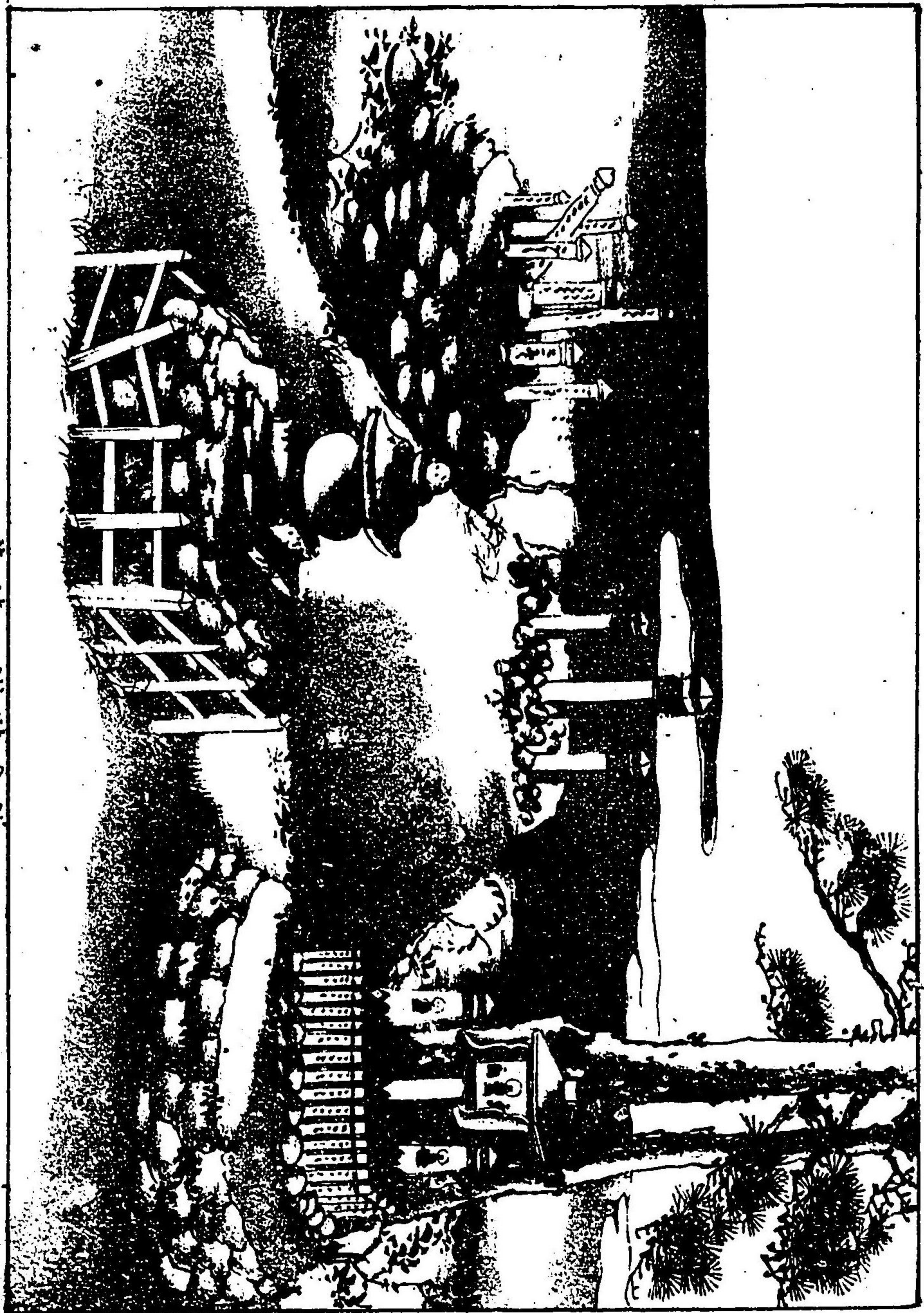


り、關東及び四國にては石板の卒都婆をたてたり。俗間には魂喚といふこと行はれ、これを以て死人の靈魂に接し得べしと信せられ、親女は亡者を己が體に寄せて物語すべしとて、弓弦を鳴らして口寄せさすることもありき。

### 第七章 年中行事及び典禮

朝廷にて行はるゝ行事は概ね前期に異ならず。鎌倉幕府にては正月元日に宛飯ゆきだの儀あり、宛飯とはもと姫飯を宛に盛りたるをいふ名なりしが、何時しか移りて盛饌のことゝなれるなり。さてこの日の宛飯は北條氏より沙汰し進らす、其日北條氏の武藏相摸の兩國守評定衆以下、布衣を著して出仕し、庭上に列候す。將軍南面に出御ありて、陪臣に引出物を賜ふ、附き従ふものに簾を掲ぐる役、劍調度、行懸沓の役あり。その後概ね御行始ありて、まづ執權の第に向はせたまふ。二日、三日、七日、十五日また宛飯あり。千葉、三浦、小山、宇都宮等の勳舊の名家より奉り、また進物とて弓矢、刀劍、馬具等を獻す。此月の上旬、將軍鶴岡八幡に參詣す。これに次いで二所へ參詣あり、二所とは伊豆箱根兩權現にして、參詣のため進發ある前、數日に精進屋を設けこれに移りて精進潔齋せらるゝなり。また評定始の儀あり、八日頃に心經會あり、中旬に及びて弓場始あり、これを一の的始といふ。凡そ射手十人、二五度とす、また射始あり。

四月に至りて鶴岡八幡の臨時祭あり、五月一日に同神樂あり、八月十四日に至りてまた



鎌倉時代の名園





婆塔卒の板石



同神樂あり、翌十五日に放生會あり、將軍これに參詣す、十六日に鶴が岡の馬場にて流鏝馬揚馬、競馬等あり、將軍またこれに出御す。春秋の彼岸には、御所の持佛堂にて法華懺法を執行せらるゝことあり。この次で親王將軍の鹵簿に就いていはんに、概ね先陣の隨兵まづ行き、これに次いで布衣の士前驅し、公卿殿上人、直衣束帯にて従ふ、次いで將軍の車、その左右に直衣着たる武士、劔を帯して供奉す、後に劔の役人、調度懸各々一人、その後、に布衣の士及び後陣の隨兵相從へり、其儀衛は御出奉行の管するところにして、御所奉行の兼職とす。

武家に於ける大儀は、征夷大將軍宣下の式を以て最も重しとす。將軍の宣下あるや、朝廷より除書を携へて勅使を鎌倉に遣はさる、勅使衣冠の姿にて鶴が岡の神殿に至れば、將軍よりの使者、郎從、共に甲冑を帯して迎へ、除書を受け、砂金百兩を酬ひて還る、將軍館にあり、邸に出でてこれを迎ふ。宣下畢りて後、幕府は勅使を招きて、獻盃あり、引出物を贈り、また別に晩飯を饗す。こは源賴朝が將軍宣下の式にして、その後は宣旨を六波羅に賜はるもあり、親王將軍は概ね京都にて宣下ありて後、東下せられて、何れも其式甚だ簡粗なりきと覺ゆ。室町時代、足利義隆宣下の時に及びて、賴朝の式を追ひ、また日を更めて、參内して恩を謝せり。その後、足利氏を通じ、時に從ひて儀に繁簡の別ありと雖も、その大體は異なることなし。すべて宣下の式畢りて後、吉書始、判始、弓始、評定始等の儀ありき。室町の吉書始といふは、將軍襲職し、官位昇進し、第宅を移し、元服の儀あるなどの時、吉辰を定め



吉書奉行をして神祇、農桑、貢税の三條をしるさしめ、將軍自ら花押を署し、これを關東諸國に下して他に及ぶ。蓋し舊に循ひて法令を地方に頒つ儀なり。判始は室町の世に坐りて創まり、文中元年、三代義満これを行ふ。將軍職の初めに政務を行ふをいふ。神田を寄附し、神田の訴訟を裁決するを例とす。因りて判始奉行を設く、其職吉書奉行と相似たるが故に合奉行といふ。

當時京都には一月十九日に八幡の御弓の射始あり。二月十七、十八の兩日は夜すがら清水觀音に詣づる人多くして東山、鳥部山のあたり人たちゆする。その二十五日は北野社の神事なり。三月十五日に八幡の齋會あり。五月廿四日の夕さり方には同二十三日の小夜かけて愛宕の火影、村民松明ともしておどろおどろしう参り集ふ。六月十六日は嘉祥祭とて餅と菓子と各々十六を整へて百取机代物を營み、少彦名、國韓神の二神を祭る。これ疫氣を逃れんが爲めなり。七月十五日の夜には京中の家、軒毎に高竿に燈籠を掲げて亡靈に薦め、また北斗に火を手向くるためとて洛外の山々に薪を燃す。夜色頗る壯觀なり。十二月下旬に至れば、禁中へ八幡、松尾より飾の竹を奉り、八瀬、大原の民は注連繩を奉り、松はいつも御形山より奉れり。さて門に松竹を植ゑて、注連繩を結びて、新しき年を迎へらる。或はいふ、こはもと賤家の風なりしが、いつしか上に移りしなりと。追儺の夜には白朮餅シロコ、蕪ウなどを焼きて餉カといふに奉る。厲氣疫病これによりて攘ひ得べしとなり。其夜また鯛の挟み物、狗骨イヌボネの鋒を掃部司より奉る。後世民家の檐に鯛の頭、狗骨の枝を挟み、或は





録倉時代暮の往來



湖たんだくの根を懸くるはこの遺風なるべし。歳首に至れば假初にも不吉の詞を發せず、稻を置  
くをいねつむといひ、寝るをたいらかさぬるといひ、餅をかきみといひ、泣くを若水あぐ  
るといひ、打たるゝをてゆるるといひ、餅をあしはらなるといへり。

### 第八章 歌舞遊戯

京人の野曲を弄ぶことは前期の如く盛なり。平安中世の頃より替者の琵琶を弾くを專  
業とせしものありしが、この時代の中頃に至りて、信濃前司行長といふ者、平家盛衰の迹  
を詞曲に演べ、平家物語を作りて盲人生佛に教へ、これを琵琶に施して語らせけり。これ  
平家節の濫觴なり。その節に引句、語句などの名稱ありて、天台聲明の聲に似たる所ある  
は、その原、叡山の僧即ち行長の作りし故なるべし。

#### 先帝御入水 (平曲)

口重二位殿は日頃より思ひまうけたまへることなれば、鈍色の二つぎぬ打ちかづ  
き、ねり袴のそば高くとり、神璽を脇に挟み、寶劍を腰にさし、主上を抱き参らせて、我  
は女なりとも敵の手にはかゝるまじ、主上の御供に参るなり、御志思ひたまはん人  
々は、急ぎつゝきたまへやとて、しづくと絃へぞ歩み出でられける。中書主上今  
年は八歳にぞならせおはします、御年の程より遙にねびさせたまひて、御かたちい  
つくしく、傍も照り輝くばかりなり、御髪黒くゆらくと御背中すぎさせたまひけ



り。主上あきれたる御有様に、そもくあませ我をば何地へ具して行かんとはするぞと仰せければ、二位殿、幼き君に向ひまゐらせ、涙をばらくと流して、新皇君はいまだ知ろし召され候はずや、先世の十善戒行の御力によりて、今萬乗の主とは生れさせたまへども、惡縁にひかれて、御運既に盡きさせたまひ候ひぬ、先づ東に向はせたまひて伊勢大神宮に御暇申させればしまし、うの後西に向はせたまひて西方淨土の來迎に預からんと誓はせおはしまして、御念佛候ふべし、此國は粟散邊土と申して、物憂き境にて候ふ、あの波の上にてこそ極樂淨土とてめでたき都の候ふ、うれへ下ヶ具し参らせ候ふぞと、さまぐくに慰め参らせしかば、山鳩色の御衣にびんづら結はせたまひて、御涙におぼれ、小さく美しき御手を合せ、先づ東に向はせたまひて、伊勢大神宮、正八幡宮に御暇申させればしまし、中その後西に向はせたまひて、御念佛ありしかば、二位殿や、かて抱きまゐらせて、波の底にも都のさくらあぞと慰めまゐらせて、千尋の底にぞ沈みたまふ。三五悲しきかなや、無常の春の風、忽ちに花の御姿を散らし、いたまじきかな、ふんだんの荒き浪、玉體を沈め奉る。下、殿をば長生と名づけて、長きすみかど定め、門をば不老と號して、老いせぬ國とは書きたれども、いまだ十歳のうちにして、底の水屑とならせおはします。十善帝位の御果報、申すもなかく、愚かなり、雲上の龍下りて、海底の魚となりたまふ。大梵高臺の閣の上、しやくだいきけんの宮の中、古へは槐門、棘路の間にきうそくをなびかし、今は

船の内波の下にて御身を一時に亡ぼしたまふこそ悲しけれ。

田樂も流行するに從ひて、終に一道の藝となり、専ら法師のする業として、本座、新座などに座を分ち、競ひて其業を練磨しければ、次第に種々の藝を盡くすこととなり、舞樂、雜藝せざることもなく、法然上人の熊、小野、小町の能、教盛の能、女の敵討ちなる能などの種類を生じ、かづらかけて女に扮することさへありき、北條高時いたくこれを好み、多くの樂師を召してこれを諸將に付し、各々一人を養はしめ、宴節毎に進ひて戯をなさしむ、高時以下これを観るもの歡を催すに至れば、競うて衣裳を解きて纏頭となし、竟宴の席積んで山をなす、其費量るべからず、猿樂も家業とする者出で來て、數々禁中にも召され、武家にも招かれたり、白拍子の歌ふ今様も此時代の初めには甚だ盛に行はれ、後にはこれに擬して、騷體の文を作り、これを吟じて、宴席の興を添へたり、これを宴曲といひ、たゞ拍子を舞ちて吟するのみならずしが、流行するに從ひ、舞に合はせて誦ふこととなりぬ、これを曲舞といひ、室町時代に一に大頭おたまといひて行はれたり、また僧家の舞に延年舞といふものありて、種々の藝をなし、樂人、誠と突拍子とをうてば、童子扇を以て舞ふ、これに夫儀、床拂、金儀、拂殿、假屋、米中、俱舍等の曲ありき、後醍醐帝の朝、大和の猿樂師、圓滿、桑姓の人、十六章の文段を作り、延年、白拍子等の舞態に據り、曲舞、物語などを併せ入れて、翁舞を始めとして新曲を作り、専ら神祭に行ふ、これ所謂猿樂の能といふものなり、十六章の謡とは芭蕉、東北、源氏、供養、錦木等なり、その他千秋、萬歳等、前期より傳へて行はれたり。



世人殊に京童は口善悪なしとまで誹られながら、人の失敗を嘲り秘密を摘發する俗態を旺にして、落書を大内の壁に貼るもあり、加茂川原に落すもあり、何寺の門、何院の柱、落書に汚れざるはなく、珍らしき事ある毎に落首を咏じてこれを諷刺す。獨り卑賤のもののみならず、貴族もかゝる談話なる謳歌、落書をなして自ら樂めり。前期の季九條伊通の如き尤もこの戯をなしたりき。傳へいふ天慶の亂に平將門の首を鼻示せしに藤原輔相これを見て、

將門は米かみよりぞ切られける、たはら藤太が謀に下

と詠みしかば、世これを傳へ、驅ひたりき。平治の亂に源義朝の首を京都に傳へ、鞍門の樽木に鼻示せしかば、一首の歌を書きつけたるものあり、其歌に

下野はきのかみにこそなりにけれ、よしとも見へぬあけつかさかな

と、義朝嘗て下野守たりき。治承三年、平重盛薨せしとき、禁中の壁に西光の怨靈なる由を紙七八枚もつゞけしるして貼したるものあり。平清盛、福原遷都を行ひしときに、東寺の門の道傍に札を立て、

咲きいづる花の都をふりすて、風ふく原の末ぞあやうき

といふ歌をしるしものあり。同四年、源頼朝東國に起りしとき、相手の將平維盛等取はずして空しく還りしかば、平清盛の第の門に落書して、

富士川のせいの岩越す水よりも早くも落つる伊勢平氏かな



鎌倉時代見聞



と、これ奈良法師の所爲なりしとかや。また源義経、頼朝と善からずして源行家と共に京都を逃れ出でしを、何者かしたりけん、其宿所六條堀川の門柱にかく。

義経はさてもとみつる世の中に、いづくへつれて行家をさは。

この頃の童謡にふれく、小雪丹波の小雪といふ歌あり。また當時鎌倉にて謡ひし歌なりとて傳ふるものに、

一里けんちやう、二けんちやう、三里けんちやう、四けんちやう、しこのはこ  
の上には、あもはもかとり、十方、豆なかえだよ、黒蟲は源太よ、あめ牛め  
くらが杖ついて、とほるところ、そはそこへつんのけ。

橋の下の菖蒲は、折れども折られず、折れどもかられず、伊東殿、土肥殿、土肥  
かひすめ、梶原源八介殿、のけ太郎殿。

春の朝の花見、秋の夕の月見を始め、若菜摘野遊、川狩、茸狩、紅葉狩等、四季折々の遊は大よ  
そ前期に異ならず。日々の遊戯には手鞠つき、蹴鞠、貝覆、へんつき、歌合、前裁合、雙六、圍碁、亂  
碁、碁はじき、將碁、將碁倒しなど、上流社會にもてはやされ、折々は其會を催せり、殊に歌合  
は最も盛に行はれ、六百番より千五百番に至ることありき。鎌倉にても親王將軍の東下  
したまひしよりこれ等の會行はれ、また時々連歌の會を催されたりき。下流社會には雙  
六を以て金錢を賭くること盛にして、七半といふことあり、四一半錢といふことあり、目  
勝といふことあり、催主をどうといふことあり、どうといふことはもとをいふ、節の雨なりしを、催主承



をとる故に、これを「とら」といふことゝなれるなり。これが爲めに勝負を争ひ争鬪を起し、殺傷少からず、また家財を失ふて流浪し、強盗となるものもありしかば、幕府は嘉禎四年に一般に雙六を禁じたり。その後寛元二年に至り、雙六は獨り武士のみに許され、下賤にはこれを禁じ、四一半錢、目勝等は上下を論せず悉くこれを禁じたりき。兒童の遊には高足、腕くらへ、目くらへ、肩車、印地、一二竹馬等あり、玩具にも無木、養、粽馬、獨樂等ありき。

## 第八期 室町時代

紀元一千九百九十四年後醍醐天皇の建武元年より、二千二百二十七年(正親町天皇の永祿十年)に至る。

### 第一章 歴史上の概見

さしも根強かりし鎌倉幕府覆滅して、大權は皇室に復し、一統の政こゝに成りしが、公卿百僚久しく政務に參せざりしかば、皆其職に熟達せずして、内情の錯雜紛亂したること、は名狀すべからず。朝廷には肥後所新決所を置き、天皇萬機を親裁したまへども、嬖臣の内奏屢々行はれて、給言變り易く、賞賜濫りにして、當を失ひ、將士の力あるものは朝廷を脅しなごしければ、天下治まらんとして、愈々亂れぬ。足利尊氏源氏の正統を以て、この間に立ちて、能く人心を収攬し、恩威を諸國の武人に布けり。故に京師の新政を怨むものは、更に武家の政を慕ふに至り、公武相衝突して一統の政破れ、延元の亂となり、南北兩朝の分立となり、五十餘年の間、諸國に干戈を用ひざる月なく、士民一日も堵に安んずることを得ざりき。

これより先き、尊氏は北朝の天子を擁し、征夷大將軍の職に居りて、幕府を京都室町に開き、土地兵馬の權を統べたり。時に延元元年(紀元一千九百九十六年)なり、尊氏の孫義満將



軍たりし時、兩朝の分立五十七年にして甫めて合一し、北朝の天子後小松天皇正位を踐みたまひ、天下の政悉く京都に歸し、世はまた全く武家の政權を私する時代となりて、幕府の威嚴漸くに加はりき。

南北合和の後も海内未だ全く平かならざりき。されど將軍義満淳和、美濃兩院の別當を兼ね、源氏の長者となり、後には軍職を其子に襲りて、従一位太政大臣に陞り、驕奢極まりなく、叡山に登れる時は行幸に准じ、平素の入朝にも儀衛を上皇に擬し、關白裾に候し、親王以下これを迎へたり。室町に花の御所を建て、北山に鹿苑院を營み、三層の金閣を造れるなど、土木の興造を盛にし、皆苛税を課して其費に充てたり。在京の諸大名もこれに倣ひて、皆豪華を競ひ、士民の凋弊は日に甚だし。その後立つて軍職を襲ぐもの多くは淫樂、遊遊に日を送りて政事を視ず、殊に義満の孫義政に至りては、聲色に溺れ、奢靡を事とし、造營また夥しく、財用窮すれば賦税を重くし、徳政を布き、或は錢を明國に乞ひなんどして一時の急を救へり。されば民力日に疲れ、加ふるに連年災異いたり、凶荒うちつき、四方に餓殍多く、怨讟の聲沸くが如くなりき。

初め尊氏幕府を鎌倉に開き、頼朝の遺業を繼がんと志せしも、勢京師を遠ざかること能はずして、已むを得ず室町に幕府を創め、更に其子基氏を鎌倉に遣りて關東管領となす。基氏關東を制して威望ありしかば、世に鎌倉の將軍と呼び、京師に對峙せり。其子孫累世京師と拮抗して善からず。基氏の曾孫持氏に至りて、遂に滅びぬ。時に永享十一年なり。幕

で幕府より持氏の子成氏を關東管領となししも、執事上杉氏と争ひ、關東これより動亂し、豪族相戦ひて干戈止む時なかりき。

これより先き室町將軍は政事に倦み、遊樂に耽りしかば、政權はいつしか管領の家に歸し、従うて管領家の家宰は勢力強くなりて、却つて主家を凌ぎ、家宰と家宰とまた權を争ひ、各々別に主君を擁立して相軋るに至り、遂に應仁の亂を肇し、諸國の大名豪族皆黨する所ありて、京師を取場として東西兩軍總計三十七萬餘人の軍勢入り亂れて戦ひ、前後十一年の間に激戦數十回にわたる。京師大半兵燹にかゝりて灰燼となりぬ。かくて兩軍兵戦に倦み、諸將各々國に引き還りしが、その後は何れも城を堅うし、道を塞ぎて割據の姿をなし、六十餘州封鎖して、剛強なるは柔弱なるを攻め、上にあるは下を苛げ、國領社寺領を押遷して税賦を貪り、上に向つては朝觀進貢を缺きて兵力を養ひ、機を謀りて四境を侵奪したり。されば天子將軍は空名を擁するのみにして、紀綱全く崩れ、幕府の威令の及ぶ所は山城一國に過ぎざりき。

門閥を崇ぶ風習何時しか敗れて、實力を尊ぶ時代となり、力あれば則ち起り、勢衰ふれば則ち倒る。將軍も奔竄して臣下の鋒を避け、陪臣も起つて幕府の政を執れり。關東には北條早雲まづ起り、其子氏康八州を服従して、相摸の小田原に住めり。次いで永祿の頃織田信長尾張に起りて近畿を平定し、皇室を擁護す。これより政權織田氏に歸して、足利氏との間に滅びたりき。



## 第二章 社會の情態

## 第一節 社會の組織

斯くの如く亂離紛雜なる社會なるが、これを組織せる形式をいへば、大抵は前期に異ならず、幕府は皇室を擁護して政令を布き、地方には守護若くは甚だ少數なれども國司ありて其地の政治を統べたり。人民には其賤の遺風を存して奴婢を別てり。

皇室の式微は日一日に甚だしく、別けて應仁の大亂ありし後は、諸國すべて割據の姿となりて、朝觀もせざれば用途も上らず、朝廷に恒例の節會を執行したまふ資財なくて、これもいつしか廢れたるに、まして莫大の費用は支辨すること能はざれば、天皇踐祚したまうても即位の禮もなし、殊に淺ましき限りといふべきは、明應九年に後土御門帝崩御ありしが、大葬の用途納まらざれば、靈柩を黒戸の御所に置き奉りて、近臣宮女泪とにも宿直すること四十日、近江の六角氏が其料を上れるより、やがて葬儀を畢へぬ、次に後柏原帝大統を嗣がせたまひしかど、即位の支度なければ、幕府にこれをはたれど、幕府も窮乏の餘、管領細川政元、天下に號令するは將軍にて足れり、他を要せずと答へて獻らず、三條西實陸これを督促して漸く資料を得、また本願寺の光兼に諭して其料一萬貫を獻らしめ、始めて大禮を行はれぬ、光兼は其功を以て准門跡となりぬ、特別の用途の具はらざるはまだしものこと、日々の御料にさへ窮乏したまへば、公卿は諸國の豪族を諭して

錢穀を上らしめ、天子は宸筆を賣り、些少の銀子を得て用度の助となしたまひき。

皇室既に斯くの如し、その下にある百僚のさまは思ひやるべし、將軍參内すれば、躡蹠して迎へ、靴を整へ裾を執りて、却つて將軍に昵近したりとて聲譽とする程なれば、其女を以て武人の妾に供ふるもあり、かくて戰國の世となりては、領邑は守護に押領せられて、一錢の收入だになければ、公卿自ら領地に臨みて督促し、僅かに生計を立つるもあり、田園の番人となりて漸く炊煙を上ぐるもあり、猶ほ糊口に由なきものは縁邊を纏ねて流落離散しければ、やがて京に残り留まるもの幾ばくもなくなりぬ、かゝる有様なりしかば、朝廷に仕ふるもの恒例の節會にも、參内するに車なければ徒歩にて行き、禮服もなければ零衣にて奉行す、後には愈々困乏の境に陥りて、朝參の衣服を人に借りて着るものあり、その頃ある公卿に謁見を望むものありしに、夏裝束にては耻かしといはる、苦しからずとて行きて購したるに、まことの夏裝束と思ひのほか、帷子もなくて蚊帳を身に纏きて居たりきとぞ、また洛中を關白料とて袋をもちて米を乞ひ歩きしものもありき、公卿の疲弊大率これ等にて知るべし。

初め尊氏は鎌倉幕府の舊制に倣ひ、簡易を旨として事を行ひしが、舍弟直義幕政に與り外記に諮らうて禮儀を定め、攝家の例を依用せしかば、將軍自ら尊大なり、義滿に至りて紀律を嚴肅にして以て將士を控制し、幕府の紀綱大いに張りたり、其子孫累世將軍の職を襲ぎ、幕府の主となる、世これを公方といひ、また室町殿といふ、斯波、細川、畠山の三氏迭に



管領となりて將軍を補佐す、これを三管領と稱す、其職掌大かた鎌倉の執權に同じ、また評定衆、引付衆ありて政務に參與す、政所あり、問註所あり、侍所あり、その掌る所また畧々鎌倉幕府に同じ、但し政所は専ら財政を理し其訴を聽くのみなれば、威權甚だ重しといふべからず、侍所は所司を長官として威權重く、赤松、一色、山名、京極の四氏更るくこれに補せらる、世に此四家を四職と稱す、所司後には山城の守護に兼補して、國內の公私領及は社寺の所領をも統轄せしより、勢權愈々重くなりき、その他特に名家の爲めに設けたる資格の如き三職ありて、相伴衆といひ、國持衆といひ、御伴衆といへり、また三十六奉行ありて諸事を分掌し、特に事あれば爲めに奉行を設けたり、地方には鎌倉の關東管領ありて、母氏の子基氏より世々其職を傳ふ、これをも公方といひ、御所といひ、その下には執事、評定、引付、問註所等まで具はりて、其權將軍に亞ぎ、宛然幕府の姿をなせり、諸國には九州、奥州、羽州の諸探題、守護、地頭あること前期に異ならざりき。

室町幕府の全盛は三代義満の時にあり、その後は政權臣下の手に移りぬ、殊に應仁の亂後は君臣の倫全く紊れ、將軍が臣下の觀鋒を避けて畿外に流浪するもあり、また陪臣の手に弑せらるゝもありき、初め母氏將士の心を收攬せんがために、寸功あるも優賞を以て酬ひしかば、幕府の財政裕ならざるに比して將士は大いに富み、諸國の守護の土地兵馬を占有するもの、少きも半國、一國を領し、多きは五國、十一國を領し、山名氏の如きは全國の六分の一を領して、六分一殿の稱あるに至れり、戰國割據の世となるに従ひ、併呑の



室町將軍





室町時代の武將(名和長年像)



勢を逞うして封土を擴め、資産を押領して豪富を極むるものあり、中にも關東の上杉氏、周防の大内氏最も富強なり、上杉氏は關東管領執事の家なり、大内氏は封疆の廣きが上に、西海に臨みて明と貿易の巨利を占め、富強の力を累世に積む、公卿のこれに寄寓するもの多かりしかば、城市山口に内裏を築きて天子を移しまゐらせんとまで謀りたりき。』幕府創立の初めは守護多く京師に在留せしかば、部下の吏務に練達する者をして代つて領國を治めしめたり、初めは其人を據ひて任用せしが、後には世襲となり、其地に土着して久しく政務を執りしより、衆望もこれに歸し、勢力遙かに守護に越え、遂には守護を逐ひてこれに代りしものも少からず、また被管を離れて獨立する者もあり、守護代の下に小守護代あり、一に代官とも稱し、假りに守護代に代りて事を攝するものなり、地頭は前期の季より既に其職を擧げずして徒らに俸祿を收め、或は管地を子弟婦女に讓與し、或は社寺に寄附し、買入沽却をなすに至り、幕府も土地を以て將士を賞する用に供せしかば、天下の土地全く領地といふ者になれり、應仁以後戰國の世となりては、地頭の所領を失ひて守護の家人となるものも少からざりき。

義滿の時、僧徒の兵器を持つことを嚴禁せしかば、南都北嶺の積威も漸く滅殺せられたりと雖も、餘勢なほ侮る可らず、興福寺の如きは、藤原氏の一族にして若し寺に敬意を表せざるものあるときは、恣まに放氏といふことをなす、放氏とは藤原氏の氏籍を除くことにして、これが爲めに官人は職を罷めざるべからず、其衆徒の中には筒井氏の如き強



大なるものありき。本願寺の豪富は王公を凌ぐ、叡山の衆徒いたくこれを排斥せしかば、未だ京畿には弘布することなれども、後土御門帝の頃、開祖七世の孫兼壽(蓮如)が越前に吉崎道場を起して、盛に庶民を誘化せしより、信徒北國に甚だ多し。後浮浪の輩を招き、加越能の地を占領し、勢最も猖獗にして、興福寺をも焚き、遂には門徒相讎集して大一揆と稱し、諸寺を攻めたりしかば、諸寺もこれに應じて黨を集めて防ぎ、小一揆と稱して争戦したりき。日蓮宗は一向宗と最も相惡めば、また信徒相讎集して法華一揆と稱し、本願寺を焚きたりき。寺々相攻め相讎ふこと、前後未だ斯くの如きことなし。昔は僧徒の暴行をなし争闘するに止まりしに、今は信徒僧兵と合して交戦し、宗教はこゝに至りて寧ろ兇徒を團結せしむる機關となるに至れり。さればまた武人が僧徒の力を藉りて讎敵を滅するもありき。

## 第二節 民法

幕府の威力は地に墜ち、政令行はるゝことなくなりぬと雖も、創立以來施設せし政令はまた見るべきものなきにあらず。その社會を制裁して立てたる法規は、大概前期の武家制度に據りしものなるも、また多少の沿革なき能はず。

繼嗣 正嫡相續の風は悉々行はれ、父母の遺産は嫡子擧げてこれを相續すること多し。家人の家督相續は幕府の承認を経るを要し、また家人の女を京都の公家に嫁したるは、これに所領を讓與することを禁じたり。

賣買、貸借 武人が所領の思地を沽却することを禁せられたるは前期に同じきが、百穀の賣買は一定の拘束なし。貸借は前期に利錢貨物の延滞、十箇年に過ぐるものは訴訟を受理せずと定めしより、借主は返辨の期を延滞せんとし、貸主は期限内に急に督促する弊を生せしかば、永享二年に令して貸借期限を十箇年と定め、長きも二十箇年を過ぐるを得ず、十箇年に及ぶものは本法に任して利子一倍を辨償せしめ、十箇年以上に起ゆるものは本錢三倍の利子を拂はしむ、但し年來利子を入れ置きたる者及び證文を棄却したる者は此限にあらずとす、同八年にまた催促三箇度、日限百五十箇日に及びても辨償せざるものは政所に訴へしめ、裁決の上猶ほ返濟せざれば、本利返辨の外に過息として十分の一を加へ拂はしむ、本人沈淪したる時は請人に於て辨償せしめ、また官を困窮に託して借用證書を破棄せんことを強談すること、及び數十箇年前の借用證書を以て借主の子孫に催促することを禁じ、二十箇年未濟の者は十箇年は一倍、廿箇年以上に至るものは三倍を以て返濟すべしと定む、但し利子廿一箇年を過ぎざる者は一倍たるべしとす。甲斐の守護武田氏は封内に令し、錢貨を借るに田畑を書入にするを許ししも、謀者謀判を嚴禁し、親の貨物は其子をして辨濟せしめ、子の貨物は其父に辨濟の義務なしと定めたり。

買入は特に貨物を取りて金錢を貸すことを業とするものを土倉と稱す、利益甚だ多き營業なれば、酒戸と共に官より特に重税を課せらる。長祿三年の令に、絹布類、繪物、書繪



樂器、具足、家具、并に雜具等の利子は五文子とし、十二箇月を期限とす。盆、香合、茶碗物、花瓶、香爐、金物、武具の利子は六文子となし、廿箇月を期限とし、武具のみは廿四箇月とす。米穀、雜穀等は同じく六文子として、期限を七箇月とす。五文子、六文子の利とは本錢百文に一箇月五文、六文を收むるなり。武田家の法にては、少分の金錢を以て過分の買物を取りたる者は、繼令ひ兼約の期を過ぐと雖も、これを賣却すべからず。利潤の勘定損失なきに至れば、五三箇月を待ちて頻りに催促を加へ、猶ほ沙汰なきに於ては、證人を立て、これを賣るべしと定め、遠藤の守護今川家の法には、買物によりて棚買となし、諸商賣の物を押へ取ることを禁じ、土佐の長曾我部家の法には、買物を盜火のために失ひたる時は、買主の損口に歸すと定めたり。

### 第三節 徳政及び民情

室町幕府の財政は創立の時より既に豊ならざるに、其驕奢は鎌倉幕府に比すべくもあらず。されば用途常に不足を訴へ、窮乏日に甚だし、尊氏の時、軍資を出だすに途なくして、朝廷に請ひ、院官、朝臣、社寺の區別なく、其所領より收むる歳租を折半して、諸國守護の軍用に借したるが、その後永く例となり、天下の地は武人の管轄に歸して、歳租は武人の手より領主に授くることとなりたり。かくて事平ぎし後、更に領地を定め、守護不入の地などを定めしも、領主の所得は大いに減じて、また古への如く裕ならず、さりとて幕府將軍の所領が俄かに増しぬといふにもあらず。天子の即位、將軍の代替、御所の造營、社寺の築

營などには、京師には棟別錢を課し、諸國には段錢を課して用度に充てたり。中にも前に述べたる如く、酒戸と質屋とは課税最も重し、永享年中、義教は將軍の奥向用度を一萬九千貫文と定めて、其全額をこれに課したり。されば京師の酒戸、土倉はこれに苦み、殊に土倉は日錢店を設けて重税を避けんとする者多くなりしかば、幕府は更に錢會所を設けて、日錢店に貸附金額の十分一を課するに至れり。義滿の時には土倉の役なほ一年の間、四季にかゝりしのみなるに、義教の時は一年に十二度となれるを惱む者多かりしが、義政に至りては一箇月に八九度にも及びぬ。近江の人熊谷某、目安狀を上りて弊政を諷ひ、義政これを見て、その言ふ所一として理に違はずと雖も、其職にあらずして上を犯すは罪科に處すべしとて、これを追放して所領を沒收したり。

かく商家に重税を課するに従ひて物價騰貴し、買人は猶ほるの間に利を占むれども、愈々困窮に陥るは細民なり。剩へ此時代は天災地妖荐りにして、京中には老幼相枕して倒れ、日々車に遺骸を載せて棄つるもの山をなす。殊に寛正二年の飢疫には正月、二月の兩月間に八萬人の死亡あり、一日に死する者六十人より八九十人に及ぶ。清水寺の僧五條橋下に死尸を聚めて塚を築くに其數一千二百餘に至れり。會主諸河暴漲して洲渚に横たはれる屍骸を流し去りしかば、人みな天下土の爲めに穢惡を洗へりとして喜ぶ。時に四條橋上より上流を見れば、流屍河水を壅塞し、滿々として塊石の磊落たるが如く、滿目の凄慘言語に斷えたり。義政はかゝる際にも猶ほ驕奢を極め、土木の興造を盛にす。花園天



皇傍觀するに堪へず御製の

殘民爭採首陽薇 處々鎖爐閉竹扉

詩興險酸春二月

滿城紅綠爲誰肥

といふ詩を下して諷刺したまふに至れり。

細民の困窮斯くの如くにして、世は日々に凋弊すれども、奢靡の習は退き去らず、天下は破れば破れよ、世間は滅びば滅びよ、人は何ともあれ、己だによくばとて、人々皆我意に任し、恩義を忘れ、掠奪強盜心のまゝにす。この時に當りて無頼の徒相囂集して、徳政を強請し、貸借平均を行ひ、借錢の返辨を逃れ、皆濟の態を装はんとす。抑々徳政は平安時代既に其名ありきと雖も、逋負未納を棄損せしめて、天下を救ふ仁政なりしに、前期永仁五年、幕府始めて徳政の名を以て暴政を行ひ、民事上の賣買、貸借、質入にまで及ぼししかば、人民徳政の範圍外に其契約を結ぶに至りき。此時代に至りて、武人の奢侈は將軍の豪華に伴ひ、上下擧げて窮乏し、負債典質積もりく、返辨に窘みしかば、徳政を願ふ者、若りに多く、幕吏もまた好む所なれば、上下こゝに應じて容易く其強請を許され、義政の時に至りて十三箇度までこれを行ひたり。一たび徳政の令發するや、貝を吹き、鐘を敲きてこれを報ず、この一刹那に貸借平均忽爾に行はれて、貸したるものは貸主の損、借りたるものは借主の得となる。剩へ無頼の兇徒機に乗じて團集し、兇器を携へ、富豪の家に闖入して、財貨を掠奪すること多し。さて其徒の魁首に黨從するには、錢七千文或は五千文の贄を獻りてこれを許さる。強掠劫奪の貨財を分つには、合沫、止湯、錢湯などの名あり、錢湯は取る



室町世野盜宴張ル圖



所専ら己れに屬することを得、止湯は得る所を悉く魁首に奉せざるを得ず、合沫は傍む所を以て等しく衆に分つなり、斯くの如く徳政嘉吉、應仁の頃より此時代の季まで最も盛に行はれたりければ、幕府の信用地に墜ち、金融愈々塞がり、庶民は自己の資産のこれが爲めに動移し易きを恐れて、御教書を願ふものは、徳政の際にも不易たるべき由を、第一に願ひ望みたりき。

斯くの如き時代に現はれたる事實は、南北朝の分裂といひ、將軍の驕奢といひ、應仁の大亂といひ、豪雄の割據といひ、天變地災といひ、徳政といひ、苛税といひ、土民の一揆といひ、一として庶民が困苦の種ならざるはなし、戦争四方に起り、社會亂麻の如くに紛錯して、上令終に下に及ばざれば、竊盜、強盜、山賊、山野に滿ち、沿海の士人糊口に困むともなきに、黨を集めて海賊を働き、剽掠を繼まにす、其船舶の旗章には多くは八幡船の三字を書き、外國人稱して八幡船といひ、大いにこれを恐れたり、中には支那近海に航して奪略を逞うするものも少からず、漢人呼んで倭寇といひ、甚だこれに惱めり、また野武士といふものありて、山野の間に浮浪し、旅人行客を脅して錢財を奪ひ、落武者の兵具を剽ぎ、若くはこれを捕へて敵陣に齎らして賞を望む、辻斬として縦まに人を街巷に殺害して樂となすものあり、女取として容貌よき妻女を奪ふものあり、勾引として少年少女を誑かし、これを奴婢遊女の類に賣りて金錢を貪るものあり、人身賣買も多く行はれて、人商人、人買船の名あり、其賣買期限には年期あり、永代あり、年期とは豫め年期を定めてその間賣り與ふる



をいひ、永代とは一生の間賣りきるをいふなり。

## 第四節 産業

農業 世亂れて四海一日も穩ならず、到る處戰場となり、田園皆兵馬の蹂躪する所となり、當りて、農業の發達を望むも豈得べけんや。加ふるに連年凶荒うち續きて、耕作の業決して見るべきものなし。この時代の中頃には全國の田數八十萬九千八百十五町二段餘、畝數十一萬七千四百四十六町餘ありきといふ。農具には鋤、鍬、犁、馬把、鎌、細耨等あり、農産物は前期に異ならず、唯點茶の流行に従ひて茶を培植すること漸く盛となりたりき。また此期の季、草綿を海外より西國に傳ふ、大永元年相摸三浦の農人武藏の熊谷市にて其種子を得て培養せしより、東國にも繁殖したりき。草綿を俗にもめん(木綿)といへり。商業 重税頻りに課せられ、徳政屢々布かれしかば、商業も一般に振はず。各地の領主將軍、守護、社寺等は其領内に特に商座を置きて專賣を許し、これに商税を課し、座外のものも商賣を脇賣、振賣と稱して嚴禁したりき。商座に米座、油座、茶座、酒座、魚座、鹽座、紙座、布座、銅座、小袖座、結桶座、材木座、摺曆座、伯樂座等の類あり。本座と振賣と争ふことは珍らしからず。商人の肆廛に屋號を用ふることも既に此期にありて、其名は自家の販賣する商品己の郷國、住地等の稱を用ひ、或は別に目出たき詞を撰ぶもありき。

物價は飢疫凶荒などの多き爲めに頻りに騰貴したり。此時代の末には、大工一日の備料は大抵百六十文ばかりにして、壁塗は百十文、米一斗の價八十文乃至百文、酒一斗の價百

文乃至二百文なり。錢貨は建武中興の時に當りて乾坤通寶を鑄、また緒幣を製したれども、行はれずして終り、皆外國錢を仰ぐ。殊に明の永樂錢の輸入最も多く、租税もこれを以て收む。因て永高、永勘定の稱あり、されど後にはまた石高を用ひたり。義政の如きは四度まで明主に銅錢を仰ぎたり。關東にては天文の頃より永樂錢に鑄錢を交へて使用するより、市町にては鑄錢を嫌ひてこれを撰び、はては争鬪すること多かりしかば、北條氏康は其領内に於て永樂錢の外すべて他錢を用ふることを禁じたり。斯くて自ら鑄錢は京錢にのみ多く上りしかば、これを京錢ともいへり。鍊金、沙金も通用す。文明年間に九州に五錢一兩を用ひしを、大内義興これを禁じたり。鍊金に正長小判、天文小判あり。諸國には赤松小判、駿河小判あり。甲斐の武田氏は領内に金鑄を得て金幣を鑄る、これ甲州金なり。賣買の取引の上には替錢また行はれたり。度量衡は亂れて一定の制なく、各々隨意の器を用ひたり。

この時代の海外貿易は巨利を占めたり。支那との公の交通は元寇以後殆ど絶えしを、義満の封冊を受け、進貢船を彼に遣はす、進貢の名はあるも其實は贈酬なり。貢物の外に附搭品を載せ行きてこれを官庫に納れ、其直錢直銀を受けたり。其品類は太刀、扇子、屏風、漆器等にして、就中太刀は彼の賞賚甚だしく、一把に舊錢三千文を給し、利益頗る多かりしかば、後には附搭品を増して十倍とするに至り、商人も類船と稱して多く隨行せしかば、これが爲めに大いに其直を減するに至れり。東西の諸國は通商交易の利を貪り、物産



及び兵器を搭じて彼に到り、貿易をもし、また侵掠をもす。支那との貿易は周防の大内氏これを掌れり。朝鮮との貿易は對馬の宗氏これを管り、毎年五十艘を送りて米二萬石を得んことを約せしが、後には多少の増減あり、其一族及び遠國の大名は或は直ちに、或は宗氏に囑托して貿易せしめたりき。

工業 農商の業に反して工藝美術は却つて長足の進歩をなしたり。これ將軍を始め大名高士、下民の窮乏を慮らず、政事の紛亂を顧みず、金錢を抛ちて盛に土木を起し、奇玩を集めければ、自ら工匠技人の陶器、漆器、建築、彫刻、繪畫等の製作を獎勵し、爲めに其技術大いに發達せしなり。陶器には瀬戸、唐津、備前、志野等あり、漆器は所謂東山時代物を生じ、また支那に倣ひて堆朱、堆黑の製あり。彫刻には寺院の建築減せしが爲めに、佛像の彫刻は減じられたるも、金屬の彫刻大いに發達す。永正の頃、後藤祐乘ありて、刀劍の裝具を彫刻するに妙を得たり。子孫其職を世々にす。後醍醐帝の頃に鎌倉に劍工岡崎正宗あり、此期中世に大坪道禪ありて、鞍轡の製作に巧に、天文の頃に明珍信家ありて、甲冑を造るに妙を得たり。繪畫は此時代の初めより未曾有の變遷あり。前期より禪宗盛に行はれしかば、漢土の畫を傳ふるもの彼國に往來する禪僧の中に多かりき。渠等が俗脱遁世の性として、北宗畫の瀟洒清淡なるを喜ぶは當然の事にして、此時代禪教の興隆殆ど其極に達せしより、僧俗ともにまた北宗風の畫を喜ぶに至り、こゝに濃彩燦爛たる風俗畫は疎筆惜墨の山水畫に壓せられぬ。當時此流の畫を能くするものに僧如拙、明兆、周文、雪舟、小栗宗

丹、曾我蛇足等あり、義政に仕へたる同朋、眞藝も父祖に繼いでその技に巧なり。狩野正信も義政に仕へて名手の譽あり、其子元信、術父を凌ぎて、世に狩野家の宗と稱せられたり。この時代に於ける農商工藝の諸職に就いていへば、醫卜、算曆の道には醫師、陰陽師、天文者、算師、曆道、相家、山伏、地しや、禰宜、巫師、藥賣等あり、醫師にも本道、婦醫、小兒醫、痔醫、疥癩家、鍼醫、齒醫等あり。藝術には文者、書家、繪工、詩繪師、實聖家、茶家、歌人、連歌師等あり。優伶には舞人、樂人、猿樂師、田樂師、太神樂、千秋萬歲、白拍子、曲舞、放下、替女、芭琴法師、早歌謠等あり。農植の類には農夫、薪人、漁人、蕘子、鹽燒炭燒等あり。舟車、輿馬を制御するには船人、棹手、渡守、橋夫、馬長等あり。坑冶、鑄陶には鑛夫、水銀堀、鍛冶、鑄物師、鏡磨、研師、針師、金箔匠、白銀細工、陶師、瓦師等あり。土木には番匠、檜皮葺、壁塗、檜物師、車匠、船工、石工等あり。刑罰には珠師、佛工、念珠挽等あり。兵器には弓師、矢師、箠細工、弦賣、蓑目くり、鎧師、鞍師、刀鍛冶、鞘卷切等あり。服飾には、烏帽子折、扇賣、帶賣、髮搔、白粉賣、腫脂とき、櫛挽、掛搔、機織、縫師、組師、張殿、白布賣、直垂賣、棉花賣、苧賣、行藤匠等あり。飲食には醸家、酷兒、酢造、米商、鹽賣、豆賣、麴賣、魚賣、蛤賣、素麴賣、豆勝賣、餅賣、饅頭賣、糖粽賣、心太賣、法輪味、啗賣、烏賣、菜賣、一服一錢、地黄煎賣、調菜、庖刀師等あり。家具、雜什には筆結紙漉、硯切、枕賣、蒸物賣、鞆工、墨紙賣、皮籠造、細籠造、筵賣、疊匠、唐紙師、表具師、傘張、笠縫、草履賣、足駄造、沓造、桶師、火鉢賣、箕賣、等賣等あり。買僧の類には坊買、客商あり。舖行あり、振賣あり、牙僧あり、藏廻あり、貿易商あり。内外兩國人の間に立ちて、其言語を通せしむる爲めに通事あり。色を賣る遊娯には遊女、辻君、立君の類あり。諸勸進には高野



聖勅進聖淡島鉦甲<sup>つづみ</sup>等あり。乞子の類にも單に物を乞ひ歩くものゝみならず、<sup>た</sup>を賣りて錢を乞ふものあり、例之は<sup>た</sup>募<sup>つ</sup>躰<sup>さ</sup>形<sup>さ</sup>捐<sup>つ</sup>鉢<sup>さ</sup>甲<sup>さ</sup>胸<sup>さ</sup>甲等の如し。

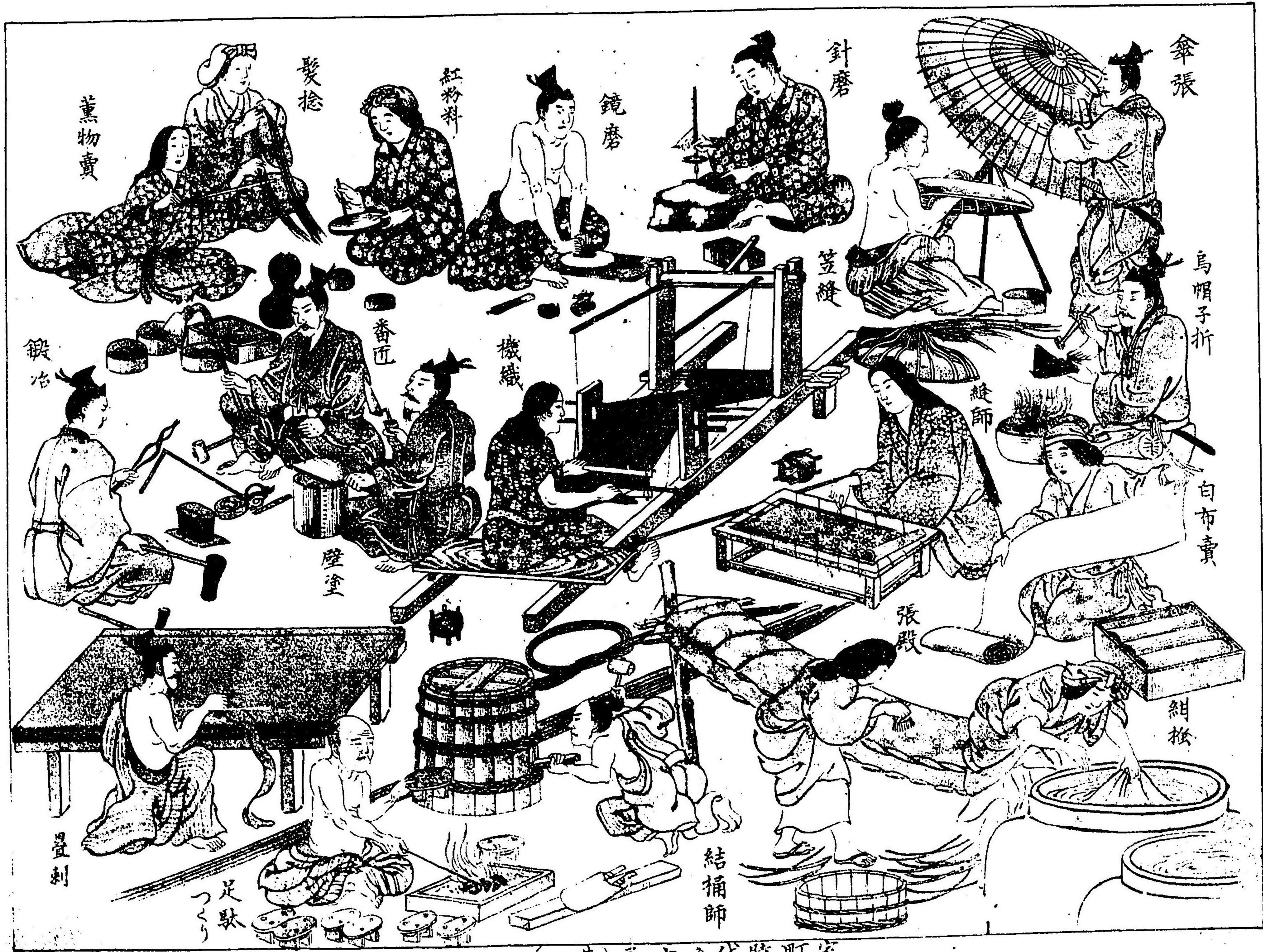
### 第三章 教育、宗教、及び人心

#### 第一節 教育、宗教

教育 教育は前期に於て既に大いに衰廢せしが、此時代に至りては其極に達し、倫理上の教育はさておき、智育の點に於ても全く地に墜ち、全州を通じて國學と稱すべきもの、たゞ一ある外は殆ど聞ゆるなし。一とは下野國足利なる足利學校をいふなり、其創置の年は詳ならずといへども、蓋し昔時國學の遺制ならん、うの後頽破に及びしを北朝光明帝の貞和年中、鎌倉管領足利基氏これを興したりき、斯くて星霜を経ること九十年餘、同職上杉憲實學校を再建し、書籍を納め、學田を附し、大いにこれを旺にす。當時諸國は兵馬の衝となりて學問跡を絶ちたれば、苟くも斯道に志あるものは、唯この一處に來りて學に就けり。されば此校ばかりは紛亂の世にも盛にして、徳川氏に至るまで命脈を保ち、八代將軍吉宗はこれを修築したりき。また周防の山口の如き學術彬々の觀を呈したれども、たゞ大内氏が自滅を促がす一時のすさびに過ぎざりき。

建武式目編修の功をなし、ものは台徒玄慧の輩にして、足利氏の史筆僧侶に歸し、足利學校中興第一世の教授たりしは禪僧快元にして、人才の蒸育また累世緇徒の管する所





(一其) 民士の代時町室





(二其、民士の代時町室)





(三其) 民士の代時町室





室町時代武士の共(其四)



たり。武士は刀鎧を操るに急はしければ、文筆を弄すべき暇なし。況んや工商農夫をや。されば文學儒道滅ぬんとして滅ぬず。餘光を黑暗々のうちに保ちたるは、一として僧徒の力なり。中にも京師なる禪宗の五山は學問の淵藪といふべく、南禪寺の僧義堂の如きを最も碩學なりとす。これ等の僧は禪旨を學ぶ傍らまた儒學を修め、儒書の註釋は古註を捨て、宋儒朱子の註をとれり。朱註を導けるは玄慧に始まれりと傳ふれを詳ならず、その禪旨を混じたること多きを以て、五山の徒は専らこれを用ひたるものにして、徳川氏朱學の隆盛も、其種は遙かに此時代に萌せるなり。斯くて四民のうち聊か筆道讀書に志させるは、皆寺院に往きてこれを修む。此風また徳川氏の世に至るまで遺存して、寺子屋の稱これより出で、後には僧侶ならぬものゝ教ふる所をも寺子屋と唱へたり。

宗教・佛教はこの時代に於ては新創の宗派なく、たゞ鎌倉時代に創まれる禪、念佛、法華諸宗の滋々盛なるに至れるを見るのみ。禪宗は最も京鎌倉の貴族に崇信せらる。京師に五山(天龍寺、相國寺、建仁寺、東福寺、萬壽寺)を定むれば、鎌倉にも建長寺以下の五山を定め、彼處に十大寺を置けば、此處もまたこれを置く。こゝに於て兩地各々五山十刹あり、而して南禪寺五山の上に位す。眞宗は兼善が加越地方を巡錫遊化せしより、北國の民最も多くこれを信するに至りぬ。日蓮宗は天下の非難を受くるにも拘らず、宗徒布教に従事し、鎌倉の本國寺を京師に移して、畿内の間にも廣く及ぼさんとし、其鞠躬の力遂にまた盛となりぬ。これと反目するは念佛宗にして、兩宗の信徒相會すれば、互に排斥して、宗義を



争ふ世にこれを宗論といふ。さてこれらの徒の行ふ所を見るに、山僧寺僧の暴戻といひ、一向宗一揆法華一揆の紛擾といひ、佛法の傳導者としては何の値もなかりきと雖も、なほ上流の將士が禪法の沈思により、膽を練り心を鍛へて生死無差別の覺悟をなし、下級の庶民が念佛宗の所説によつて、未來は極樂淨土に生まれん望ありと、偏に彌陀を頼みて安心の地を得たるは、戰國の世に當つての佛法の効力、決して鮮少にあらざりきといふべし。

神道は元來我國民が敬神の念より生じて、別に教理を立て、他人を誘導するが如きことなかりしを、中古兩部習合の説行はれしより、遂に一種宗教の體をなすに至りたりき。此時代、後土御門帝の朝に吉田神社の祠官卜部兼俱、其祖兼延の説と稱して唯一神道を唱へ、神道は根本にして佛教は枝葉なりと説きて、大いに世人の耳目を聳動せしめたり。此説が世人の注意を惹くに從ひ、敢て我敬神の風を増損することはなかりきと雖も、神道愈々宗教の範圍に陥りて、遂に其本源の旨を失へり。斯くの如く神道は一派を開きたりと雖も、諸國の神社は戰亂の爲めに敗類し、兵燹に焚けて迹を失ひしも少からず。伊勢の大神宮が二十年一度改修の制も廢れて、修造せざるに及ぶ。壞廢甚だしかりしを、此期の季、尾張の尼慶光院自ら請うて諸國を勸進し、漸く内外兩宮を改築したりき。

中古以來人心に染みたる或信は頗る深く、人魂怨靈、狐狸の變化、光り物、神佛の靈驗等に關はる話柄も愈々奇に進み、天狗の妄信もまた大いに成熟して、鼻の高きものなりと信じ、或は羽ありて空中を飛行するものと考へたり。此時代の初め蛇を宇伽神なりと祭りしものあり、長祿の頃、關東の某河に面は婦女の如く、軀軀は鯉魚、足は鳥に似たる怪物現れぬとて、これを圖して京都に傳へたり。その頃また京六條の或る倉に腰より下は蛇なる夫妻住みたりと傳へたることなほ怪談妄説數ふるに違あらず。かくて貪婪なる僧尼巫祝の徒、頻りに神佛の靈現を説きて愚民を誑惑し、報賽を貪ること多かりき。享徳の頃巫女の類に鈴御前といふものありて、小き箱を掌上に載せ、箱中より聲を發せしめて、これを神託と稱し、また人の欲するものを、その中より出して與へなせしたりき。

## 第二節 人情道德

鎌倉時代に養成せられたる武士道は此時代に於て大いに發揮せられたり。細川頼之管領たりし時、將軍義滿を輔けて政を執るや、將士に訓誡五章を垂れて、主の好に阿り、人の美を掠め、思仇を修め、是非を枉げ、功なくして賞を邀へ、才なくして祿を貪ることを誡めたり。また廉節の氣を獎勵せんとして、髡者六人をして異服を著けて營中に入らせしむ。名づけて、童坊といひ、諧謔歌舞せしめて將士の玩ひ物とす。若し士大夫の便佞にして行爲の童坊に似たるものあれば、士童坊といひてこれを辱めしかば、一時士風大いに革まりき。管領斯波義將はいひけらく、

まづ弓箭取といふは、我身のことば申すに及ばず、子孫の名を思ひて振舞ふべきな



り、限りある命を惜みて永代浮名を取るべからず。さればとて二なき命を塵灰の如くに思ひて、死ぬまじき時身を失ふは、却つていひ甲斐なき名を取るなり。たとへば一天の君のれん爲め、又は弓箭の將軍の御大事に立つて身命を棄つるを本意といふなり。

この時代の武人はこの心を以て心となしたり、故に卑怯の振舞なし。言語動作は心の徹底を露はすものとなす。故に人目なき所にも垣壁を目と心得てうち解けず。まして人中の作法は一足にてもあだに踏まず、一言といふとも心淺しと人に思はるゝを耻とす。殊に戰場は武士の晴の庭なり、戦ふ毎に心を高く持ちて我に勝れる剛の者はあらじと、氣宇既に敵を呑む。合戦の易かるは他人に先を懸けさせ、大事の時は縦使ひ百度といふとも我一人の所作と心得てふるまふを武道の本旨とす。當時の武人多くは禪法を究めて、人世を石火電光と觀じ、生命を如露如電と看る。如露如電の命を以て石火電光の世に處するものならば、生命に何の望かあらん、人世に何の名殘か惜からんと思へり。たとへば枯骸は朽つるも耻辱は朽つる時なし。されば身命こゝに滅するも、弓矢取の本意は死を善道に守り、名を義路に失はじとこそ願ひべけれ。若し餘生を偷んで名を千歳の下に汚さん恐あれば、猶豫することなくして自殺す。その死する時も女々しきことを忌み、卑怯未練を惡む志は、心鼓脈動將に絶えんとしても失はれず、能く割腹の苦痛に堪へ、腹一文字に掻き附るはもとより、或は八文字、十文字に切るもあり、或は臍腑を掴み出だして擲つもあり。

多くは其死に當りて辭世の句を誦す。其意武士道の本旨を盡くすにあらざれば、勇膽剛毅を示して往生を樂むにあり。武人の婦妻も士道を守りて夫の名を辱めんことを恐れ、夫戰場に出づれば留守を固くして家庭を整ふ。計報戰場より至れば、忽ち尼となりて夫の菩提を吊ひ、また自害して殉す。

るもこの時代は戦亂の時代なり、兵農の區別は明かに立ちしにもせよ、國々の大名に役せられて戰場に驅られし農夫耕人少からず。公卿百官また流落して屢々戰場の人となり、殊に南北兩朝分争の時代には、貴紳も兵を執りて軍門に出でたり。北畠親房父子の如き、四條隆資の如き、千種忠顯の如き、何れも顯官を有する公卿が、兵馬の間に奔走して接戦せしは、前後に未だ見ざる所とす。加之皇子親王の身を以てさへ邊隅に沈淪して、勤王の徒を募り義兵を起したまふ壯舉は驚くに堪へたり。斯くて義に鎌倉時代に於て公卿の優柔の氣を脱して尙武の風に移らんとする傾向ありしが、この時代に至りては遂に其一部に公家的武人の多きを見るに至れり。甚だしきは近衛信尹の如きは公卿にして武人となりんと欲し、秀吉の征韓の軍に従はんと願へり。かくて尙武殺伐の氣風は上下を通じて漸に、武士道は多少を論せず人心に浸潤したりき。

書に述べたる武士道は、武士の鑑を示せるなり。されど世亂れて戦争多く、掠奪侵奪たゞ方に任して、道の正否を問はず、實直の人は奸猾の士に欺かれ、有道の士は非謀の人に先んせられ、法令の禁する所なく、倫道の制する所なければ、唯一の武士道も本意を失ひ



て邪路に奔り、上下何れも狼慾を逞うし、彼を倒して己を益せんとす。人の生命をさへ斷ちて毫も心を痛むることなければ、財物を奪ふが如きは何かあらん。權謀術策たゞ利を主として憚る所なく、貪婪にして飽くことを知らず、されど明日を知られぬ取亂の世に貯蓄蓄財も甲斐なきことなれば、有る時は有るに任し、美味を嗜み珍器を玩ひて驕奢を極め、盡くればまた奪奪を謀る。斯かるさまなれば、人情の表裏反覆に頼む可らず。朝の味方も夕の敵となり、骨肉相争ひ、君臣鋒を交へ、子は父を殺し、臣また君を弑す。土地の損益のためには最愛の娘を敵國に嫁せしめ、また天地に齊しき父母を人質に遣る。かくて屍山血河の間に立ち、悲絶慘絶の光景に馴れ、一死を輕んずる風こそ益々激切となりたる。忠孝仁義の道はこれを鎌倉時代に比するに、其地に墜ちたること果して如何ばかりぞや。

僧侶の頑童を變ずるは佛教の戒律に女犯を諷めたるが爲めなりしに、平安の中葉貴族淫蕩にして、頑童をも寵し、俗人を變ずるもの少からず。爲めに朝紳の姿容美しきものは屢々顯貴の殊寵を蒙りて榮遷するものありき。武人はもと其本性として婦女の優柔なるに適はず、しかも今日あつて明日なき身は偕老の契を籠むるに難し、故にまづ男色に耽り易し。太古婦女從軍の風の廢れし後、將士の陣中に遊妓を聘して樂みしものあれども、士卒はこれに及ばず、故に男子と男子と相契りて慰めき。此時代に至りて其風益々盛んとなり、童男の眉を剃り鉛粉を粧ひ、女装をなして人に類ふるもの多し。將軍義満少年を受し、近習多く容色を以て變せられたり。爾來歴代の將軍男色に荒み、大小名も美童を近習として他に誇るに至り、これが爲めに寵遇を争ひ、猜忌を惹き、争鬪刃傷に及ぶこと多かりき。戰國の世となりては籠城宿陣の多きに從うて男色もまた盛に行はれたり。すべて男色の情愛は義を重んじ、生死を以て誓ひ、其間兄弟の情より切なりき。

#### 第四章 京都の衰廢及び諸國の割據

京都 北條氏の滅亡と共に鎌倉は頓に衰へ、建武中興と共に諸國の武士は京師に集まり、中央政府京師に設けられて、行政司法の權此地に聚まりしかば、貴賤僧俗、文書券狀を以て本領安堵を請はんとして來るものあり、政府裁決の不當を愁訴せんとて來るものあり、勤王の舉を功として優賞を求めんとて來るものありて、京師の紛雜はなかく、に名狀すべからず。その頃二條河原に落書あり、以て當時京師の光景を窺ふべし、其文に曰く、

この頃都にはやるもの、

夜討強盜謀論旨

召人、早馬、盧駭動

生類、還俗、自由出家

俄大名、迷者

安堵、恩賞、盧軍

本領はなる、訴訟人

文書入れたる細葛

追従、議人、禪律僧

下剋上する成出者

器用の堪否沙汰もなく

漏るゝ人なき決斷所

きつけぬ冠上の衣

持ちもならはぬ笏持ちて

内裡まじはり珍らしや

賢者がほなる傳奏は

我もくゝと見ゆれども

巧なりける詐は



悪なるにや劣るらん。 爲中美物に飽きみちて、 祖板烏帽子ゆがめつゝ、  
 氣色めきたる京侍、 たそがれ時に成りぬれば、 うかれてありく色好、  
 いくそばくぞや敷しれず。 内裏をかみと名付けたる、 人の妻、 駒のうかれ女は、  
 よその見るめも心地あじ。 尾羽をれゆがむえせ小鷹、 手毎に誰もすゑたれど、  
 鳥とることは更になし。 鉛作の大がたな、 太刀より大にこしらへて、  
 前さかりにぞ指しほらす。 ばさら扇の五つ骨、 ひろこしやせ馬薄小袖、  
 日鏡の質の古具足、 關東武士のかで出仕、 下衆上臈の際もなく、  
 大口にきる美精好、 鍔直垂猶ほ捨てず。 弓も引きえぬ犬追物、  
 落馬矢數にまさりたり。 誰を師匠となければとも、 遍くはやる小笠懸、  
 事新らしき風情なり。 京鎌倉をこきませて、 一坐そろはぬえせ連歌、  
 在々所々の歌、 連歌、 點者にならぬ人ぞなき。 譜第非成の差別なく、  
 自由狼藉世界なり。 大田樂は關東の、 滅ぶる物といひながら、  
 田樂はなほはやるなり。 茶香十柱の寄合も、 鎌倉釣に有鹿と、  
 都はいとゞ倍増す。 町ごと立つ簀屋は、 荒涼五間板三枚、  
 幕引きまはす役所頼、 其數しらす満ちにたり。 諸人の敷地定まらず、  
 半作の家これ多し。 去年火災の空地をも、 くそ福にこそなりにけれ、  
 適々残る家々は、 點定せられて置き去りぬ。 非職の兵仗はやりつゝ、

路次の禮儀辻々ばなし。 花山桃林さびしくて、 牛馬華洛に温満す。  
 四夷をしづめし鎌倉の、 右大將家の掟より、 唯品有りし武士もみな  
 なめんだうにぞ今はなる。 朝に牛馬を飼ひながら、 夕に賞ある功臣は、  
 左右に及ばぬ事ぞかし。 させる忠功なければとも、 過多の昇進するもあり、  
 定めて損ぞあるらんと。 仰ぎて信をとるばかり。 天下一統めづらしや、  
 御代に生れてさまざまの、 事を見きく予不思議なる。 京童の口ずさみ、  
 十分一をもらすなり。

かくて南北兩朝の分争となり、京師北朝の帝都となりて、尊氏室町に幕府を開けり。この時武人強横にして、公卿百僚を凌虐し、民人を逼迫す。そのさまは、

天下危かりし時だにも世の禮を知らず、倭を究め懲を恣まにせし大家の氏族、高上杉の黨類なれば、能なく藝なくして亂階不次の賞に關かり、例にあらず法にあらずして警衛判断の職を司る。初めの程ころ朝敵の名を憚りて、毎事天慮を仰ぎ申す體にて有りしか、今は天下唯武徳に歸して、公家あつて何の用にか立つべきとて、月卿雲客、諸司格勳の所領は云ふに及ばず、竹園椒房、禁裏仙洞の御領までも、武家の人押傾したる間、曲水重陽の宴も絶わはて、白馬踏歌の節會も行はれず、形の如き儀ばかりなり。禁闕仙洞なびかへり、参仕拜趨の人もなかりけり。況んや朝廷の政、武家の計に任せて有りしかば、三家の台輔も奉行、頭人の前に一媚を成し、五門の曲阜も執事、



侍所の邊に賄ふ。されば納言宰相なんど階次を行き合ひたるを見ても、聲を學び指を差して輕慢しける間、公家の人々いつしか言ひ習はぬ坂東聲をつかひ、着もなれぬ折烏帽子に額を顯はして、武家に紛れんとしけれども、立ち振舞へる體さすがに、なまめいて、額付の跡以外にさがりたれば、公家にもつかず、武家にも似ず、唯都鄙に歩を失ひし人の如し。(太平記)

かくて京師屢々修羅鬪争の禍となり、禁裏仙洞、竹園椒房を始め公卿百官の第宅多く焼け亡びて、今は纔かに十が二三のみ残りしを、文和三年東寺合戦の時、兵燹地を拂ひて、京白川には武士の屋形の外は在家一字もなく、離々たる原上の草累々たる叢裡の骨、見ても涙の種にて、ありし都の跡とも見えす。蓮府槐門の貴族、上達部、上臈、女房達にいたるまで、或は大井、桂川の水屑となるもあり、或は遠國に落ち下りて、田夫野人の賤しきに身を寄せ、或は田舎に立ち忍びて桑門竹扉に住みわふるもあり、公家はかやうに窮困して溝壑に墜まり、道路に迷ひぬれども、武家の族は富貴日さるに百倍して、身には錦繡を纏ひ、食には珍味を盡くしぬ。合戦儘かに休めば、在京の武人衆を聚めて茶湯の會を開き、白拍子、田樂、猿樂などを召して戯れ、或は博奕に五十貫百貫の錢を賭して勝負を争ひ、はては鬪争を起して殺傷しぬめり。

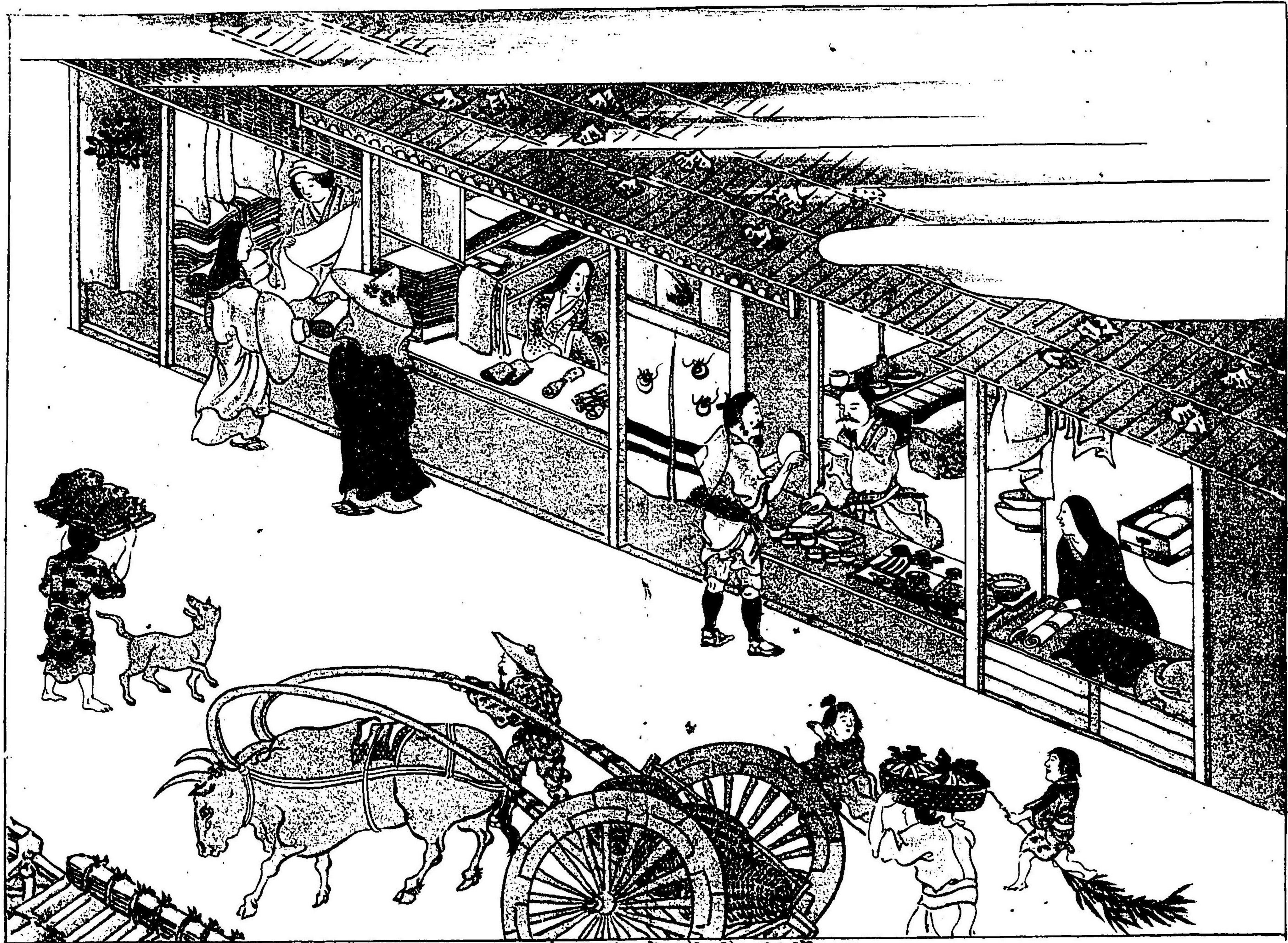
南北合和の後は、戦亂暫く休み、洛中漸く殷賑なり。當時京師の檢斷は侍所にて管らしめ、地方頭人を置きて府下の宅地を掌り、兼ねて其訴訟を裁決せしめたり。將軍義滿奢侈に耽り土木を起すこと甚だ多く、殊に禪法を信じて相國寺を建てぬ。その兵燹に罹りし後、更に諸國に段錢を課し、木石を獻せしめて七層の塔を建つ。高さ三百六十尺にして、唐の慈恩寺の塔より高きこと百六十尺。天下の壯觀を極む。また足利氏は八幡宮を氏神とせしかば、鶴が岡八幡に據へて六條八幡宮を修め、崇敬他に異なり。己の遊覽のためには、西園寺家の北山、莊を取り、其規模を擴張して金閣寺を營み、靈園池沼の間に麋鹿を放ち、名づけて鹿苑院といふ。また室町に新殿を興し、四時の花木を樹ゑて遊觀に供ふ。世に稱して花の御所といふ。京師の盛觀この時に盡きたり。降つて義政に至りては、奢侈を極めしむ。用度意の如くならず。應仁の亂こゝに起り、兵燹市街を焼き拂うて、大内を始め神社、佛閣その他殿舎、民屋の大半みな灰燼に歸し、多年の功を以て漸く繁榮を回復したり。京師は、また荒蕪たる廢地となれり。まことに前後の盛衰掌を返すが如し。其狀は次にかゝる文を以て知れ。

花落は眞に名に負ふ平安城なりしに、量らず應仁の兵亂に依つて今赤土と成りにけり。就中禁裏紫宸となるは仙洞なり。今の伏見殿これなり。高官雲に縈え、複道空に行く。五歩に一樓、十歩に一閣、出入の騷人、墨客心を留めざるはなかりけり。近頃西芳寺の風景を移され、山には楊梅桃李の名花を植ゑ、鯨鯢龍鳳の怪石を立て、友を求むる鴛鴦は水鏡を愛し、花を弄ぶ淑女は雪絃を奏す。椒蘭の烟、綺羅の艶、四方に蒸り九天に翻る粧。正に秦の阿房宮と云ふとも是には如かじとや覺え侍りける。又花の御



所の寶珠玉を瑩き金銀を鑲む、其費六十萬緡なれば、淺き智の筆に記し難し、并に高倉の御所のこと、大樹義政公御母御臺所居入、これも其營財を尋ぬれば、腰障子一間の直二萬錢となり、此殿麗これを以て量るべし、東に烏丸殿あり、是も慈照院殿(義政)の幼少の御時立てたまひし處とて、美麗と云ふとも中々に言の及ぶ所なし、三條殿は古贈大相國義教公の北の政所藤原の御里なる故に、巧匠術を盡くされける、日野、廣橋も當元帥室町殿の御外戚にていづれも珠玉を鑲めり、その外たへなる公家の御所は近衛、一條、鷹司、久我、徳大寺、花山院、洞院、菊亭、西園寺、轉法輪、北御門家を首めとして冷泉、飛鳥井、四條、世尊寺、甘露寺、清水谷、中御門、藪庭田、中山、高辻、園坊城、萬里小路、山科と菅家の人の殿宇なり、その外醫陰雨道、外記官務に至るまで、凡そ二百有餘箇所、四足棟門たて並べ、檜皮にあらぬ殿ぞなき、并に二條殿の御事は、龜山の昔を真似、温泉、臨華清宮、四季に絶えぬ詠あり、扱大名の家づくり、吉良、石橋、澁川等をば先づれきて、武衛、細川、畠山、山名、一色、六角は上土門を立てにける、又冠木門の武家方は、讃州、相摸、土岐、京極、能登、美作、兩大夫、備中守護、因幡守護、和泉兩守護、淡路守護、大領、富樫、伊勢、武田、大野大夫、甲斐や織田、畠山には播磨守、中務少輔、遊佐予ある、細川方には右馬頭、下野守、仁木の一族に五郎少輔と葦原と、さて京極に加賀守、黒田とこそ聞えし、土岐の下には池尻、この外奉行頭人と奉行外様の大名の家々の殿づくり、注さんとするに際限なし、或は藥醫平門の大名の内輪に至るまで、凡そ六七千間は左あらん





室町時代京都の市街

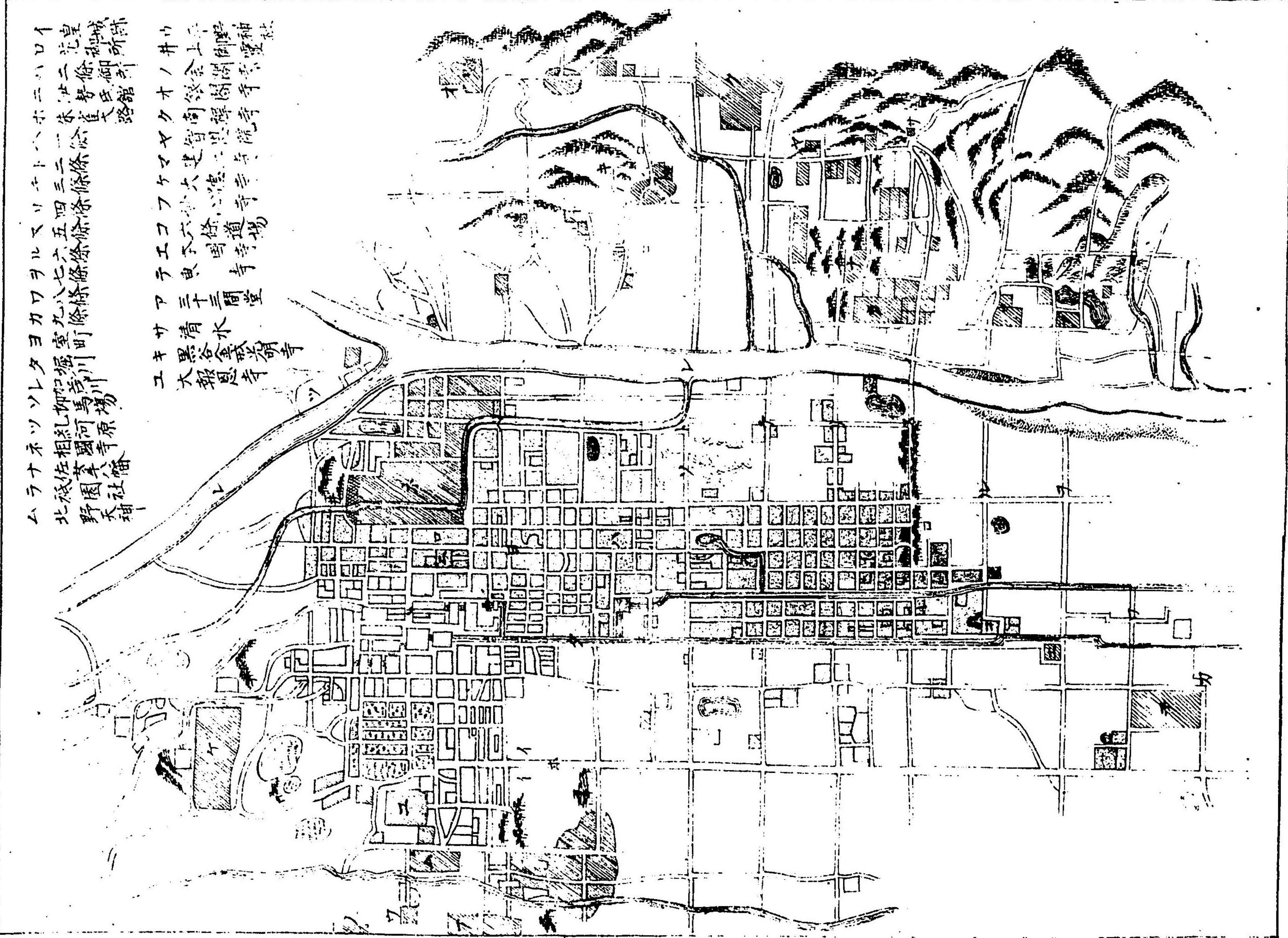


と予覺ゆる記する所のその中に取寄は曾て有るべからず。また門跡を勘ふるに、先づ仁和寺の四十九院、大覺寺の諸院と三寶院は東寺家の長者司の門家なり。中にも御室の御所作り、並びの岡を木密として、池の見越の比叡山、流の末の雪山を問へば、本寺の宮の花、送る嵐に雪の瀧波、荷くも思ひ出づる經正の住み厭かさりし宮の中と、脈せしことこそ理なれ。さて山門の諸院家は梶井の御所、青蓮院、妙法院を首めとして安居院、石泉院、毘沙門堂、尊勝院、法輪院、定法院、大ひね閣を擧げて、中にも梶井の宮造りは、舟岡山の瀧頭に、東尾より行松の雲に舞えて、御池には常に群れ居る鴛鴨の、近江の湖水に異ならず、所も名に負ふ花盛り、雲の林の宮所、雲井の春にも劣らぬや。并に三井の御門徒には、圓滿院、聖護院、華頂、實相、若王寺、吉田、靈山、近衛殿あるが中にも華頂山は、韓の金花山を移し來て、嶺にも尾にも雲の端の咲き埋もれて夕日影、晝に花の照り添ひて、吹くとも見えす散る頃は、嵐も香にや咽ふらん。圓頓院の眺望は、遠き邊鄙の行客を、居ながら前に都路や、知るも知らぬも逢坂の、行くも歸るも家づとに、花をかさゝぬ袖予なき、扱また諸宗の寺々を數ふるに、先づ相國寺の廣大なるを、一隅を擧げて量るべし。近年造るところの十三塔頭を、混じて一所に集むとも、昔の塔頭一つの弊に比せんに、百分の唯一つならん。大抵祇園精舍、摩尼寶殿と申すとも、是には過ぎずとぞ覺えたる。又洛中の藍舎には、安居寺に廣覺寺、五辻に景愛寺、千林に兩歡喜寺、此寺に定家墓の墓あり。一條大宮に圓弘寺、佛心寺、此寺と申すは加



茂の齋に備はりたまふ朝顔の更衣の墳あり堀川に雲の寺、一條の道場、東北院、是は上東門院なり居たまふ寺なれば、和泉式部が軒端の梅あり、河崎、秋野、淨華院、大炊の道場、南御所、等持寺、四條安國寺、通玄寺、安禪寺、入江殿、薩道場、八講堂、大宮に三箇寺、悲田院、安樂光院長講堂、亭子院、河原院、此寺は融、大臣古へ千賀の鹽竈を移されし舊迹なり、東山南禪寺、五十箇所の塔頭は星を並ぶる如くなり、龜山法皇の御建立、毗盧頂上の寺なれば、肩を雙ぶる宗どなき、其塔頭の慈氏院十刹も及ばずと申しける、東岩倉元應寺、此寺と申すは後醍醐院御手に錦の笈を持ちたまひ、土壇を築き立てたまふ、また法勝寺は代々皇居の寺として、常の伽藍に事替り、今離宮を殘されたり、中山の觀音、岡崎の文珠、兩岡崎、新黒谷善法寺、鹿谷善林寺、栗田口には善勝寺、慈生寺、太子堂、白毫院、常在光院長樂寺、光堂、崇徳院、雲居寺と申すは奈夏半佛尊の像雲を穿つ。大伽藍、鷲尾、并に金仙院、觀照寺、下河原、坂面には北斗堂、七院、六道興善院、玉蟻寺、小松谷殿、等光寺、さて新熊野に三所、宮、十二所、權現の透廊に神樂乙女ど並み居たる、また泉涌寺は佛殿に劣らざりける十六觀音堂あり、毘沙門谷に梅の坊、百梅を盡くして木密にきり、山を作りて色々、谷嶺をこそ通しける、左女牛の八幡、内野にしては神祇官大内を殘す、官廳、眞言院は天下の大事祈禱所なり、都の西に谷の堂、峯の堂、西芳寺、法輪寺、さてまた嵯峨にある四十八院の寺中にも、天龍寺は五山の棟梁たる故に、是を本寺に用ふるなり、また臨川寺の水車は廻る迹なくなり果て、昔の嵯峨の舊





ムラナネソツレタヨカワラマシムホニハロイ  
 北野大社 相國寺 河原馬場 堀室町 九條 八條 七條 六條 五條 四條 三條 二條 一條 皇極寺 所部  
 ユキ黒谷金成寺 大報恩寺 アサ清水 三十三間堂 テ東寺 東寺 寺場 六條 德寺 建智院 智恩院 ヤマ智恩院 南禪寺 クオノ会館 井上御霊社

室町季世京都圖



迹、章深き野と成りにけり。計らざりき、萬歳期せし花の都、今何ぞ狐狼の臥床とならんとは、適々残る東寺北野さへ灰土となるを。古へにも治亂興亡のならひありといへども、應仁の一變は佛法王法ともに破滅し、諸宗皆悉く絶え果てぬるを、感歎に堪へず。飯尾彦六左衛門一首の歌を詠じける。

汝も知るや、都は野邊の夕雲雀あがるを見ても落つる涙は。(應仁記)

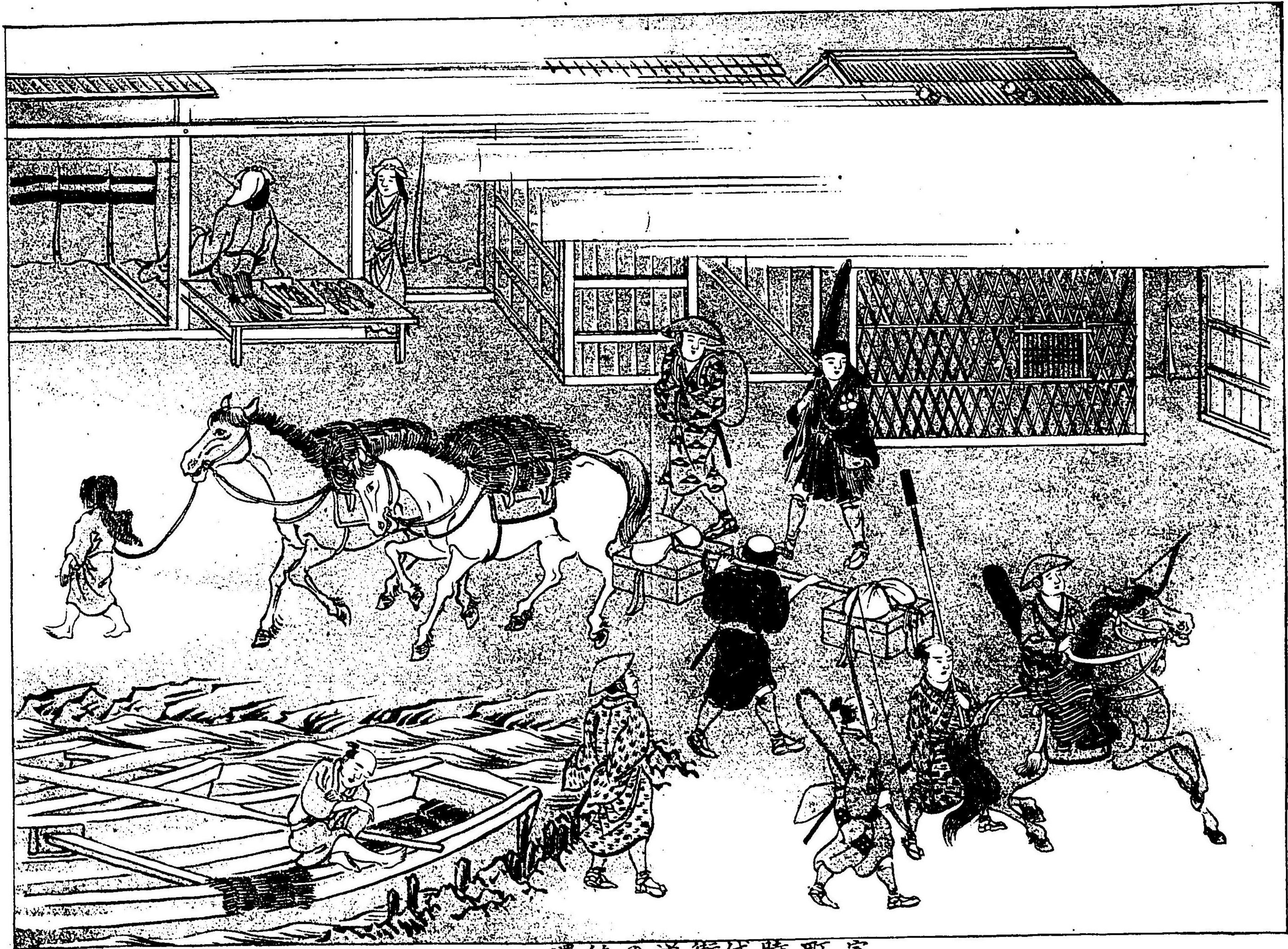
應仁の亂後、武人は荒廢したる京師を背にして、各々國に引き還りしかば、帝都は遂に興復の運に會はず。大内は漸くにして再築せられたれど、平安城の面目は復すべからず。かゝる中にも、義政は東求堂を東山に營みて、銀閣を起したれど、壯觀は金閣に及ばず。殊に享祿以來、細川氏の亂の爲めに、戰場となり、第宅社寺皆兵火に焚け、市民難を避けて近郷に逃れ去りしかば、京師は愈々廢地となり、加茂川、貴布禰川一つになりて、萬里小路通りに流れ落つるに至れり。さればこゝに井關を組ませ、柳を植ゑて川よけとし、後には在家となしぬ。これ今の柳馬場なり。斯かりければ、大内は微々としてありし昔の影をも止めず。築地もなく、竹垣に茨など結び付けたるさまなり。禁庭右近の橋の下には茶を煎て賣るものあり、兒童こゝに來り遊びて、うちはやし、官殿の椽にて土なぞねやし、戯る、御簾を掲げてうかふに人の影だに見えず。萬乘の天子も些少の錢貨に替へて、宸筆を賣らせたまひ、銀子に百人一首、伊勢物語など望みのまゝをしるせる札を付けて、御簾に結びつけ、れくに、日を経て後詣れば、宸筆を添へてさし出ださる。夜は三條の橋の邊より内侍



所の燈火を望むべく、京中滿目の荒涼思ひやるだにあはれなりき。

諸國 鎌倉は北條氏滅亡の時に際して、海濱并に稻瀬川邊の人家より北條氏の第宅に至るまで兵燹にかゝり、一時荒廢に歸せしが、建武中興の際、成良親王管領となり、足利直義執事としてこの地に東下して、東國の軍政を聽きしかば、生氣頓に復して市民漸く安堵したり、幾くもなくして中先代の亂起り、次で南北兩朝戰亂の世となりて、この地數々戰場となりしが、正平四年尊氏その子基氏を關東管領となして居らしめしより、再び東國の都會となり、將士の館舍櫓を列ね、繁榮舊に復したりき。その後歲を経ること九十年ばかり、永享十一年に持氏滅びて、十年の間鎌倉に主なく、寶徳元年に至りて足利成氏東國の主となりしも、幾くもなくして執事上杉氏と争ひ、出で、結城を攻めけるとき、今川範政幕命を奉じて鎌倉を襲ひ、御所を初めとして谷七郷の神社佛閣を焚きしかば、この地大いに敗壞す。後軍敗れて成氏は下總の古河に奔り、長祿元年、足利政知東國の主となりて下りしも、鎌倉に居らずして、伊豆の堀越に居れり。さればこれより關東分裂し、諸大名また鎌倉に觀せず、頼朝以來繁榮の地遂に空しく廢墟となれり。この時に當りて足利氏に代りて關八州を平定せしものを北條氏とす。北條氏は相摸の小田原に據りしかば、該地の繁昌は驚くべく、四方の商賈群り來りて、一色より板橋に至るまで一里ばかりの間に見世棚を張り、山海の奇品數を盡くし、琴棋書畫を始めとして海外の珍貨をこゝに列ね、交易賣買の利潤は京の四條、五條の辻に過ぎたりきといふ。





室町時代街道の往還





鎌倉及室町の世の旅装





江戸の世の民 (天保時代)



西國には周防の守護大内氏最も強豪にして、防長豊筑藝石の六州を占めて山口に居り、明と貿易して豊富を極めたり。義隆に至りて驕奢を喜び、近國の神社の破壊したるを修營し、造立百餘箇所に及べり。また幕府の衰頽を慨き、將軍を迎へんとの志あり。時にまた公卿流落してこゝに寄寓せしかば、山口はさながら新都の如く、朝夕の遊宴にも和歌の披讀管絃の合奏など、いづしかな優柔なる公家風に馴れ、遊惰に耽りて政を視ざりしかば、權臣の爲めに弑せられて家滅び、傾邑は概ね毛利氏に歸したり。斯くの如くこの時代に於ては公卿の諸國に流寓する者多かりしより、諸侯も其風に化せられ柔情に陥りて、出づるに輿を以てするに至り、武人の特性を失ひて家滅びしもの少からず。越前の朝倉、駿河の今川の如き皆この類なり。九州探題の威令は行はれずして後には其名をさへ聞くこと稀なり。九州には島津氏、薩日隅を傾し、大友龍造寺の諸豪を鼎立し、四國には細川氏ありしが、後には衰へ、土佐の長曾我部氏旺なりき。

前期以來諸國の守護道路に新關を構へて山手、河手を食り、旅人の類大方ならざりしかば、正平元年幕府これを禁じ、更に御免の分を除く外は、悉く撤去せしむ。されども應仁の亂以後、道路の交通は割據防守の爲めに閉塞し、開けたる道も壅がり、架けたる橋も撤せらる。諸道の要口には關所を設けられて、往來の旅人これを煩ふ。剩へ間諜と誤られて拘留せらるゝこと間々あり、かく割據の用意をさく、怠らざるが上に、大内氏の如きは領内大道の夜行を禁ず、但し旅人は其投宿の所を私して漸く往來を許す。佛閣巡禮の輩は



その滞在五日に過ぎるを許さず、長曾我部氏は領内に令して旅人の徑路を行くを禁じたり。寺社もまたこれに倣ひて、其領内に新闢を設けて、通行の人より役錢を食れり。例之は奈良の興福寺は兵庫を領し、京北の叡山は天津を領して津料を課し、鎌倉の鶴が岡八幡宮は湯本、岩淵等の關を領して關料を課し、圓覺寺は箱根關及び神奈河、品河等を領して關料、帆別錢を課したるが如し。當時近畿の要港には和泉の堺、津最も繁盛にして、船舶輻輳し、商賈楫を列ぬ。畿西には筑前の博多、肥前の平戸等海外互市の場となりて、和船唐船楫を交へ楫を列ねたりき。

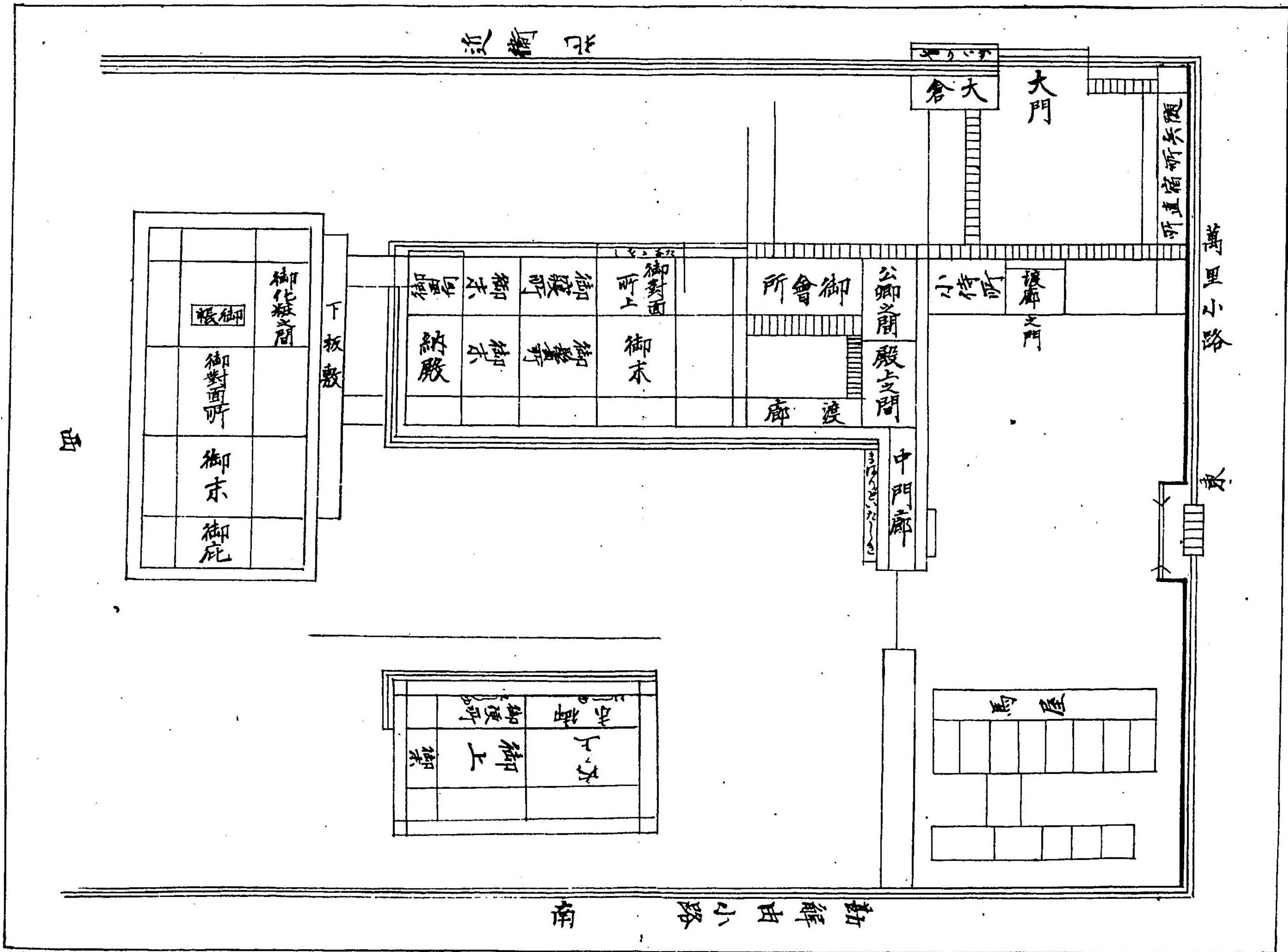
## 第五章 衣食住

### 第一節 住居

京師貴族の第宅は平安時代と大いなる變遷あるを見ず。親王大臣家には四足門あり、上中門あり、殿上あり、公卿の座あり、その傍に障子上げとて諸大夫の候する所あり、遠侍とて侍士の候する所あり、隨身所あり、車宿あり、車宿の柱は圓きを用ふ。名家以下公卿の家には四足門、上中門、殿上、障子上げ、隨身所なく、寢殿にも日藏なく、車宿あれども、其柱を圓くすること能はずして、方柱を用ふ。

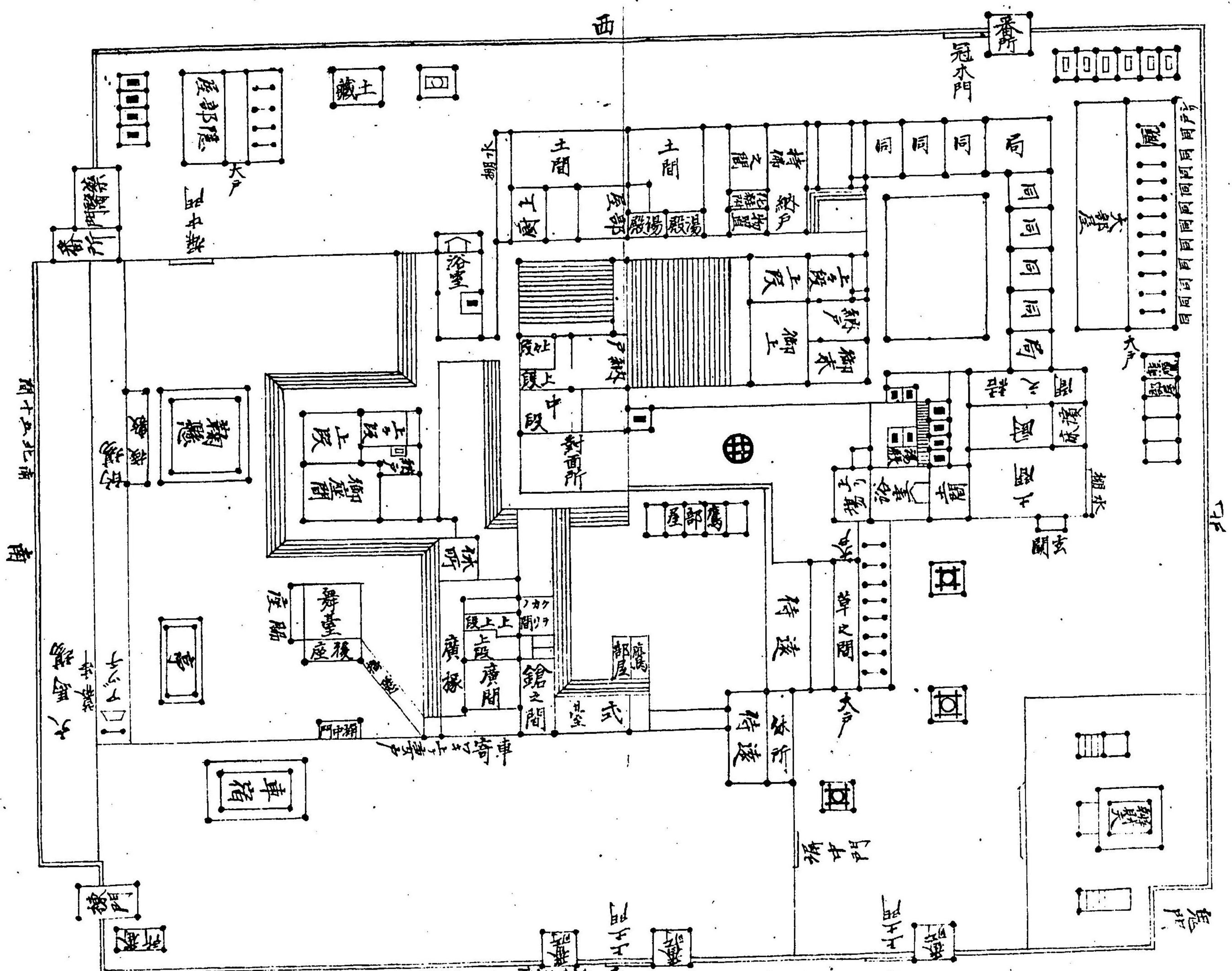
武人の第宅は前期に比すれば概ね宏壯となりて、鎌倉時代の質素なる武家の風に京都貴族の美麗なる風を混化したり。次に掲げたるは三條坊門、萬里小路なる足利尊氏の居





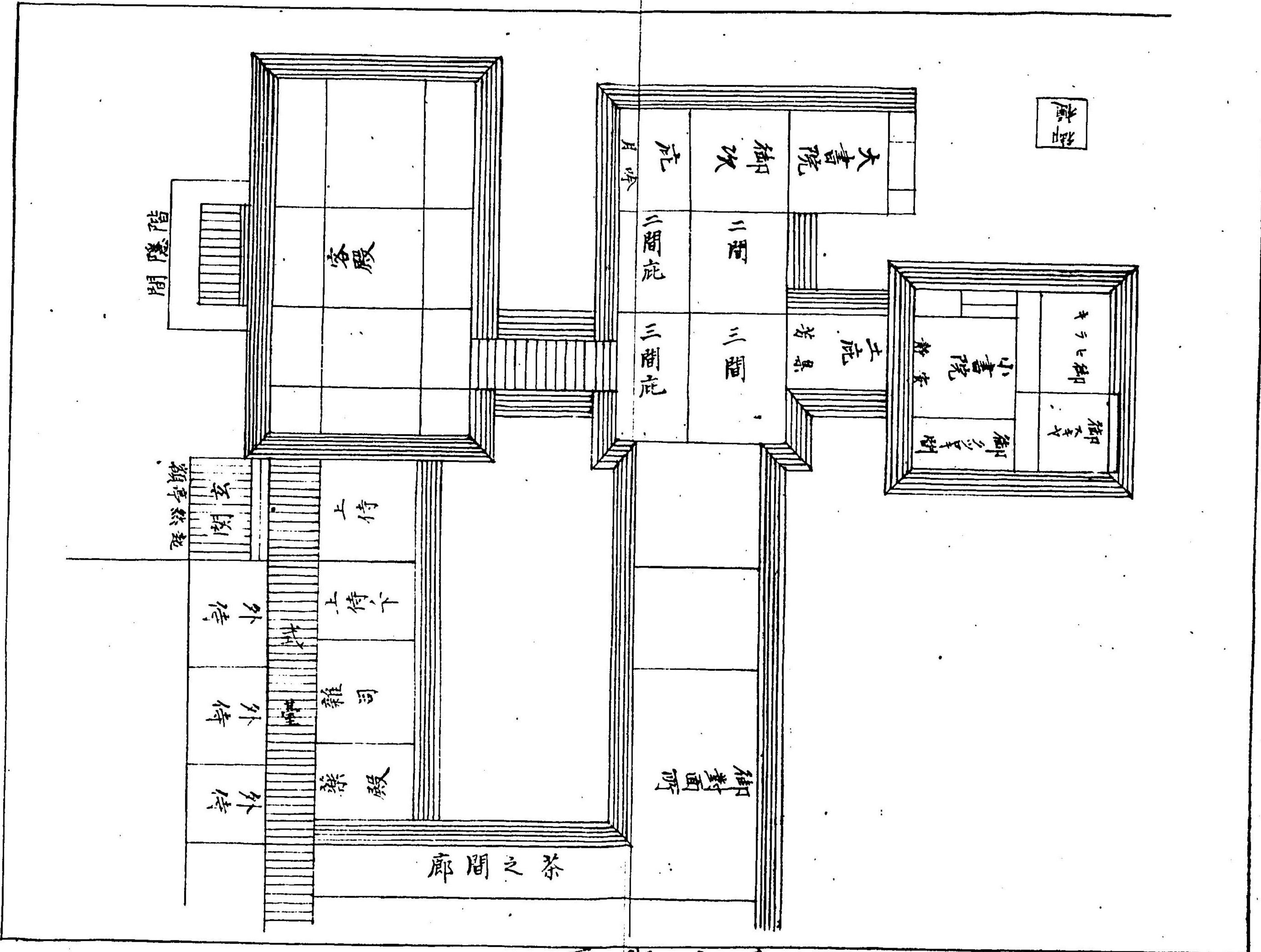
近衛東洞院利尊氏第の第





室町時代武將の第宅 東關管領の邸宅 (室町時代)





御書

御書  
御筆  
御書院  
御書院

大書院  
御次  
二間庇  
三間庇  
土庇  
芳  
三間

客殿  
間隱階

玄關  
上侍  
上侍下  
雜司  
藥殿  
外侍  
外侍  
外侍

御書圖所

廊間之茶

東山御所



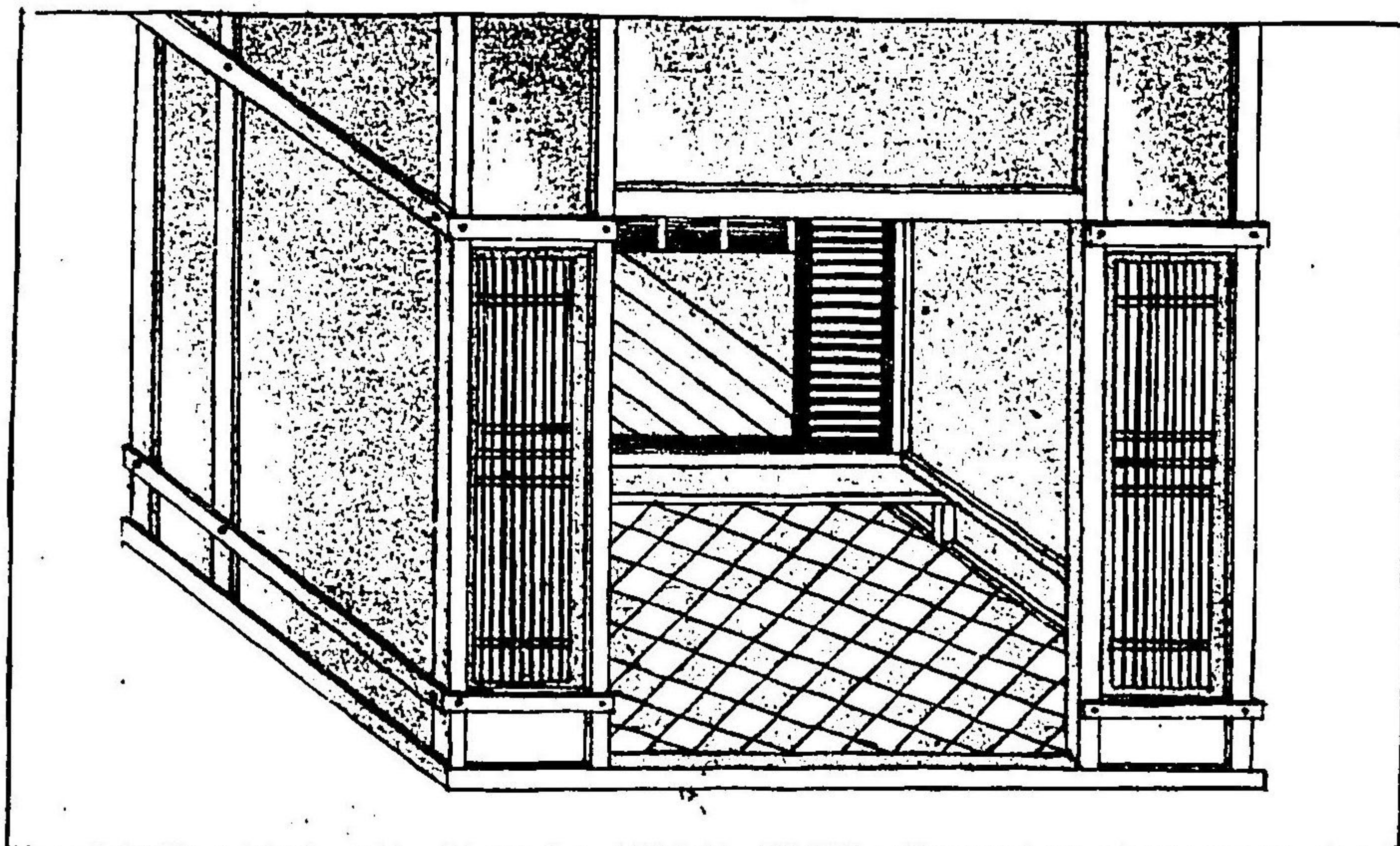
第の圖にして、其規模の小なること殆ど意外といふべけれど、その後奕世奢侈に趨りて、義經の時には諸將に命じて一殿一閣を分營せしめ、義滿の三條室町の第は鎌倉の舊式に據らずして、公家攝關の制に基き、寢殿、對屋、釣殿等あり、名花を植ゑ列ねて花の御所の名を博したり、將軍義輝の時、耶穌教の宣教師新年の賀に與かり、隔見の狀を記して曰く、公方の官殿には三大廊あり、每廊に城關を設け、守兵を置き、旌旗を立つ、大諸侯の甲第は第一廊内にあり、京師七口を隔て、第二廊は公族元老の居住する所にして、諸侯の從者二十人以上を従へ且つ乗馬して至るを禁ず、六門内なり、第三廊は公方の居殿なり、大諸侯と雖も僅かに從者二人、持履の少年一人を従ふるを許す、廊内には守兵夥多に、諸人輻輳すれども喧嘩の聲を聞かず、少しく騷擾を起せば死刑に處す、公方の外國使節、諸侯を見る所は華奢なる一大室なり、柱は金を以て包み、表面を蓋ふに美麗なる茵席を以てす、公方は上壇の華美の幕に坐し、四公族は後に、八大臣は左右に別れ坐し、周圍に高位の臣三百餘人列坐す、上には天蓋を釣り、四方各々四龍の形あり、天井は全面金光あり、種々の寶玉を以て飾る、公方は廣帯表被の上に、また珠玉燦然たる金縷の衣を着し、扇を執り、神の如くに端坐し、諸侯の敬禮を受けて黙答もせず、微かに扇を傾くるのみ、公族及び大諸侯に限り拜頭を得れども、その他の諸臣は假令ひ威力ありて莫大の貢獻をなすも、參謁を得ず、また大夫人の居に至れば、衆女官列坐の中央に坐し、禮拜堂に阿彌陀佛の像を安んじ、室内すべて沈靜にして敬禮を遵守す、大夫人は貴重の器に茶を點じ、先づ自ら喫し、次



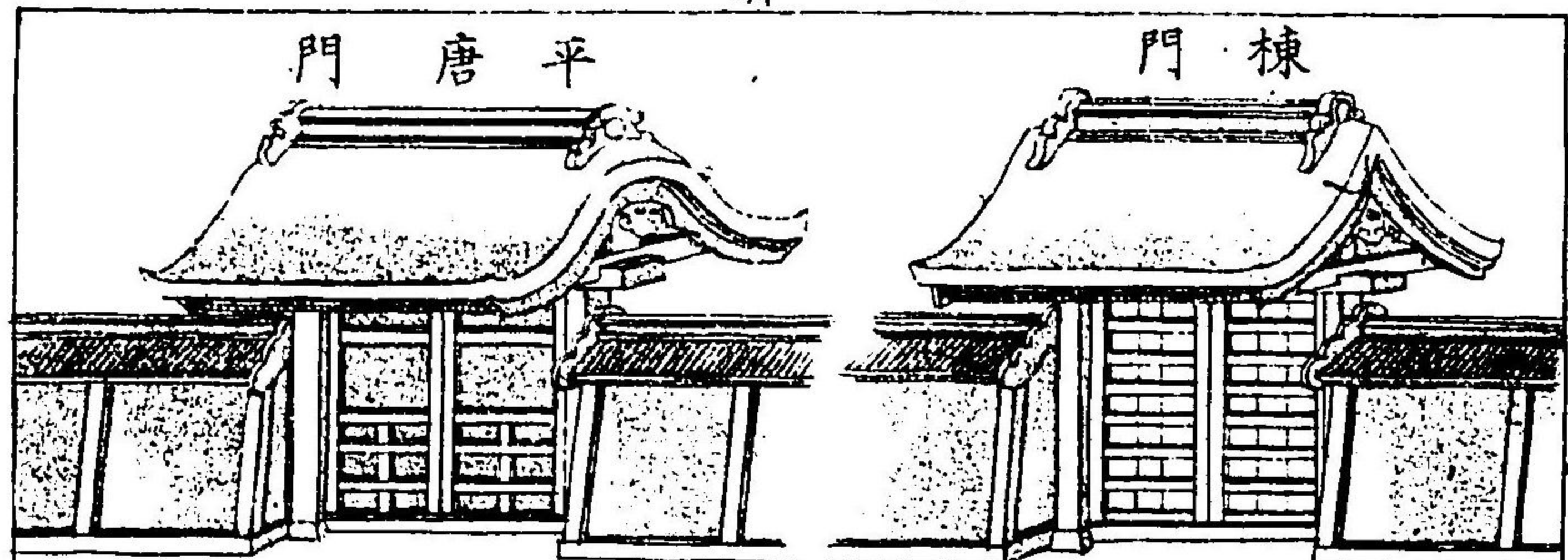
に親ら教師に賜ひ、箸にて一種の砂糖漬を挟みて與へたりといへり。將軍衰へたりと雖も、起居坐臥に威嚴を保つ狀概ねこれにて観察すべし。

要するに公家は萬事衰憊して、住屋また平安の昔に及ばず、武人は威勢を籍りて凡て宏壯なり。貞和の頃、執事高師直が京一條今出川の第宅を見るに、當時の例には、四品以下の平侍、武士などは、關板うたぬ、舒音の家をだに構へぬことなるに、民部卿三位殿、後醍醐帝の女御の住み荒らしたまひし古御所を點じて、棟門、唐門四方にあげ、釣殿、渡殿、泉殿、棟梁高く造り、雙べて壯觀を逞うし、庭園には伊勢島、雜賀の大石をも集め、奇木、芳樹を植ゑて、名所の風景を集めたり。その後三管領、相伴衆の家々は上土門を立て、うの他供衆、詰衆より、管領被官の家々は上土門を立つるもあり、また冠木門を立つるもあり、初めはさばなくて、武人は上土門を造ること稀なりければ、況して棟門をたつることはなく、屋根も板屋作なりしに、後には將軍渡御の在所と稱して、何れも檜皮屋を造りたりき。戰國割據の世となりては、門の左右に常に井樓を上げて、敵に備へたりき。

この時代には前期に續きて、禪法盛に公武を通じて行はれければ、屋制も皆禪味を加へ、壯麗を尙ふよりは雅致あるを旨とし、書院作になして玄關、書院を設けたり。玄關の名は既に前期よりあれども、此時代に至りて體をなし、義滿が花の御所を新造せし時は、玄關と香脱とを一所にして、客殿の前に附けたり。抑々寢殿作の廢れて、書院作の普く世に行

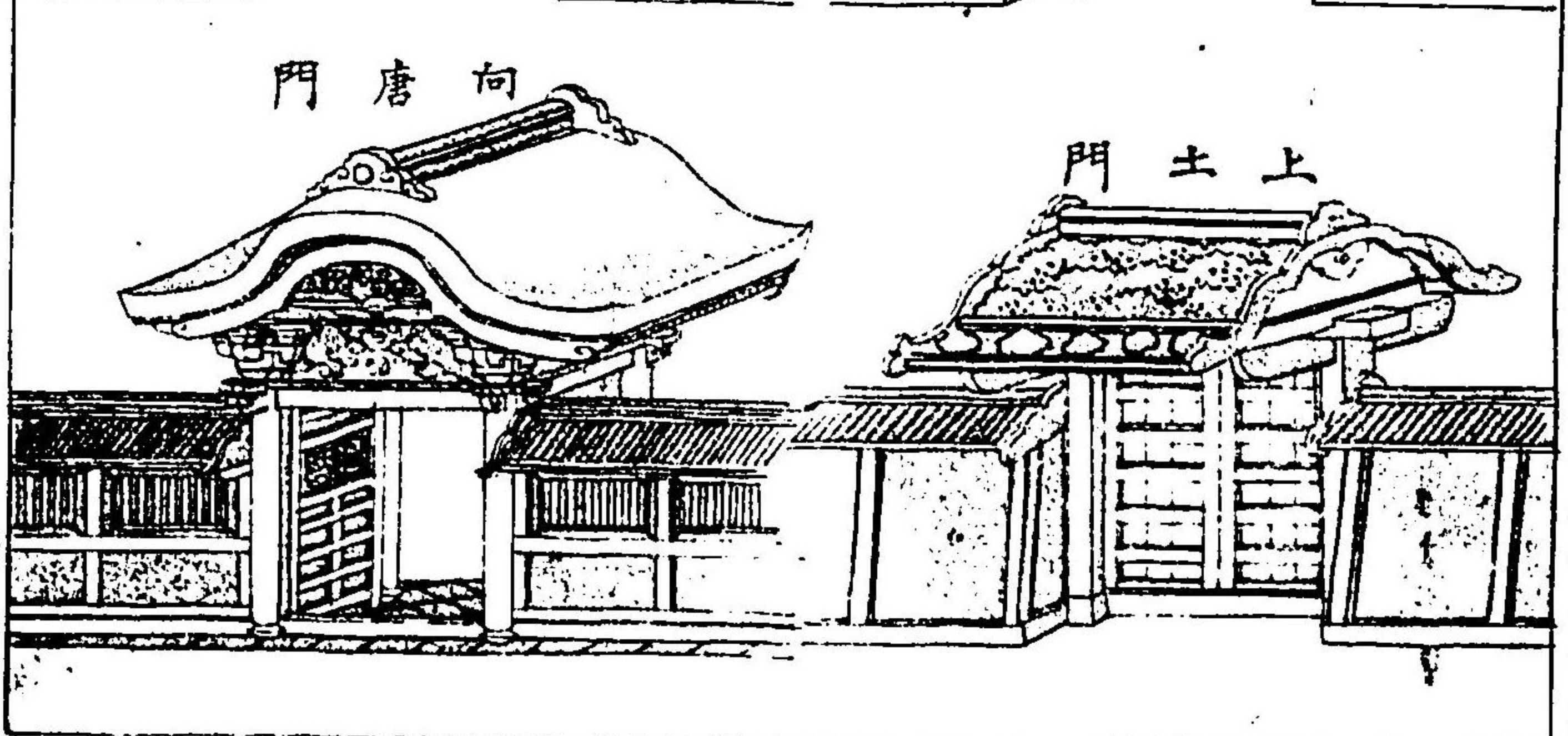


關 玄



平唐門

棟門



向唐門

上土門

室町時代貴族第宅の玄關及び門



はれたるは、一時のことにはあらず。鎌倉時代には京師の公卿はいふまでもなく寝殿作の舊制に違ひ、關東の武士はこれに倣ふもありけんが、概ね質素を守りて宏壯華麗の造營を希はず、中には簡略なる禪院の書院作をまなぶもの少からざりしこと、見ゆ。然るに此時代に至り、東國の武士京都に出づるに及びて、早くも鎌倉素樸の風を失ひ、争うて家屋を公家の第宅に擬したり、たとへば師直が今出川の第、義満が花の御所の如し。その他大名の第宅の一として寝殿作ならざるはなく、家屋の制古へに歸りて、公家、武家の差別なきに至りぬ。しかるに應仁の大亂ありてより三好松永の亂に及ぶまで、京師は修羅の巷となり、綺羅を盡くしたる殿宅概ね兵燹に罹りて、殘る所は十が一にも過ぎず。攝關大臣の御所とても雨露を凌ぐに足るのみなれば、將軍を始め大名、諸士が造築する第宅も簡便を旨とし、また戰亂の世とて多數の郎従を一邸のうちに住ましむる必要をも生じて、これが爲めに寝殿作を止めて書院作となすに至りぬ。曾に武家のみならず、公家もまたこれを倣ひ、家屋の制こゝに於てか一變して、書院作の體、公武上下ともに行はれ、玄關、書院、客座敷、居間、奥の屋などいふ制となれり。

書院作の制行はれて入口に玄關を設けし以來、その内部を廣め、または側部を經營して一室とするもの多し、これを廣間といふ。亂れたる世には武士を遠侍に宿直せしむるのみにては未だ急變を防ぐに足らずとて、遠侍の郎従家人を廣間に移し、こゝに武具兵器を飾りて、威嚴を示しまた警衛に備ふ、その飾りたる器具の種類によりて、弓之間、鎗之間